

半 期 報 告 書

(第121期中)

自 2024年 4 月 1 日
至 2024年 9 月30日

野村ホールディングス株式会社

(E03752)

第121期中（自2024年4月1日 至2024年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された期中レビュー報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

野村ホールディングス株式会社

目 次

頁

第121期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
3 【経営上の重要な契約等】	21
第3 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
2 【役員の状況】	26
第4 【経理の状況】	27
1 【中間連結財務諸表】	28
2 【その他】	130
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	131

期中レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月14日
【中間会計期間】	第121期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 グループCEO 奥田 健太郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	主計部長 小林 建夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番2号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	主計部長 小林 建夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第120期 前中間連結 会計期間	第121期 当中間連結 会計期間	第120期
会計期間	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
収益合計 (百万円)	1,906,053	2,459,451	4,157,294
収益合計（金融費用控除後） (百万円)	716,673	937,769	1,562,000
税引前中間（当期）純利益 (百万円)	103,045	235,941	273,850
当社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	58,563	167,325	165,863
当社株主に帰属する 中間包括利益または包括利益 (百万円)	182,671	80,070	307,393
純資産額 (百万円)	3,372,248	3,396,386	3,448,513
総資産額 (百万円)	54,815,293	57,458,630	55,147,203
1株当たり 当社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (円)	19.34	56.63	54.97
希薄化後1株当たり 当社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (円)	18.62	54.58	52.69
自己資本比率 (%)	6.0	5.7	6.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	194,132	△369,067	132,640
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△332,878	△203,737	△887,938
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	223,489	1,211,458	1,012,850
現金、現金同等物、制限付き 現金および制限付き現金同等 物の中間期末（期末）残高 (百万円)	4,105,267	4,827,835	4,299,022

（注）1 当社および当社が財務上の支配を保持する事業体（以下「野村」）の経営指標等は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に基づき記載しております。

2 「純資産額」は米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。また、「自己資本比率」は、米国会計原則に基づく当社株主資本合計を用いて算出しております。

3 中間連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社および当社の連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体）1,528社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

また、当中間連結会計期間末の持分法適用会社は13社であります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりです。なお、以下の見出しは、前事業年度の有価証券報告書における「第一部〔企業情報〕第2〔事業の状況〕3〔事業等のリスク〕」の項目に対応したものです。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本半期報告書提出日（2024年11月14日）現在において判断したものです。

16. 役職員または第三者による不正行為や詐欺その他の犯罪により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

野村の役職員が、上限額を超えた取引、限度を超えたリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽、顧客に対する犯罪行為や違法行為等の不正行為を行うことにより、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります。また、不正行為には、インサイダー取引、情報伝達行為や取引推奨行為等の役職員または第三者による野村やその顧客の非公開情報の不適切な使用・漏洩その他の犯罪も含まれ、その結果、野村が行政処分を受け、もしくは法的責任を負う可能性、または野村のレピュテーションや財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

また、野村は、第三者が行う詐欺的行為に直接または間接に巻き込まれる可能性があります。野村は、投資、融資、保証、その他あらゆる種類のコミットメントを含め、幅広いビジネス分野で多くの第三者と日々取引を行っているため、こうした第三者による詐欺や不正行為を防止し、発見することが困難な場合があります、こうした行為に巻き込まれることにより、野村の将来のレピュテーションや財政状態に影響が及び、野村が被る損失が多額になり、また野村に対する信頼が損なわれる等の悪影響を受けるおそれがあります。

野村は、「野村グループ行動規範」を策定するとともに、コンプライアンス研修等の実施、内部通報制度での対応の充実等を通じて、その浸透と遵守を徹底することをはじめとする役職員や第三者による不正行為や詐欺的行為を防止または発見するための対策を講じていますが、これらの実装済の対策または今後追加する対策により役職員や第三者による不正行為や詐欺的行為を常に防止または発見できるとは限らず、また、不正行為や詐欺的行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限りません。そのような不正行為や詐欺的行為の結果として野村に対する行政上の処分または司法上の決定・判決等が行われれば、野村はビジネスの機会を喪失する可能性があります、また、顧客、特に公的機関が野村との取引を行わない決定をした場合は、たとえ処分等が解除された後であっても、ビジネスの機会を喪失し、将来の収益や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

18. 野村のビジネスは、重大なリーガル・リスク、レギュラトリー・リスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性があります

（前略）

- （2）規制による業務制限や、行政処分等による損失が発生し、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります

（中略）

なお、当社の子会社である野村證券株式会社が、2021年3月の国債先物取引において法令違反に該当する事実が認められたとして、2024年10月に財務省より国債市場特別参加者制度に基づく特別資格を2024年10月15日から2024年11月14日までの間停止する処分を受け、金融庁から課徴金納付命令を受けました。本事案を受けて、一部の顧客は野村との取引を控えており、収入に影響を与える可能性があります。

（後略）

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の概況

当中間連結会計期間の収益合計（金融費用控除後）は9,378億円、金融費用以外の費用は7,018億円、税引前中間純利益は2,359億円、当社株主に帰属する中間純利益は1,673億円となりました。

中間連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および金融費用以外の費用の内訳はそれぞれ次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) (百万円)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) (百万円)
委託・投信募集手数料	171,692	204,113
(委託手数料)	121,557	140,368
(投信募集手数料)	27,389	34,762
(その他)	22,746	28,983
投資銀行業務手数料	69,750	94,586
(引受・募集手数料)	29,921	48,291
(M&A・財務コンサルティングフィー)	23,615	31,912
(その他)	16,214	14,383
アセットマネジメント業務手数料	148,473	184,181
(アセットマネジメントフィー)	134,870	167,901
(その他)	13,603	16,280
トレーディング損益	232,176	279,705
プライベートエクイティ・デット投資関連損益	8,010	4,751
純金融収益	18,729	29,826
投資持分証券関連損益	7,569	△1,112
その他	60,274	141,719
収益合計（金融費用控除後）	716,673	937,769

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) (百万円)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) (百万円)
人件費	325,811	369,181
支払手数料	65,701	88,954
情報・通信関連費用	106,452	112,510
不動産関係費	34,078	34,445
事業促進費用	11,540	12,553
その他	70,046	84,185
金融費用以外の費用計	613,628	701,828

事業別セグメント情報

事業別セグメントにおける業績は次のとおりです。野村は、2024年4月1日付で「営業部門」を「ウェルス・マネジメント部門」に改称しました。

なお、合算セグメント情報と、中間連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および税引前中間純利益（△損失）との調整計算につきましては、「第4〔経理の状況〕1〔中間連結財務諸表〕〔中間連結財務諸表注記〕16セグメントおよび地域別情報」をご参照ください。

収益合計（金融費用控除後）

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) (百万円)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) (百万円)
ウェルス・マネジメント部門	190,982	230,667
インベストメント・マネジメント部門	71,636	103,757
ホールセール部門	394,937	508,227
その他（消去分を含む）	60,708	97,111
計	718,263	939,762

金融費用以外の費用

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) (百万円)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) (百万円)
ウェルス・マネジメント部門	138,990	143,120
インベストメント・マネジメント部門	44,794	48,643
ホールセール部門	384,572	441,812
その他（消去分を含む）	45,272	68,253
計	613,628	701,828

税引前中間純利益（△損失）

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) (百万円)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) (百万円)
ウェルス・マネジメント部門	51,992	87,547
インベストメント・マネジメント部門	26,842	55,114
ホールセール部門	10,365	66,415
その他（消去分を含む）	15,436	28,858
計	104,635	237,934

ウェルス・マネジメント部門

収益合計（金融費用控除後）は、株式委託手数料および投信募集手数料の増加等により、2,307億円となりました。金融費用以外の費用は1,431億円、税引前中間純利益は875億円となりました。2024年9月末のウェルス・マネジメント部門顧客資産残高は、2024年3月末から7.5兆円減少し146.1兆円となりました。

インベストメント・マネジメント部門

収益合計（金融費用控除後）は1,038億円となりました。金融費用以外の費用は486億円、税引前中間純利益は551億円となりました。2024年9月末の運用資産残高は、主に運用資産の公正価値の下落により、2024年3月末から0.2兆円減少し88.8兆円となりました。インベストメント・マネジメント部門の収益合計（金融費用控除後）の内訳は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
事業収益 (1)	65,937	78,475
投資損益 (2)	5,699	25,282
収益合計（金融費用控除後）	71,636	103,757

- (1) 投資損益を除く部門収益であり、主にアセット・マネジメント事業からの収益（アメリカン・センチュリー・インベストメンツ関連損益を除く）、野村バブcockアンドブラウン株式会社の航空機リース関連事業収益およびプライベート・エクイティ等の投資事業における管理報酬により構成
- (2) 部門収益のうち投資に起因するものであり、主にアメリカン・センチュリー・インベストメンツ社への投資およびプライベート・エクイティ等の投資事業における投資にかかる損益（公正価値の変動、資金調達コストおよび配当金を含む）により構成

ホールセール部門

収益合計（金融費用控除後）は5,082億円となりました。金融費用以外の費用は4,418億円、税引前中間純利益は664億円となりました。ホールセール部門の収益合計（金融費用控除後）の内訳は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
グローバル・マーケット	331,062	428,723
インベストメント・バンキング	63,875	79,504
収益合計（金融費用控除後）	394,937	508,227

グローバル・マーケットの収益合計（金融費用控除後）は4,287億円となりました。フィクスト・インカム収益合計（金融費用控除後）は、主にスプレッド・プロダクトが好調で増収となり、前年同期の1,942億円から2,535億円となりました。エクイティの収益合計（金融費用控除後）は、エクイティ・プロダクト、エグゼキューションともに好調で、前年同期の1,368億円から1,752億円となりました。インベストメント・バンキングでは、収益合計（金融費用控除後）は795億円となりました。

その他の経営成績

その他の経営成績には、経済的ヘッジ取引に関連する損益、一部の営業目的で保有する投資持分証券の実現損益、関連会社損益の持分額、本社勘定、その他の財務調整が含まれております。また、当中間連結会計期間に生じたデリバティブ負債に対する自社クレジットの変化に起因する利益134億円、カウンターパーティ・クレジット・スプレッドの変化に起因する利益1億円がその他の業績に含まれております。当中間連結会計期間のその他の経営成績の収益合計（金融費用控除後）は971億円、金融費用以外の費用は683億円、税引前中間純利益は289億円となりました。

地域別情報

地域別の収益合計（金融費用控除後）および税引前中間純利益（△損失）については、「第4〔経理の状況〕1〔中間連結財務諸表〕〔中間連結財務諸表注記〕16 セグメントおよび地域別情報」をご参照ください。

キャッシュ・フロー

「(5) 流動性資金調達と資本の管理」をご参照ください。

(2) 投資・金融サービス業務に付随する主要な資産負債等の状況

一定の金融商品および取引先に対するエクスポージャー

市場環境は、野村が一定のエクスポージャーを有するさまざまな金融商品に影響を与え続けています。また、野村は通常の業務においても、特別目的事業体などの取引先に対し、一定のエクスポージャーを有しております。

レバレッジド・ファイナンス

野村は、顧客にレバレッジド・バイアウト、レバレッジド・バイインにかかる貸付金を提供しています。通常このような資金提供はコミットメントを通じて行われることが多く、野村は実行済および未実行コミットメントの双方においてエクスポージャーを有しております。次の表は、2024年9月30日現在において未実行コミットメントがあるレバレッジド・ファイナンスのエクスポージャーを実行済および未実行分に分けて、対象企業の地域別に表しております。

	(単位：百万円)		
	実行済残高	未実行 コミットメント残高	合計
欧州	23,937	166,100	190,037
米州	18,525	254,032	272,557
アジア・オセアニア	1,149	69,446	70,595
合計	43,611	489,578	533,189

特別目的事業体

野村が行う特別目的事業体との関与は、これらの事業体を組成すること、またマーケットの状況に応じて、これらの事業体が発行する負債証券および受益権を引受け、売出し、販売することが含まれております。また野村は通常の証券化およびエクイティ・デリバティブ業務の中で、これらの事業体に対する金融資産の譲渡、これらの事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。さらに野村は、マーケット・メーク業務、投資業務、組成業務に関連し、特別目的事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。特別目的事業体とのその他の関与には、債務保証やデリバティブ契約などが含まれます。

変動持分事業体への関与に関するより詳しい説明は、「第4〔経理の状況〕 1 〔中間連結財務諸表〕 〔中間連結財務諸表注記〕 7 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

(3) トレーディング業務の概要

トレーディング目的資産負債

トレーディング目的資産および負債の内訳については、「第4〔経理の状況〕1〔中間連結財務諸表〕〔中間連結財務諸表注記〕 2 公正価値測定 および 3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

トレーディングのリスク管理

野村はトレーディング業務におけるマーケット・リスクの測定方法として、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」）を採用しております。

1) VaRの前提

- ・信頼水準：95%
- ・保有期間：1日
- ・商品の価格変動等を考慮

2) VaRの実績

	前連結会計年度末 (2024年3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日) (億円)
株式関連	33	30
金利関連	26	24
為替関連	21	24
小計	80	78
分散効果	△25	△24
バリュー・アット・リスク (VaR)	55	54

	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		
	最大値 (億円) (1)	最小値 (億円) (1)	平均値 (億円) (1)
バリュー・アット・リスク (VaR)	69	45	56

(1) 過去6カ月のVaRの最大値、平均値、最小値は日次の計算結果に基づく。

(4) 繰延税金資産の状況

1) 繰延税金資産・負債の主な発生原因

当中間連結会計期間末現在、中間連結貸借対照表上、その他の資産－その他として記載されている繰延税金資産、およびその他の負債として記載されている繰延税金負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)	
繰延税金資産	
減価償却、その他の償却、および固定資産の評価	40,755
子会社・関連会社株式投資	127
金融商品の評価差額	118,275
未払退職・年金費用	11,967
未払費用および引当金	81,680
繰越欠損金	460,927
リース負債	44,597
その他	18,093
繰延税金資産小計	776,421
控除：評価性引当金	△568,698
繰延税金資産合計	207,723
繰延税金負債	
子会社・関連会社株式投資	117,274
金融商品の評価差額	97,647
海外子会社の未分配所得	2,606
固定資産の評価	23,026
使用権資産	39,475
その他	4,394
繰延税金負債合計	284,422
繰延税金資産（負債）の純額	△76,699

2) 繰延税金資産の算入根拠

繰延税金資産は、米国会計基準に基づき、将来において実現すると予想される範囲内で認識しており、将来において実現が見込まれない場合には評価性引当金を計上しております。なお、将来の課税所得の見積期間は納税単位ごとに個別に判断し、適正な期間見積もっております。

3) 過去5年間の課税所得および見積もりの前提とした税引前当期純利益、調整前課税所得の見込額

当社は、日本にてグループ通算制度を採用しており、野村證券株式会社を含む主要子会社は当制度に含まれております。上記1)に記載されている繰延税金資産のうち、日本の通算グループにおける繰延税金資産（負債）の純額は△84,504百万円となっており、野村の連結財務諸表における繰延税金資産（負債）の純額の大部分を占めております。

以下の過去5年間の課税所得（繰越欠損金使用前の各年度の実績値）では、2021年度以前についてはグループ通算制度への移行前の連結納税グループの合算数値を記載し、2022年度以降については通算グループの合算値を記載しております。

過去5年間の課税所得（繰越欠損金使用前の各年度の実績値）

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
日本の通算グループ（連結納税グループ）合算値	134,721	214,001	233,508	86,143	239,034

(注) 法人確定申告書上の繰越欠損金控除前の課税所得であり、その後の変動は反映しておりません。

見積もりの前提とした税引前当期純利益、調整前課税所得の見込額

日本の通算グループについては、5年を課税所得見積期間とし、見込み税引前当期純利益合計および見込み調整前課税所得合計はそれぞれ、579,971百万円、692,994百万円となっております。

(5) 流動性資金調達と資本の管理 資金調達と流動性管理

概況

野村では、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義しております。このリスクは、市場において有担保あるいは無担保調達が不可能になる、野村の信用格付けが低下する、予定外の資金需要の変化に対応できない、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができない、あるいは、グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等、市場全体の事情や野村固有の事情により発生します。資金流動性リスク管理については、経営会議が定める流動性リスク・アペタイトに基づくことを基本方針としております。野村の資金流動性リスク管理は、市場全体が流動性ストレス下にある場合において、またそれに加えて野村の信用リスクに過度なストレスを想定した場合においても、それぞれ1年間、および30日間にわたり、無担保による資金調達が困難な場合においても、保有資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することを主な目的としております。また、金融庁の定める流動性カバレッジ比率および安定調達比率（「金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社およびその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社およびその子法人等の経営の健全性のうち流動性にかかる健全性の状況を表示する基準」）の充足が求められております。

野村は、主な流動性維持の目的を達成可能とする、さまざまな資金流動性リスク管理フレームワークを定めております。このフレームワークには、(1) 余剰資金の集中管理と流動性ポートフォリオの維持、(2) 流動性ポートフォリオ以外の担保未提供資産の活用、(3) 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散、(4) 野村グループ各社に対する与信枠の管理、(5) 流動性ストレステストの実行、(6) コンティンジェンシー・ファンディング・プランに関することが含まれております。

経営会議は、野村の資金流動性管理に関する重要事項についての決定権を有しており、財務統括責任者（以下「CFO」）は、経営会議の決定に基づき、野村の資金流動性管理に関する業務を執行する権限と責任を有しております。

1) 余剰資金の集中管理と流動性ポートフォリオの維持

野村は、野村グループ内で資金流動性を有効に活用することを可能とするため、野村グループ各社の余剰資金の集中管理を行っております。資金の使用に関しても、野村では、無担保で提供される資金を一元的に管理しており、内部で上限を設けております。この上限は、CFOによって決定され、経営会議において各部門へ配分が行われます。ファイナンス部門において、資金流動性の管理を行う組織であるグローバル・トレジャリーは、使用状況についてモニタリングを行い、経営会議へ報告しております。

また、グループ会社間の資金移動を円滑なものにするため、規制対象ブローカーあるいは銀行における資金調達は限定的にしか行っておりません。野村は、無担保による資金調達の当社あるいは主要規制外発行体への集中を積極的に行っております。このことにより、野村は調達コストを最小化し、投資家からの認知度を高め、さまざまなグループ会社間の資金供給のフレキシビリティを高めております。

潜在的な資金流動性必要額を考慮し、十分な資金流動性を確保するために、野村は、現金ならびに売却や担保提供することで流動性資金を供給することができる流動性の高い担保未提供資産等で構成される流動性ポートフォリオを維持しており、グローバル・トレジャリーにて他の資産と区別して管理をしております。流動性ポートフォリオの金額は、2024年9月30日現在、9兆3,758億円となっており、ストレスシナリオを考慮した資金流動性必要額を満たしております。

2) 流動性ポートフォリオ以外の担保未提供資産の活用

流動性ポートフォリオに加えて、主にトレーディング資産で構成される有担保資金調達の際の追加担保として使用可能な担保未提供資産を所有しております。グローバル・トレジャリーは、その他担保未提供資産のモニタリングを行っており、流動性ストレス下においてコンティンジェンシー・ファンディング・プランが発動された場合には、当該資産を現金化し、野村グループの流動性供給のために利用することができます。なお、流動性ポートフォリオとその他担保未提供資産の合計は、野村の1年以内に満期の到来する無担保債務の合計に対して、十分な金額を維持しております。

3) 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散

野村は、保有資産を継続して維持していくうえで必要となる長期性資金を確保するために、長期無担保債務の額、および株主資本を十分な水準に維持するように努めております。また、無担保調達資金の借換えリスクを低減させるために、資金調達を行う市場やプロダクト、投資家、通貨および返済期限の分散にも努めております。

野村は、さまざまな種類の債券を発行することによって、資金調達手段の分散を図っております。これらには、仕組ローンや仕組債が含まれ、金利・為替・株式・コモディティやこれらのインデックスにリンクしたリターンが付いております。野村は、資金調達方法の多様性が増すように仕組ローンや仕組債を発行しております。これらについて、野村は、通常、デリバティブや原資産に対する支払い義務をヘッジすることにより、無担保調達債務と同様の効果を得ております。

3.1) 短期無担保債務

野村の短期無担保債務は、短期銀行借入（長期銀行借入のうち、満期まで1年未満のものを含む）、その他の短期借入、コマーシャル・ペーパー、銀行業務受入預金、譲渡性預金、および償還まで1年以内の社債で構成されております。銀行業務受入預金および譲渡性預金は、銀行子会社の預金および譲渡性預金を表しております。短期無担保債務には、長期無担保債務のうち残存期間が1年以内となったものを含んでおります。

以下の表は、2024年3月31日、2024年9月30日現在の野村の短期無担保債務明細を表示したものです。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)
短期無担保債務	3,961.4	4,380.0
短期銀行借入	177.5	176.4
その他の短期借入	356.0	304.1
コマーシャル・ペーパー	224.8	116.8
銀行業務受入預金	1,880.9	2,258.8
譲渡性預金	232.4	206.9
償還まで1年以内の社債	1,089.8	1,317.0

3.2) 長期無担保債務

野村は、常に十分な長期性資金を確保し、適切なコストでの調達および適切な長期債務償還プロファイル維持を満たすために、満期や通貨の分散を行い定期的に長期性資金の調達を行っております。

野村の長期無担保債務には、米国発行登録および登録ミディアム・ターム・ノートプログラム、ユーロ・ミディアム・ターム・ノートプログラム、国内発行登録およびさまざまな発行プログラムより発行される普通社債や劣後社債が含まれております。

日本のグローバルな金融サービスグループとして、野村は、世界中のさまざまな市場と資金調達センターへのアクセスを持っております。主として当社、野村証券株式会社、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.、ノムラ・バンク・インターナショナル PLC、ノムラ・インターナショナル・ファンディング Pte. Ltd.、および野村グローバル・ファイナンス株式会社が外部からの借入、債券発行その他資金調達を行っております。使用通貨や保有資産の流動性に合わせた資金調達や、必要に応じた為替スワップの使用により、調達構造の最適化を図っております。

野村は、市場や投資家のタイプごとに、効率的かつ十分に多様化された資金調達を行うために、さまざまなプロダクトや通貨による調達をしております。野村の無担保債務の大部分は、発行コストの上昇や債務償還満期を早める財務制限条項（格付け、キャッシュ・フロー、決算あるいは財務レシオ）は、付されておられません。

以下の表は、2024年3月31日、2024年9月30日現在の野村の長期無担保債務明細を表示したものです。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)
長期無担保債務	10,254.9	10,576.0
長期銀行業務受入預金	243.0	381.5
長期銀行借入	3,408.4	3,377.8
その他の長期借入	292.3	297.5
社債 (1)	6,311.2	6,519.2

(1) 編纂書810「連結」に定義される変動持分事業体の要件を満たす“連結変動持分事業体(VIE)”が発行する社債”と編纂書860「譲渡とサービシング」により、会計上担保付金融取引として取り扱われる譲渡取消にともなう担保付借入を含んでおりません。

3.3) 償還プロファイル

プレーン・バニラ物(プレーン・バニラ債および長期借入金)の調達に関しては、平均残存年数が3年以上となるように努めております。また、仕組ローンや仕組債については、その大部分が、金利・為替・株式・コモディティやこれらのインデックスにリンクしており、これらの償還確率は、内部数理モデルによって継続的に評価され、グローバル・トレジャリーによりモニターされております。予定された満期日以前に償還される可能性のあるものについては、野村の内部ストレスオプション評価モデルにより、評価されております。このモデルは、ストレス市場環境下で、いつその債券が償還される可能性があるかを評価します。

3.4) 有担保資金調達

野村は、トレーディング業務のための資金調達活動は、担保付借入、レボ契約、日本の現先レボ取引によって、通常行っております。これらの有担保資金調達は、無担保資金調達に比べコストが低く、格付けの影響を受けにくいものと考えております。有担保資金調達は、担保資産の質や市場環境の影響を受けます。流動性の高い資産を担保として用いる場合は短期の契約で資金調達を行う一方で、流動性の低い資産を担保として用いる場合は、契約期間の長期化に努めております。野村は、有担保資金調達にともなう資金流動性リスクを低減させるために、カウンターパーティのグローバルな分散、担保の種類の多様化にも努めております。また、流動性の低い資産を用いた短期有担保資金調達の借換えが難しくなる場合のリスクに備えて、流動性ポートフォリオを保有しております。詳細は、「第4〔経理の状況〕1〔中間連結財務諸表〕〔中間連結財務諸表注記〕5 担保付取引」をご参照ください。

4) 野村グループ各社に対する与信枠の管理

野村は、資金調達の安定性を確保するために、金融機関から野村グループに対する与信枠の維持、拡大に努めております。また、資金流動性リスク管理の一環として、借入の契約満期日が一時期に集中しないように分散させております。

5) 流動性ストレステストの実行

野村は、先に述べた資金流動性管理方針に沿うよう、一定のストレスシナリオ下でのキャッシュ流出をシミュレートする内部モデルに基づいて流動性ポートフォリオをモニターしております。

資金流動性必要額は、さまざまなストレスシナリオ下において、異なるレベルで、さまざまな時間軸に沿って見積もられております。そこでは、親会社や子会社レベルでの格下げといった野村固有および市場全体のイベント下で発生する資金流動性必要額を見積もっております。野村では、このリスク分析を「マキシマム・キュームレーティブ・アウトフロー(以下「MCO」)」と呼んでおります。

MC0フレームワークは、主たる資金流動性リスクを考慮したうえで構築し、以下の2つのシナリオに基づいて、将来のキャッシュ・フローをモデル化しております。

- ・ ストレスシナリオ：市場全体が流動性ストレス下にある場合において、無担保による資金調達、資産の売却をすることなく1年間適切な流動性を維持すること。
- ・ アキュートシナリオ：市場全体が流動性ストレス下にあることに加え、野村の信用リスクに過度なストレスを想定した場合において、無担保による資金調達、資産の売却をすることなく30日間適切な流動性を維持すること。

野村は、これらの各モデルで用いられている時間軸の中で、資産の流動化を行ったり、ビジネス・モデルを修正することはできないと想定しております。したがって、MC0フレームワークは、ストレス状況下においても、野村が適切と考える流動性リスク・アペタイトを満たすために必要な資金流動性額を定義するものです。

2024年9月末時点において、野村の流動性ポートフォリオは、上述のシナリオ下で想定された資金流出予想額を上回っております。

野村は、規制環境や市場の変化に基づいた資金流動性リスクの前提条件を継続的に評価し、調整をしております。ストレスの影響をシミュレートするために用いるモデルでは、以下のような事象を考慮、想定しております。

- ・ 資産の売却ができない状況
- ・ 追加の無担保調達を行うことができない状況
- ・ 既存の借入金の返済期日や発行済み社債の償還期日（1年以内）
- ・ 発行済み社債の買い取りの可能性
- ・ 流動性の低い資産を担保とする資金調達ラインの喪失
- ・ 通常の事業環境下での運転資金需要の変化
- ・ ストレス時における受入銀行預金および担保の流出
- ・ 既存のレボ調達時の担保掛目の拡大
- ・ 決済銀行からの担保・預託金追加要求
- ・ コミットメント提供先のドローダウン
- ・ 損失にともなう資金の喪失
- ・ 野村の信用格付けが2ノッチ格下げされた場合のデリバティブ取引にかかる契約上の追加担保要請、および清算・決済機関からの潜在的な追加担保要請
- ・ グループ会社間の資金や証券の移動を制限する法規制を考慮した資金流出

6) コンティンジェンシー・ファンディング・プラン

野村は、詳細にわたるコンティンジェンシー・ファンディング・プラン（以下「CFP」）を定め、包括的リスク管理の枠組みに組み込むとともに、定量的なコントロールを強化しております。この中で、リクイディティ・イベントの範囲の分析と特定方法を記載しております。そのうえで、野村固有のあるいは市場全体の影響の可能性を見積もることや、リスクを低下させるために即座にとられるべき対応を特定しております。CFPは、キーとなる内部および外部の連絡先や、どの情報を知らせるかを示すプロセスの詳細をリスト化しております。また、野村が規制上、法的、あるいは税務上の制限によって、グループ会社レベルにおける資金へのアクセスができなくなったことを想定し、グループおよび地域レベルで、個別の資金需要に応えうるようにならされております。なお、野村は、定期的にさまざまな市場や野村固有のイベントに対して本CFPの有効性をテストしております。野村は、日本銀行等中央銀行が行うさまざまな証券に対して実施する資金供給オペレーションへのアクセスも持っております。これらのオペレーションは、通常のビジネスでも利用しておりますが、市場の悪化による不測のリスクを軽減させる重要な手段のひとつです。

流動性規制

2008年にバーゼル委員会は、流動性フレームワークの基盤となる「健全な流動性リスク管理およびその監督のための諸原則」を公表しました。続いて、バーゼル委員会は資金流動性にかかる2つの最低基準を策定し、流動性リスク管理の枠組みをさらに強化しました。これらの基準は、それぞれ独立しているものの相互補完的な2つの目的を達成するために策定されております。

第1の基準の目的は、金融機関の流動性リスク態様の短期的強靱性を高めることにあり、その手段として、金融機関が流動性の高い資産を十分に保有し、30日間継続する強いストレスシナリオに耐える力を持っていることを確保することにあります。バーゼル委員会は、この目的を達成するために流動性カバレッジ比率（以下「LCR」）を策定しました。

第2の基準の目的は、長期的な強靱性を高めることにあり、その手段として、金融機関に対し、常により安定的な資金調達源を確保したうえで、業務を行うことを促すための追加的なインセンティブを設けました。安定調達比率（以下「NSFR」）は、対象期間を1年とし、資産・負債が持続可能な満期構造を保つよう策定されました。

これら2つの基準を構成するパラメータは、主として、国際的に統一された既定の数値です。しかしながら、各国固有の状況を反映させるため、一部のパラメータには各国裁量の要素が含まれております。LCRについては、本邦においてバーゼル委員会の国際合意文書に必要な修正を加えた金融庁告示が公布され、2015年3月末から最低基準として段階導入されております。2024年9月30日までの3か月間におけるLCRの平均値は224.3%となっており、上記金融庁告示の定める要件を満たしております。また、NSFRについては金融庁より流動性比率規制に関する告示の改正が2021年3月31日付で公布され、2021年9月末から導入されております。当中間連結会計期間末におけるNSFRは告示の定める要件を満たしております。

キャッシュ・フロー

現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の前中間連結会計期間末残高および当中間連結会計期間末残高は、それぞれ4兆1,053億円と4兆8,278億円となりました。営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間においては主に売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券（純額）の減少等により1,941億円の収入となり、当中間連結会計期間においては主にトレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資の増加等により3,691億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間においては主にトレーディング目的以外の貸付金の増加等により3,329億円の支出となり、当中間連結会計期間においては主に銀行業務貸付金の増加（純額）等により2,037億円の支出となりました。また財務活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間においては主に長期借入の実行による収入等により2,235億円の収入となり、当中間連結会計期間においても主に長期借入の実行による収入等により1兆2,115億円の収入となりました。

中間連結貸借対照表および財務レバレッジ

2024年9月30日現在の資産合計は、2024年3月31日現在の55兆1,472億円に対し、トレーディング資産が増加したこと等により、2兆3,114億円増加し、57兆4,586億円となりました。また、2024年9月30日現在の負債は、2024年3月31日現在の51兆6,987億円に対し、買戻条件付売却有価証券が増加したこと等により、2兆3,636億円増加し、54兆6,222億円となりました。2024年9月30日現在の当社株主資本は、2024年3月31日現在の3兆3,502億円に対し、累積的其他の包括利益が減少したこと等により、前期末比494億円減少の3兆3,008億円となりました。

野村は、マーケットの極端な変動によってもたらされ得る大きな損失にも耐えられる規模の資本を維持することに努めております。野村の適正資本の維持にかかる基本方針は経営会議が決定し、その実践の責任を負います。適正資本の維持にかかる基本方針には、適正な総資産規模の水準やそれを維持するために必要な資本規模の決定などが含まれます。当社は、当社のビジネス・モデルに起因する経済的なリスクに耐え得る必要十分な資本を維持しているかにつき、定期的な確認を行っておりますが、こうした観点とは別に、銀行業や証券業を営む子会社は規制当局から要請される最低資本金額を満たす必要もあります。

レバレッジ・レシオは、野村と同様に他の金融機関でも、一般的に用いられており、当社のアニュアルレポートの利用者が野村のレバレッジ・レシオおよび調整後レバレッジ・レシオを他の金融機関と比較できるように、ベンチマークとする目的で、自主的に開示しております。調整後レバレッジ・レシオは、野村がレバレッジにかかる有用な補助的指標であると考えられる米国会計原則に基づかない指標です。

以下の表は、当社株主資本、総資産、調整後総資産と財務レバレッジの状況を示しています。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)
当社株主資本	3,350.2	3,300.8
総資産	55,147.2	57,458.6
調整後総資産 (1)	34,152.4	37,258.5
レバレッジ・レシオ (2)	16.5倍	17.4倍
調整後レバレッジ・レシオ (3)	10.2倍	11.3倍

(1) 調整後総資産は米国会計原則に基づかない指標であり、総資産の額から売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金の額を控除したものとなり、以下のように計算されます。

(2) レバレッジ・レシオは、総資産の額を当社株主資本の額で除して得られる比率です。

(3) 調整後レバレッジ・レシオは、調整後総資産の額を当社株主資本の額で除して得られる比率です。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)
総資産	55,147.2	57,458.6
控除：		
売戻条件付買入有価証券	15,621.1	15,256.2
借入有価証券担保金	5,373.7	4,943.9
調整後総資産	34,152.4	37,258.5

総資産は、トレーディング資産が増加したこと等により、4.2%増加しました。当社株主資本は、累積的その他の包括利益が減少したこと等により、1.5%減少しました。この結果、野村のレバレッジ・レシオは、2024年3月31日現在の16.5倍から2024年9月30日現在17.4倍に上昇しました。

調整後総資産が増加した理由は、主にトレーディング資産の増加によるものです。この結果、野村の調整後レバレッジ・レシオは、2024年3月31日現在の10.2倍から2024年9月30日現在11.3倍に上昇しました。

連結自己資本規制

金融庁は2005年6月に「金融コングロマリット監督指針」を策定し、連結自己資本規制に関する規定を設けました。この「金融コングロマリット監督指針」に基づき、2005年4月から、当社は、連結自己資本規制比率のモニタリングを開始しました。

2011年4月から、当社は、親会社に対する連結自己資本規制の適用を受ける最終指定親会社の指定を受け、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成二十二年金融庁告示第百三十号、以下「川上連結告示」といいます。）により、バーゼルⅡに基づく連結自己資本規制比率の計測を開始しました。また、2011年12月末からは、マーケット・リスク相当額の計測方法を大幅に改定したバーゼル2.5に基づく連結自己資本規制比率の計測を開始しました。さらに、2013年3月末からは、より質の高い資本を具備させることを目的とした自己資本項目の再定義や、信用リスク・アセットの計測対象の大幅な追加を主な内容とするバーゼルⅢを受けて改正された川上連結告示の内容に基づいた連結自己資本規制比率の計測を行っております。

当社は、川上連結告示第2条の算式に従い、普通株式等Tier1資本の額、Tier1資本（普通株式等Tier1資本およびその他Tier1資本）の額、総自己資本（Tier1資本およびTier2資本）の額、信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額およびオペレーショナル・リスク相当額をもとに連結自己資本規制比率を計測しております。2024年9月30日現在の野村の連結普通株式等Tier1比率は15.76%、連結Tier1比率は17.73%、連結総自己資本規制比率は17.73%となり、川上連結告示等の定める要件をそれぞれ満たしました。なお、2024年9月30日現在、川上連結告示等の定める要件は適用される最低連結資本バッファーを含み、連結普通株式等Tier1比率について7.74%、連結Tier1比率について9.24%、連結総自己資本規制比率について11.24%となっております。

また、当社は2021年3月より「金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準」（以下「TLAC告示」といいます。）に基づく計測を開始しました。TLAC告示第2条の算式に従い、リスク・アセットベース外部TLAC比率を計測しております。2024年9月30日現在の野村のリスク・アセットベース外部TLAC比率は30.88%となり、TLAC告示の定める要件を満たしました。

2024年9月30日現在の連結自己資本規制比率、連結レバレッジ比率および外部TLAC比率について、以下に示しております。

		(単位：億円)
		当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)
自己資本		
普通株式等Tier1資本の額		30,149
Tier1資本の額		33,908
総自己資本の額		33,912
リスク・アセット		
信用リスク・アセットの額		97,073
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た値		64,140
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た値		30,012
リスク・アセット合計		191,225
連結自己資本規制比率		
連結普通株式等Tier1比率		15.76%
連結Tier1比率		17.73%
連結総自己資本規制比率		17.73%
連結レバレッジ比率		4.96%
外部TLAC比率		
リスク・アセットベース外部TLAC比率		30.88%
総エクスポージャーベース外部TLAC比率		9.54%

信用リスク・アセットおよびオペレーショナル・リスク相当額は、金融庁の承認を得て2011年3月末から基礎的内部格付手法および粗利益配分手法によりそれぞれ算出しております。また、マーケット・リスク相当額は内部モデル方式により算出しております。

また、当社は川上連結告示で定められた要件の遵守状況を示す他に、バーゼルⅢが適用される他の金融機関との比較を容易にするため、連結自己資本規制比率を開示しております。当社の経営者はこれらに関する報告を定期的に受けております。

連結レバレッジ規制

金融庁は2019年3月に「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（平成二十二年金融庁告示第百三十二号、以下「開示告示」といいます。）を改正するとともに「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジにかかる健全性を判断するための基準」（平成三十一年金融庁告示第十三号、以下「連結レバレッジ比率告示」といいます。）を公表し、連結レバレッジ比率に関する計測ならびに開示にかかる要件、および連結レバレッジ比率3%の最低基準を定めました。

2020年6月に金融庁は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大が懸念される中、日本銀行による金融政策と銀行等への健全性規制との調和を図るため、例外的なマクロ経済環境を勘案して金融庁長官が別に定める比率を適用する場合には連結レバレッジ比率を算定するにあたって日銀預け金を除外すること等を趣旨とした連結レバレッジ比率告示の一部改正を行いました。その後、2022年7月に公表された改正後の方針において、日銀預け金を除外する時限的措置を存置し、2024年4月1日以降、連結レバレッジ比率の最低基準を3.15%に引き上げるものとしています。

当社は開示告示等に基づき、2015年3月末から連結レバレッジ比率の計測および開示を開始しました。さらに2019年3月末からは、開示告示、連結レバレッジ比率告示および最低比率基準を下回った場合の早期是正措置を定めたその他の告示等の内容に基づいた連結レバレッジ比率の計測を行っております。なお、2024年9月30日現在の当社の連結レバレッジ比率は、4.96%となりました。

また、当社は2021年3月よりTLAC告示に基づく計測を開始しました。TLAC告示第2条の算式に従い、総エクスポージャーベース外部TLAC比率を計測しております。2024年9月30日現在の野村の総エクスポージャーベース外部TLAC比率は、9.54%となり、TLAC告示の定める要件を満たしました。

格付会社による信用格付

2024年5月23日に、格付投資情報センターは、当社の長期発行体格付「A」および野村証券株式会社の長期発行体格付「A+」の格付アウトルックを「安定的」から「ポジティブ」に変更しました。

(6) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間および本半期報告書提出日までに新たに発生した事業上および財務上の対処すべき課題は以下のとおりです。

[リスク・マネジメント、コンプライアンスなど]

（野村証券株式会社に対する金融庁による課徴金納付命令について）

2024年9月、当社の連結子会社である野村証券株式会社において、2021年3月の国債先物取引に関して法令違反に該当する事実が認められたとして、証券取引等監視委員会から金融庁に対して課徴金納付命令の勧告が行われ、2024年10月、金融庁から野村証券株式会社に対して課徴金納付命令が発出されました。また、同年10月に財務省より国債市場特別参加者制度に基づく特別資格を2024年10月15日から2024年11月14日までの間停止する処分を受けました。

これに関し、野村証券株式会社は、当該事案の発生原因を調査・検証し、同年10月31日、下記を主な内容とする再発防止策を公表しています。

(1) フロントにおける再発防止策

- ①トレーダーに対する意識付けの徹底
- ②フロントにおける売買管理体制の強化

(2) コンプライアンスにおける再発防止策

監視、監督機能の高度化

(3) 内部監査部署による検証

再発防止策の進捗にあわせたインターナル・オーディットによる検証等

(4) 新組織の設立

フロントおよびコンプライアンスにおける施策の早期実施を担保することに加え、モニタリング態勢を主導的に高度化させていくための新部署として「グローバル・マーケット・サーベイランス企画部」を設立

(5) 法令遵守の徹底に向けた経営陣の取り組み

野村のパーパス「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」の浸透・実践に向けた取り組みやコンプライアンス・コンダクト研修による市場の公正性・公平性を確保することが証券会社の基本であるという役職員の認識の向上

今後は、再発防止策を着実に実行することにより、法令遵守体制および内部管理体制のより一層の強化・充実を図り、再発の防止と信頼の回復に努めてまいります。

（野村証券株式会社の元社員の逮捕について）

2024年10月、当社の連結子会社である野村証券株式会社の元社員が強盗殺人未遂、現住建造物等放火の容疑で広島県警察に逮捕されました。在職中に、顧客ほか1名に対してこれらの犯罪行為を行った疑いが持たれています。

当社は、顧客の大切な資産をお預かりする野村証券株式会社においてこのようなことは二度とあってはならないと重く受け止めております。野村証券株式会社においては、顧客の不安を払拭し、信頼を取り戻すためにも、以下の対応を実施してまいります。

- ・当面の間の措置として、ウェルス・マネジメント部門の社員による顧客のご自宅への訪問については事前承認のルールを導入
- ・社員行動のモニタリングのルールを強化し、より厳格かつ実効性のある管理運用体制の構築
- ・不正検知のために社員が職場から一定期間離れる制度の導入
- ・コンプライアンスや行動規範の観点における評価の厳格化
- ・職業倫理醸成のための研修強化

今後も、顧客本位の業務運営の強化に継続的に取り組み、顧客に安心して利用いただける環境を整えてまいります。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000
計	6,000,000,000

(注) 「発行可能株式総数」の欄には、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） (2024年9月30日)	提出日現在 発行数（株） (2024年11月14日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,163,562,601	3,163,562,601	東京証券取引所 プライム市場 名古屋証券取引所 プレミア市場 シンガポール証券取引所 ニューヨーク証券取引所	単元株式数 100株
計	3,163,562,601	3,163,562,601	—	—

(注) 提出日（2024年11月14日）現在の発行数には、2024年11月1日から本半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年9月30日	—	3,163,562,601	—	594,493	—	559,676

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式 を除く。)の 総数に対 する所有株 式数の割合 (%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-1	496,460	16.79
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	166,281	5.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15-1)	72,316	2.44
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DR HOLDERS (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	240 GREENWICH STREET, 8TH FL WEST, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	63,115	2.13
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	62,464	2.11
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3-1	49,912	1.68
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	25 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5JP, UK (東京都港区港南2丁目15-1)	39,794	1.34
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	東京都港区六本木6丁目10-1 (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	35,646	1.20
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15-1)	34,272	1.15
野村グループ従業員持株会	東京都中央区日本橋1丁目13-1	29,345	0.99
計	—	1,049,610	35.51

- (注) 1 当社は、2024年9月30日現在、自己株式を208,163千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- 2 所有株式数は千株未満を切り捨てております。
- 3 2024年2月6日付で米国証券取引委員会へ提出された開示書類において、BlackRock, Inc. が、2023年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2024年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

2023年12月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
BlackRock, Inc.	50 Hudson Yards NEW YORK, NY 10001	246,082	7.80

- 4 2024年2月5日付で米国証券取引委員会へ提出された開示書類において、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が、2023年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2024年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

2023年12月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
三井住友トラスト・ホールディングス株式会 社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	171,021	5.40

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 208,163,700	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 1,487,200	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,952,413,500	29,524,135	—
単元未満株式	普通株式 1,498,201	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	3,163,562,601	—	—
総株主の議決権	—	29,524,135	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。また、「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が54株含まれております。

② 【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
(自己保有株式) 野村ホールディングス株式 会社	東京都中央区日本橋1丁目13-1	208,163,700	—	208,163,700	6.58
計		208,163,700	—	208,163,700	6.58

(注) 上記のほか、当社の子会社が有価証券関連業務として自己の名義で保有している株式が1,487,200株あります。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」）第320条の規定により、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続きならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編、第3編および第6編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、各連結会社がその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記（1）の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）にかかる中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

		前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間 連結会計期間末 (2024年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(資産)			
現金・預金：			
現金および現金同等物		4,239,359	4,827,144
定期預金		545,842	564,398
取引所預託金およびその他の顧客分別金		369,770	398,736
計		5,154,971	5,790,278
貸付金および受取債権：			
貸付金	※2, 8	5,469,195	5,354,101
(2024年3月31日現在 2,074,585百万円、 2024年9月30日現在 2,045,084百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)			
顧客に対する受取債権	※2, 4	453,937	410,509
(2024年3月31日現在 21,834百万円、 2024年9月30日現在 49,444百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)			
顧客以外に対する受取債権		928,632	1,069,071
貸倒引当金	※8	△18,047	△16,624
計		6,833,717	6,817,057
担保付契約：			
売戻条件付買入有価証券	※2	15,621,132	15,256,239
(2024年3月31日現在 466,440百万円、 2024年9月30日現在 533,453百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)			
借入有価証券担保金		5,373,663	4,943,857
計		20,994,795	20,200,096
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資：			
トレーディング資産	※2, 3	19,539,742	22,000,384
(2024年3月31日現在 6,892,311百万円、 2024年9月30日現在 8,264,376百万円の担保差入有価証券を含む。)			
(2024年3月31日現在 8,108百万円、 2024年9月30日現在 593,729百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)			
プライベートエクイティ・デット投資	※2	117,066	134,647
(2024年3月31日現在 22,807百万円、 2024年9月30日現在 23,161百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)			
計		19,656,808	22,135,031
その他の資産：			
建物、土地、器具備品および設備		448,785	444,335
(2024年3月31日現在 529,605百万円、 2024年9月30日現在 520,067百万円の減価償却累計額控除後)			
トレーディング目的以外の負債証券	※2, 6	335,401	331,717
(2024年3月31日現在 ー百万円、 2024年9月30日現在 267,677百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)			
投資持分証券	※2	105,088	95,746
(2024年3月31日現在 247百万円、 2024年9月30日現在 203百万円の担保差入有価証券を含む。)			
関連会社に対する投資および貸付金	※8	462,017	479,406
(2024年3月31日現在 6,929百万円、 2024年9月30日現在 7,166百万円の担保差入有価証券を含む。)			
(2024年3月31日現在 1,514百万円、 2024年9月30日現在 2,268百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)			
その他	※2, 10	1,155,621	1,164,964
(2024年3月31日現在 213,227百万円、 2024年9月30日現在 231,408百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)			
計		2,506,912	2,516,168
資産合計		55,147,203	57,458,630

		前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間 連結会計期間末 (2024年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(負債および資本)			
短期借入 (2024年3月31日現在 650,122百万円、 2024年9月30日現在 521,075百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)	※2	1,054,717	897,073
支払債務および受入預金：			
顧客に対する支払債務	※4	1,310,825	1,289,570
顧客以外に対する支払債務		2,823,100	3,042,016
受入銀行預金 (2024年3月31日現在 182,906百万円、 2024年9月30日現在 322,860百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)	※2	2,356,202	2,847,133
計		6,490,127	7,178,719
担保付調達：			
買戻条件付売却有価証券 (2024年3月31日現在 916,090百万円、 2024年9月30日現在 879,391百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)	※2	16,870,303	17,929,483
貸付有価証券担保金 (2024年3月31日現在 62,102百万円、 2024年9月30日現在 34,557百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)	※2	2,133,066	1,903,124
その他の担保付借入		393,206	406,326
計		19,396,575	20,238,933
トレーディング負債	※2, 3	10,890,610	11,383,276
その他の負債 (2024年3月31日現在 61,052百万円、 2024年9月30日現在 71,059百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)	※2, 10	1,414,546	1,315,745
長期借入 (2024年3月31日現在 6,145,018百万円、 2024年9月30日現在 6,674,288百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)	※2	12,452,115	13,048,498
負債合計		51,698,690	54,062,244
コミットメントおよび偶発事象	※15		
資本：			
資本金		594,493	594,493
無額面 授權株式数 2024年3月31日現在 6,000,000,000株 2024年9月30日現在 6,000,000,000株 発行済株式数 2024年3月31日現在 3,163,562,601株 2024年9月30日現在 3,163,562,601株 発行済株式数（自己株式控除後） 2024年3月31日現在 2,970,755,160株 2024年9月30日現在 2,955,024,538株 資本剰余金 利益剰余金 累積的其他の包括利益			
計	※14	708,785	683,561
自己株式（取得価額）		1,705,725	1,794,479
自己株式数 2024年3月31日現在 192,807,441株 2024年9月30日現在 208,538,063株		459,984	372,729
当社株主資本合計		3,468,987	3,445,262
非支配持分		△118,798	△144,501
資本合計		3,350,189	3,300,761
負債および資本合計		98,324	95,625
		3,448,513	3,396,386
		55,147,203	57,458,630

次の表は中間連結貸借対照表上の連結変動持分事業体の資産および負債を表しております。連結変動持分事業体の資産はその債権者に対する支払義務の履行にのみ使用され、連結変動持分事業体の債権者は、通常、野村に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。詳細は「〔中間連結財務諸表注記〕 7 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

	(単位：十億円)	
	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)
現金・預金	73	17
トレーディング資産および プライベートエクイティ・デット投資	1,296	1,394
その他の資産	99	76
資産合計	1,468	1,487
トレーディング負債	0	0
その他の負債	6	49
借入	1,106	1,186
負債合計	1,112	1,235

関連する中間連結財務諸表注記をご参照ください。

(2) 【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
収益：			
委託・投信募集手数料	※4	171,692	204,113
投資銀行業務手数料	※4	69,750	94,586
アセットマネジメント業務手数料	※4	148,473	184,181
トレーディング損益	※2,3	232,176	279,705
プライベートエクイティ・デット投資関連損益		8,010	4,751
金融収益		1,208,109	1,551,508
投資持分証券関連損益		7,569	△1,112
その他	※4	60,274	141,719
収益合計		1,906,053	2,459,451
金融費用		1,189,380	1,521,682
収益合計 (金融費用控除後)		716,673	937,769
金融費用以外の費用：			
人件費		325,811	369,181
支払手数料		65,701	88,954
情報・通信関連費用		106,452	112,510
不動産関係費		34,078	34,445
事業促進費用		11,540	12,553
その他		70,046	84,185
金融費用以外の費用計		613,628	701,828
税引前中間純利益		103,045	235,941
法人所得税等	※13	41,578	66,802
中間純利益		61,467	169,139
差引：非支配持分に帰属する中間純利益		2,904	1,814
当社株主に帰属する中間純利益		58,563	167,325

		前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (円)	金額 (円)
普通株式1株当たり：	※11		
基本－			
当社株主に帰属する中間純利益		19.34	56.63
希薄化後－			
当社株主に帰属する中間純利益		18.62	54.58

関連する中間連結財務諸表注記をご参照ください。

(3) 【中間連結包括利益計算書】

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
区分	金額 (百万円)	金額 (百万円)
中間純利益	61,467	169,139
その他の包括利益：		
為替換算調整額：		
為替換算調整額	174,096	△94,867
繰延税額	△1,293	△1,380
計	172,803	△96,247
確定給付年金制度：		
年金債務調整額	993	△1,443
繰延税額	△224	488
計	769	△955
トレーディング目的以外の負債証券：		
トレーディング目的以外の負債証券の未実現損益	—	△39
繰延税額	—	12
計	—	△27
自己クレジット調整額：		
自己クレジット調整額	△62,963	13,358
繰延税額	14,734	△4,100
計	△48,229	9,258
その他の包括利益合計	125,343	△87,971
中間包括利益	186,810	81,168
差引：非支配持分に帰属する中間包括利益	4,139	1,098
当社株主に帰属する中間包括利益	182,671	80,070

関連する中間連結財務諸表注記をご参照ください。

(4) 【中間連結資本勘定変動表】

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
区分	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資本金		
期首残高	594,493	594,493
中間期末残高	594,493	594,493
資本剰余金		
期首残高	707,189	708,785
株式に基づく報酬取引	△16,333	△25,245
子会社に対する持分変動	—	36
関連会社に対する持分変動	△14	△15
中間期末残高	690,842	683,561
利益剰余金		
期首残高	1,647,005	1,705,725
当社株主に帰属する中間純利益	58,563	167,325
現金配当金 (1)	△24,112	△67,966
自己株式処分損益	△2,433	△10,605
自己株式の消却	△36,105	—
中間期末残高	1,642,918	1,794,479
累積的其他の包括利益		
為替換算調整額		
期首残高	242,767	444,071
当期純変動額	171,568	△95,531
中間期末残高	414,335	348,540
確定給付年金制度		
期首残高	△32,174	△19,512
年金債務調整額	769	△955
中間期末残高	△31,405	△20,467
トレーディング目的以外の負債証券		
期首残高	—	—
トレーディング目的以外の負債証券の未実現損益	—	△27
中間期末残高	—	△27
自己クレジット調整額		
期首残高	107,861	35,425
自己クレジット調整額	△48,229	9,258
中間期末残高	59,632	44,683
中間期末残高	442,562	372,729
自己株式		
期首残高	△118,574	△118,798
取得	△20,007	△58,827
売却	0	0
従業員に対する発行株式	23,101	33,124
消却	36,105	—
中間期末残高	△79,375	△144,501
当社株主資本合計		
中間期末残高	3,291,440	3,300,761

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
区分	金額 (百万円)	金額 (百万円)
非支配持分 (2)		
期首残高	75,575	98,324
現金配当金	△2,963	△4,415
非支配持分に帰属する中間純利益	2,904	1,814
非支配持分に帰属する累積的その他の包括利益	1,235	△716
子会社株式の購入・売却等 (純額)	10,578	8,509
その他の増減 (純額)	△6,521	△7,891
中間期末残高	80,808	95,625
資本合計		
中間期末残高	3,372,248	3,396,386

(1) 1株当たり配当金

前中間連結会計期間 8円00銭 当中間連結会計期間 23円00銭

(2) 当中間連結会計期間の開示方法と整合させるために過去に遡り組み替えて表示しております。

関連する中間連結財務諸表注記をご参照ください。

(5) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
区分	金額 (百万円)	金額 (百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
中間純利益	61,467	169,139
中間純利益の営業活動から得た (△営業活動に使用された) 現金 (純額) への調整		
減価償却費および償却費	30,027	31,359
貸倒引当金戻入益 (繰入額)	△224	24
投資持分証券関連損益	△7,569	1,112
子会社および関係会社株式売却損益等	△129	△2,289
建物、土地、器具備品および設備の処分損益	887	247
繰延税額	△1,949	9,958
営業活動にかかる資産および負債の増減：		
取引所預託金およびその他の顧客分別金	5,537	△110,260
トレーディング資産および プライベートエクイティ・デット投資	△604,418	△3,380,374
トレーディング負債	△59,347	911,878
売戻条件付買入有価証券および 買戻条件付売却有価証券 (純額)	627,468	1,804,917
借入有価証券担保金および 貸付有価証券担保金 (純額)	△166,357	84,593
信用取引貸付金および受取債権	△154,758	△171,465
支払債務	521,626	296,491
賞与引当金	△63,072	△66,089
未払法人所得税 (純額)	44,537	6,389
その他 (純額)	△39,594	45,303
営業活動から得た (△営業活動に使用された) 現金 (純額)	194,132	△369,067

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
区分	金額 (百万円)	金額 (百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
定期預金の預入による支出	△244,577	△329,884
定期預金の払戻による収入	234,987	289,522
建物、土地、器具備品および設備の購入	△52,800	△83,786
建物、土地、器具備品および設備の売却	42,333	25,614
エクイティ投資の購入による支出	△8,105	△2,975
エクイティ投資の売却による収入	24,156	3,902
銀行業務貸付金の増加 (純額)	△36,821	△59,366
トレーディング目的以外の貸付金の増加	△1,971,685	△2,623,340
トレーディング目的以外の貸付金の減少	1,724,607	2,565,449
売却可能負債証券の購入	—	△49,730
その他トレーディング目的以外の負債証券の増加	△61,663	△16,603
その他トレーディング目的以外の負債証券の減少	60,163	63,268
事業の取得による純支出	△446	—
事業の売却等による純収入	—	8,801
関連会社に対する投資の購入による支出	△27,517	△916
関連会社に対する投資の売却による収入	820	4,860
その他 (純額)	△16,330	1,447
投資活動に使用された現金 (純額)	△332,878	△203,737

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
区分	金額 (百万円)	金額 (百万円)
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
長期借入の実行による収入	1,628,667	2,299,474
長期借入の返済による支出	△1,140,128	△1,456,216
短期借入の実行による収入	842,108	953,880
短期借入の返済による支出	△818,367	△1,040,868
インターバンク短期金融市場借入金増加による収入 (△減少による支出) (純額)	△88,631	6,014
その他の担保付借入の増加 (純額)	6,269	14,379
受入銀行預金の増加による収入 (△減少による支出) (純額)	△145,429	553,979
株式報酬に関する源泉税の支払	△12,669	△20,583
自己株式の売却に伴う収入	110	900
自己株式の取得に伴う支払	△20,007	△58,998
配当金の支払	△36,049	△44,567
非支配持分からの出資	18,906	29,442
非支配持分への分配	△11,291	△25,378
財務活動から得た現金 (純額)	223,489	1,211,458
現金、現金同等物、制限付き現金および 制限付き現金同等物に対する為替相場変動の影響額	199,672	△109,841
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同 等物増加額	284,415	528,813
現金、現金同等物、制限付き現金および 制限付き現金同等物の期首残高	3,820,852	4,299,022
現金、現金同等物、制限付き現金および 制限付き現金同等物の中間期末残高	4,105,267	4,827,835

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
区分	金額 (百万円)	金額 (百万円)
補足開示：		
期中の現金支出額－		
利息の支払額	1,127,545	1,541,284
法人所得税等支払額 (純額)	△1,010	50,456

次の表は、連結貸借対照表に含まれる現金および現金同等物ならびに取引所預託金およびその他の顧客分別金に含まれる制限付き現金および制限付き現金同等物と連結キャッシュ・フロー計算書の現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の調整表です。制限付き現金および制限付き現金同等物は、野村以外の第三者により、そのアクセス、引出、または使用が実質的に制限されているものの残高です。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
区分	金額 (百万円)	金額 (百万円)
現金および現金同等物	4,105,049	4,827,144
取引所預託金およびその他の顧客分別金に含まれる 制限付き現金および制限付き現金同等物	218	691
現金、現金同等物、制限付き現金および 制限付き現金同等物合計	4,105,267	4,827,835

現金支出を伴わない取引

前中間連結会計期間および当中間連結会計期間において、新たに認識した使用権資産はそれぞれ17,508百万円および10,748百万円です。

関連する中間連結財務諸表注記をご参照ください。

【中間連結財務諸表注記】

1 会計処理の原則：

2001年12月、野村ホールディングス株式会社（以下「当社」）はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会（以下「米国SEC」）に提出しました。以後当社は、年次報告書である「様式20-F」を1934年証券取引所法に基づき米国SECに年1回提出することを義務付けられております。

上記の理由により、野村（以下、当社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「野村」）の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第320条の規定に従い、米国預託証券の発行者に適用される会計処理の原則および手続きならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に基づき作成されております。

なお、野村が採用する米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続きならびに中間連結財務諸表の表示方法（以下「日本会計原則」）との主要な相違点は次のとおりであります。

・連結の範囲

米国会計原則では、主に、議決権所有割合および主たる受益者を特定することにより連結の範囲が決定されます。日本会計原則では、主に、議決権所有割合および議決権所有割合以外の要素を加味した「支配力基準」により、連結の範囲が決定されます。

・トレーディング目的以外の負債証券および投資持分証券の評価差額

米国会計原則では、投資持分証券（営業目的の投資持分証券を含む）は原則として公正価値で評価され、評価差額は損益に計上されるとともに、ブローカー・ディーラーに適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券も公正価値で評価され、評価差額は損益に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の有価証券は、市場価格のない株式および満期保有証券に分類される負債証券を除き、公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除しその他の包括利益に計上されます。非ブローカー・ディーラー会社が保有する、公正価値オプションを選択したトレーディング目的以外の負債証券については「その他の公正価値オプションを適用した金融資産および金融負債」をご参照ください。

・市場価格のない株式

米国会計原則では、市場価格のない株式は、公正価値、または取得原価から減損損失を控除した金額に対しその発行者の同一または類似の証券の秩序ある取引における価格によって調整された金額で計上されます。日本会計原則では、取得原価から減損損失を控除した金額で計上されます。

・退職金および年金給付

米国会計原則では、年金数理上の仮定の変更や仮定と異なる実績から生じた損益は、当該損益純額の期首時点の残高が回廊額（予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の10%と定義される）を超過している場合に、当該超過部分が従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。日本会計原則では、未認識の年金数理差異等の全額が償却の対象となります。

・のれんの償却

米国会計原則では、のれんに対しては定期的に減損判定を実施することが規定されております。日本会計原則では、のれんは20年以内において均等償却されます。

・デリバティブ金融商品の評価差額

米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は、損益またはその他の包括利益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除しその他の包括利益に計上されます。

・その他の公正価値オプションを適用した金融資産および金融負債

米国会計原則では、通常は公正価値で測定されない一定の資産と負債を公正価値で測定する選択権（公正価値オプション）が容認されております。公正価値オプションが選択された場合、該当商品の公正価値の変動は、償還により損益に認識されるまで連結包括利益計算書上その他の包括利益に計上されている金融負債にかかる自己クレジットの

変動に起因するものを除き損益として認識されます。日本会計原則では、このような公正価値オプションは容認されておられません。

・デリバティブ契約に関連した相殺処理

米国会計原則では、法的拘束力のあるマスター・ネットティング契約に基づくデリバティブ商品については、関連する現金担保の請求権または返還義務を相殺することとなっております。日本会計原則においては、このような相殺処理は容認されておられません。

・新株発行費用

米国会計原則では、新株発行費用を控除した純額で払込金額を資本として計上することとされております。日本会計原則では、新株発行費用を支出時に全額費用化するか、または繰延資産に計上して新株発行後3年以内の一定期間において均等償却を行うこととされています。

・子会社に対する支配喪失時の会計処理

米国会計原則では、子会社に対する支配を喪失し、持分法適用の投資先になる場合、従前の子会社に対する残余の投資は、支配喪失日における公正価値で評価され、評価差損益が認識されます。日本会計原則においては、従前の子会社に対する残余の投資は、親会社の個別貸借対照表上に計上している当該関連会社株式の帳簿価額に、当該会社に対する支配を喪失する日まで連結財務諸表に計上した投資の修正額のうち売却後持分額を加減した、持分法による投資評価額により評価されます。

・株式報酬費用

米国会計原則では、譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）をはじめとする株式報酬は資本型報酬として扱われ、その総報酬費用は付与日の当社の普通株式の公正価値に基づき算定されます。日本会計原則では、RSUの総報酬費用は、従業員等に付与された金銭報酬債権額に基づき算定されます。

前中間連結会計期間および当中間連結会計期間において、米国会計原則に基づいた場合の税引前中間純利益が日本会計原則に基づいた場合の税引前中間純利益を上回る（△下回る）金額のうち重要な影響額は下記のとおりです。

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
日本会計原則に基づいた場合の税引前中間純利益を上回る（△下回る）利益		
トレーディング目的以外の負債証券および投資持分証券の評価差額	△5,198	△2,113
営業目的の投資持分証券の評価差額	△1,344	△1,557
営業目的以外の投資持分証券の評価差額	△749	△2,410
トレーディング目的以外の負債証券の評価差額	△3,105	1,854
のれんの償却	1,969	1,668
その他の公正価値オプションを適用した金融資産および金融負債	△7,716	42,055
株式報酬費用	770	9,288
合計	△10,175	50,898

連結財務諸表作成上の見積もり

経営者が使用する会計上の見積もりは野村の財政状態や経営成績に重要かつ不利な影響を与える可能性があります
が、当中間連結会計期間において重要かつ不利な変化はありませんでした。

会計方針の変更

野村が2024年4月1日以降において適用した新しい会計基準の要約および連結財務諸表への影響は下表のとおりです。

新会計基準	概要	適用日および 適用方法	連結財務諸表 への影響
ASU第2022-03号 「公正価値測定」	・ 契約上の売却制限は企業特有の特徴であり、金融商品に特有の特徴ではないことから、当該制限は株式等の時価評価にあたり考慮しない旨を明確化します。 ・ 契約上の売買制限が付された株式等について、当該株式等の時価、当該制限の内容および残存期間ならびに当該制限が失効する状況の開示が要求されます。	野村は当該変更について2024年4月1日から将来に向かって適用しました。	適用による重要な影響はありませんでした。

自発的な会計方針の変更

2024年4月1日より、野村は編纂書940「金融サービス・ブローカー・ディーラー」（以下「編纂書940」）の当社およびその連結子会社への適用方法にかかる会計方針の変更を実施しました。2024年3月31日以前において、編纂書940は、野村の連結財務諸表に含まれるすべての連結子会社に適用されていましたが、2024年4月1日より、当社およびブローカー・ディーラーではない連結子会社（以下「非ブローカー・ディーラー会社」）は編纂書940を適用しません。

当該会計方針の変更は、主に野村の銀行ビジネスおよびインベストメント・マネジメントビジネスの拡大が見込まれることを受け、非ブローカー・ディーラー会社が新たに購入するトレーディング目的以外の負債証券を、編纂書320「投資・負債証券」において定義される満期保有証券または売却可能証券に分類することを将来に向かって可能とするものです。満期保有証券に分類されるトレーディング目的以外の負債証券は、非ブローカー・ディーラー会社が満期まで保有する能力と意思を持つ負債証券であり、償却原価で測定され、売却可能証券に分類されるトレーディング目的以外の負債証券は公正価値で測定され、公正価値の変動額は連結包括利益計算書において法人税控除後の金額でその他の包括利益に、また、連結貸借対照表において法人税控除後の金額で、当社株主資本の構成要素の1つである累積的その他の包括利益に計上されます。

この新たな会計方針を遡及適用することは、トレーディング目的以外の負債証券への当初の分類など過年度の会計上の判断を仮定することが必要であり実務上不可能であるため、当社は当該会計方針を2024年4月1日から将来に向かって適用します。

当該会計方針の変更に際し、非ブローカー・ディーラー会社が保有する既存のトレーディング目的の貸付金およびトレーディング目的以外の負債証券については、2024年4月1日をもって公正価値オプションを選択し、引き続き公正価値で評価の上、公正価値の変動額を損益に計上します。また、2024年9月30日までに新たに組成または購入したトレーディング目的の貸付金および一部のトレーディング目的以外の負債証券についても、同様に公正価値オプションを選択します。当該貸付金は引き続き連結貸借対照表上トレーディング資産に表示され、公正価値の変動額は連結損益計算書上トレーディング損益に表示されます。同様に、非ブローカー・ディーラー会社が保有する、公正価値オプションを選択したトレーディング目的以外の負債証券は、引き続き連結貸借対照表上トレーディング目的以外の負債証券に表示され、公正価値の変動額は連結損益計算書上収益－その他に表示されます。

当該会計方針の変更により、2024年4月1日以降に非ブローカー・ディーラー会社が取得するトレーディング目的以外の負債証券が満期保有証券または売却可能証券に分類された場合、減損損失を認識する場合を除き、当該負債証券の公正価値の変動は損益に計上されないこととなります。

当中間連結会計期間において当該会計方針の変更による連結財務諸表への重要な影響はありませんでした。

新しい会計基準の進展

野村が2024年10月1日以降において適用を予定する、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある新しい会計基準は下表のとおりです。

新会計基準	概要	適用日および適用方法	連結財務諸表への影響
ASU第2023-07号 「セグメント報告：報告セグメントに関する開示の改善」	- 公開企業の報告セグメントについて、より詳細な費用に関する情報が期中および年次報告の追加的な開示要件として導入され、また、既存のセグメント開示の頻度が増加されます。 - セグメント情報最高経営責任者に関する情報の年次での開示が要求されます。 - セグメント利益または損失に関する、2つ以上の評価基準の開示が認められる要件を明確化します。	野村は当該変更について2025年3月31日から過去に遡及しての適用を現時点では予定しております。	野村の連結財務諸表に対する重要な影響は見込まれません。
ASU第2023-08号 「無形資産-のれんおよびその他-暗号資産：暗号資産に関する会計処理および開示」	- 適用対象となるすべての暗号資産を每期時価評価し損益に計上することが要求されます。 - 財務諸表において適用対象となる暗号資産をその他の無形資産と区別して表示することが要求されます。 - すべての企業に対し適用対象となる暗号資産に関する新たな開示要件が導入されます。	野村は当該変更について2025年4月1日から修正遡及法による適用を現時点では予定しております。	野村の連結財務諸表に対する重要な影響は見込まれません。
ASU第2023-09号 「法人所得税：法人所得税に関する開示の改善」	- 実効税率の調整表等に関するより詳細な情報および支払法人税等に関する情報の年次での追加的な開示が導入されます。 - 未認識税務ベネフィットおよび繰延税金負債が認識されていない一時差異に関する既存の開示要件の一部が削除されます。	野村は当該変更について2025年4月1日から将来に向かっての適用を現時点では予定しております。	野村の連結財務諸表に対する重要な影響は見込まれません。

2 公正価値測定：

金融商品の公正価値

野村が保有する金融商品の多くは公正価値で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

その他の一義的な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は当初認識以降の減損の測定など限定的な状況で使用されます。

すべての公正価値は、編纂書820「公正価値評価と開示」の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られるであろう金額または金融負債を移転するのに必要とされるであろう金額と定義されます。ここでいう取引は、各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

金融商品の公正価値は原則、金融商品の会計単位と整合したうえで、個別商品ごとに決定されております。ただし、ポートフォリオ単位で管理される特定の金融商品は、ポートフォリオ単位で公正価値が測定されております。この場合、公正価値は、ネット・ロング・ポジション（純額での金融資産）の譲渡の対価として得られるであろう金額、あるいはネット・ショート・ポジション（純額での金融負債）を移転するのに必要とされるであろう金額に基づいており、測定日において市場参加者がネット・エクスポージャーに対して行う評価と整合しております。

公正価値で測定される金融資産には、特定のファンドへの投資も含まれております。こうしたファンドへの投資は、1株当たり純資産価額が公正価値算定の方法として業界で一般的に使用されている場合には、実務上の簡便的な方法として1株当たり純資産価額で公正価値を測定しております。

資産負債の公正価値の増減は、野村のポジション、パフォーマンス、流動性および資本調達に大きな影響を与える可能性があります。後述のとおり、採用している評価手法は元来不確実性を内包しているため、将来の市場動向の正確な影響を予測することはできません。金融商品の評価は、ボラティリティの高まりや価格の透明性の低下のために市場がストレス下にある時には、公正価値算定により多くの判断が必要となります。野村は、市場リスクを軽減するために可能な場合には経済的なヘッジ戦略をとっております。ただし、それらのヘッジ戦略も予測することのできない市場の動向の影響を受けます。

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の評価手法

金融商品の公正価値は、市場指数を含む取引所価格、ブローカーやディーラー気配、その時点における市場環境下で当社が出口価格と推測する見積もり価格に基づいております。現物取引と店頭取引を含めたさまざまな金融商品は、市場で観察可能なビッド価格とオファー価格を有しています。こうした商品は、ビッド価格とオファー価格の間の野村の見積公正価値をもっとも良く表している価格で公正価値評価されます。取引所価格もしくはブローカーやディーラー気配が取得できない場合は、類似する商品の価格や時価評価モデルが公正価値を決定するにあたって考慮されます。

活発な市場の取引価格が取得できる場合、それらの価格で評価された資産もしくは負債の公正価値に調整を加えることはありません。その他の商品については、観察可能な指標、観察不能な指標、またはその両方を含んだ時価評価モデルなどの評価手法が用いられます。時価評価モデルは市場参加者が類似する金融商品を評価する際に考慮するであろう指標を用いています。

時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、未実現および実現損益の金額および計上時期に影響を与えます。異なる時価評価モデルや基礎となる仮定の使用は、異なる財務上の損益に結びつくことがあります。評価の不確実性は、評価手法やモデルの選定、評価モデルに用いられる数量的な仮定、モデルに用いられるデータや他の要素などといったさまざまな要素に起因します。これらの不確実性を考慮したうえで、評価は調整されます。通常用いられる調整としてはモデル・リザーブ、クレジット・アジャストメント、クローズアウト・アジャストメント、譲渡や売却の制限といった個別の商品特有の調整が含まれます。これらの評価の調整は野村の連結財務諸表に重大な影響を与える可能性があります。

評価の調整の程度は概して主観的なものであり、市場参加者が類似する金融商品の公正価値を決定する際に用いるであろうと当社が推測する要素に基づくものです。行われる調整のタイプ、それらの調整の計算方法、計算に用いられるデータなどは、その時々市場慣行や新たな情報の利用可能状況を反映するように定期的に見直されます。

例えば、ある金融商品の公正価値には、野村の資産に関する取引先の信用リスクと負債に関する自社クレジットの両方に関連した信用リスクの調整を含んでおります。金融資産の信用リスクは、担保やネットティング契約などの信用補完により、大幅に軽減されています。相殺後の信用リスクは、実際の取引先の入手可能で適用可能なデータを用いて測定されます。野村の資産に対する取引先の信用リスクを測定するのと同様の手法が、野村の金融負債に対する信用リスクを測定するために用いられています。

こうした時価評価モデルは定期的に市場動向に合うよう見直され、用いられるデータは最新の市場環境とリスクに応じて調整されます。リスク・マネジメント部門内のバリュエーション・モデル・バリデーション・グループが、収益責任を負う部門から独立した立場で評価モデルをレビューし、モデルの妥当性や一貫性を評価しております。モデル・レビューにあたっては、評価の適切性や特定の商品の感応度など多くの要素を考慮しております。評価モデルは定期的に観察可能な市場価格との比較、代替可能なモデルとの比較、リスク・プロファイルの分析により市場に合うよう見直されます。

上述のとおり、債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、野村の将来の公正価値の見積もりに影響を与え、トレーディング損益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長ければ長いほど、客観的な市場データが得にくくなることから、野村の公正価値の見積もりはより主観的になる可能性があります。

公正価値の階層

公正価値で測定された金融商品（公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む）はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定にあたり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、同一の金融商品の（未調整の）取引価格を反映した観察可能な評価インプット

レベル2

レベル1に含まれる取引価格以外の、直接的に、または、間接的に観察可能な評価インプット

レベル3

野村の仮定や特定のデータを反映する観察不能な評価インプット

市場で観察可能なデータの利用可能性は金融商品の種別によって異なり、種々の要素の影響を受ける可能性があります。以下に限りませんが、有意な要素には、特に金融商品がカスタマイズされたものである場合、市場における類似する金融商品の普及度、例えば新しい金融商品であるかまたは比較的成熟しているかどうかというような市場での金融商品の様態、現在のデータが取得できる頻度および量などの市場から得られる情報の信頼性などが含まれます。市場が著しく変動している期間は、利用可能で観察可能なデータが減少する場合があります。そのような環境の下では、金融商品は公正価値評価の階層の下位レベルに再分類される可能性があります。

金融商品の分類を決定する際の重要な判断には、金融商品が取引される市場の性質、金融商品が内包するリスク、市場データの種類と流動性、および類似した金融商品から観察された取引の性質が含まれます。

評価モデルに市場においてあまり観察可能ではないデータあるいは観察不能なデータを使用する場合には、公正価値の決定過程には当社の重要な判断が含まれます。そのため、レベル1やレベル2の金融商品に比べて、レベル3の金融商品の評価にはより多くの判断が含まれます。

市場が活発であるかどうかを判断するために当社が用いる重要な基準は、取引数、市場参加者による価格更新の頻度、市場参加者による取引価格の多様性および公表された情報の量などです。

次の表は、野村が保有する毎期経常的に公正価値評価される金融商品の前連結会計年度末および当中間連結会計期間末現在のレベル別の金額を示しています。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)				
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保との 相殺 (1)	前連結会計 年度末残高
資産：					
トレーディング資産およびプライベートエクイ ティ・デット投資 (2)					
エクイティ (3)	2,931	1,353	8	—	4,292
プライベートエクイティ・デット投資 (5)	—	3	80	—	83
日本国債	1,919	—	—	—	1,919
日本地方債・政府系機関債	—	182	0	—	182
外国国債・地方債・政府系機関債	3,677	2,450	3	—	6,130
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の 貸付金	—	1,543	173	—	1,716
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	9	0	—	9
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	3,071	35	—	3,106
政府系機関発行・保証	—	2,923	—	—	2,923
その他	—	148	35	—	183
不動産担保証券	—	37	122	—	159
債務担保証券 (CDO) 等 (6)	—	35	46	—	81
受益証券等	393	1	3	—	397
トレーディング資産およびプライベートエクイ ティ・デット投資合計	8,920	8,684	470	—	18,074
デリバティブ資産 (7)					
エクイティ・デリバティブ	2	3,228	9	—	3,239
金利デリバティブ	17	12,766	146	—	12,929
信用デリバティブ	1	236	47	—	284
為替取引	1	4,836	47	—	4,884
商品デリバティブ	1	2	—	—	3
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△19,815	△19,815
デリバティブ資産合計	22	21,068	249	△19,815	1,524
小計	8,942	29,752	719	△19,815	19,598
貸付金および受取債権 (8)	2	1,808	291	—	2,101
担保付契約 (9)	—	454	12	—	466
その他の資産 (2)					
トレーディング目的以外の負債証券	112	202	21	—	335
その他 (3) (4)	371	59	253	—	683
合計	9,427	32,275	1,296	△19,815	23,183

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (2024年3月31日)					
レベル	1	レベル	2	レベル	3
				取引相手毎 および 現金担保との 相殺 (1)	前連結会計 年度末残高
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	2,597	28	0	—	2,625
日本国債	2,098	—	—	—	2,098
日本地方債・政府系機関債	—	6	—	—	6
外国国債・地方債・政府系機関債	3,206	645	—	—	3,851
銀行および事業会社の負債証券	—	175	1	—	176
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	0	—	—	0
受益証券等	188	—	0	—	188
トレーディング負債合計	8,089	854	1	—	8,944
デリバティブ負債 (7)					
エクイティ・デリバティブ	3	3,820	4	—	3,827
金利デリバティブ	18	12,102	114	—	12,234
信用デリバティブ	0	290	93	—	383
為替取引	0	4,620	44	—	4,664
商品デリバティブ	0	5	—	—	5
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△19,166	△19,166
デリバティブ負債合計	21	20,837	255	△19,166	1,947
小計	8,110	21,691	256	△19,166	10,891
短期借入 (11)	—	628	23	—	651
支払債務および受入預金 (10) (12)	—	168	15	—	183
担保付調達 (9)	—	978	—	—	978
長期借入 (11) (13) (14)	22	5,627	474	—	6,123
その他の負債 (15)	283	66	44	—	393
合計	8,415	29,158	812	△19,166	19,219

(単位：十億円)

当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)					
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保との 相殺 (1)	当中間 連結会計 期間末 残高
資産：					
トレーディング資産およびプライベートエクイ ティ・デット投資 (2)					
エクイティ (3)	2,631	1,363	6	—	4,000
プライベートエクイティ・デット投資 (5)	—	2	97	—	99
日本国債	2,956	—	—	—	2,956
日本地方債・政府系機関債	—	143	0	—	143
外国国債・地方債・政府系機関債	4,742	2,389	3	—	7,134
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の 貸付金	—	1,614	177	—	1,791
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	1	11	—	12
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	3,547	39	—	3,586
政府系機関発行・保証	—	3,413	—	—	3,413
その他	—	134	39	—	173
不動産担保証券	—	79	168	—	247
債務担保証券 (CDO) 等 (6)	—	31	34	—	65
受益証券等	359	1	4	—	364
トレーディング資産およびプライベートエクイ ティ・デット投資合計	10,688	9,170	539	—	20,397
デリバティブ資産 (7)					
エクイティ・デリバティブ	15	3,269	14	—	3,298
金利デリバティブ	21	11,145	97	—	11,263
信用デリバティブ	1	212	45	—	258
為替取引	—	5,282	33	—	5,315
商品デリバティブ	3	4	—	—	7
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△18,463	△18,463
デリバティブ資産合計	40	19,912	189	△18,463	1,678
小計	10,728	29,082	728	△18,463	22,075
貸付金および受取債権 (8)	—	1,688	408	—	2,096
担保付契約 (9)	—	519	14	—	533
その他の資産 (2)					
トレーディング目的以外の負債証券(10)	127	188	17	—	332
その他 (3) (4)	242	238	279	—	759
合計	11,097	31,715	1,446	△18,463	25,795

(単位：十億円)

当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)					
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保との 相殺 (1)	当中間 連結会計 期間末 残高
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	2,303	23	0	—	2,326
日本国債	2,125	—	—	—	2,125
日本地方債・政府系機関債	—	3	—	—	3
外国国債・地方債・政府系機関債	3,338	756	—	—	4,094
銀行および事業会社の負債証券	—	251	0	—	251
住宅用不動産ローン担保证券 (RMBS)	—	0	—	—	0
債務担保证券 (CDO) 等 (6)	—	—	—	—	—
受益証券等	280	—	0	—	280
トレーディング負債合計	8,046	1,033	0	—	9,079
デリバティブ負債 (7)					
エクイティ・デリバティブ	5	4,114	10	—	4,129
金利デリバティブ	27	10,592	93	—	10,712
信用デリバティブ	0	258	85	—	343
為替取引	2	5,057	40	—	5,099
商品デリバティブ	1	10	—	—	11
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△17,990	△17,990
デリバティブ負債合計	35	20,031	228	△17,990	2,304
小計	8,081	21,064	228	△17,990	11,383
短期借入 (12)	—	472	50	—	522
支払債務および受入預金 (11) (13)	—	309	14	—	323
担保付調達 (9)	—	914	—	—	914
長期借入 (12) (14) (15)	21	6,123	488	—	6,632
その他の負債 (16)	160	245	76	—	481
合計	8,262	29,127	856	△17,990	20,255

- (1) デリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 実務上の簡便法として純資産価額を用いて公正価値を測定している投資は公正価値の階層から除いております。前連結会計年度末および当中間連結会計期間末において、これらの投資は連結貸借対照表上、トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資にそれぞれ59十億円および61十億円、その他の資産にそれぞれ3十億円および3十億円含まれています。
- (3) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (4) 営業目的で保有する上場および非上場の投資持分証券が含まれ、前連結会計年度末には、それぞれ78,708百万円および26,380百万円、当中間連結会計期間末には、それぞれ69,373百万円および882百万円が計上されております。
- (5) プライベートエクイティ・デット投資は非支配持分のプライベートエクイティ投資、ベンチャー・キャピタル投資または他の劣後資本（メザニン債等）の非上場・上場商品を含んでおります。また、これらの投資は公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (6) ローン担保証券（CLO）、資産担保証券（ABS）（クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン等）を含みます。
- (7) 複数種類のリスクを含むデリバティブ資産および負債は、主要なリスクの種類に基づいて区分されます。
- (8) 貸付金および受取債権のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (9) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (10) 公正価値オプションを選択したトレーディング目的以外の負債証券を含んでおります。
- (11) 公正価値オプションを選択した受入預金を含んでおります。
- (12) 公正価値オプションを選択した仕組債を含んでおります。
- (13) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでおります。連結貸借対照表上、受入預金は対応する組込デリバティブの公正価値の変動を調整して表示されております。
- (14) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでおります。連結貸借対照表上、仕組債は対応する組込デリバティブの公正価値の変動を調整して表示されております。
- (15) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。
- (16) 公正価値オプションを選択した貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

主要な金融商品の評価手法

金融商品の公正価値評価額の推定にあたり、野村が用いた主要な金融商品種別毎の評価手法、および公正価値階層帰属先決定にあたって有意となったデータは、以下のとおりです。

エクイティおよびその他の資産に含まれる投資持分証券：エクイティおよびその他の資産に含まれる投資持分証券は、上場・非上場のエクイティ証券およびファンド投資を含みます。上場エクイティ証券の公正価値は、取引の活発な市場における同一証券の取引価格が利用可能であれば、それを用いて決定されております。そのような評価は市場慣行に即していなければならない、そのためビッド価格もしくは仲値に基づきます。野村は、証券取引の数量および取引頻度によって、取引の活発な市場であるかどうかを判断しております。これら証券がレベル1の階層に分類される場合、公正価値の調整は行われません。取引の活発ではない市場で取引されている上場エクイティ証券も同様に通常は取引所価格を用いて評価され、レベル2に分類されます。非常に稀ながら、実務上、取引の活発ではない市場で取引されている取引所価格が適切な公正価値を示していないと考えられる場合、取引所価格にディスカウントや流動性アジャストメントを反映させることがあります。こうした調整の有無は個別銘柄毎に判断されており、野村の当該銘柄の保有数量は判断の材料とはなっておりません。取引が活発ではない市場で取引される上場エクイティ証券に対するこうした調整について、前連結会計年度末および当中間連結会計期間末に認識している金額はありません。非上場エクイティ証券の公正価値は後述のプライベートエクイティ・デット投資と同様の評価手法を用いて決定され、流動性ディスカウントやクレジット・スプレッドのような有意な評価データが観察不能であるため、通常レベル3に分類されます。

プライベートエクイティ・デット投資：非上場プライベートエクイティ・デット投資は元来価格の透明性がない、ないしは低い、公正価値の決定に際しては当社独自の重要な判断が求められます。プライベートエクイティ・デット投資は当初は公正価値であると見積もられた取得価額で計上されます。第三者取引事例などで価格の変動が明らかな場合には、帳簿価額は調整されます。第三者取引が存在しない場合でも、予想される出口価格が帳簿価額と異なると判断された場合は、帳簿価額を調整することがあります。こうした決定に際しては主に、割引現在価値法（Discounted Cash Flow（以下「DCF法」））またはマルチプル法を使用します。DCF法とは適切な成長率に基づいて調整した投資先から生じる予測将来キャッシュ・フローを、加重平均資本コスト（Weighted Average Cost of Capital（以下「WACC」））により割引く内部評価モデルです。マルチプル法とはEV/EBITDA、株価収益率、株価純資産倍率、株価潜在価値比率、投資先の財務諸表数値と比較対象となる他社の株価の関係から導かれるその他の評価倍率などの比較数値を用いた評価手法です。また、投資先特有の属性を反映させるためDCF法ないしはマルチプル法に対して流動性ディスカウントを考慮することがあります。流動性ディスカウントは、時価評価モデルや評価インプットにおけるさまざまな不確実性も考慮しております。可能な場合にはこうした評価は、投資先の営業キャッシュ・フローおよび財務業績ないしは予算または見積もりに関連する資産、類似の公開企業の株価や利益数値、業種または地域内の傾向およびその投資に関連する特定の権利または条件（例えば転換条項や残余財産分配優先権）と比較されます。プライベートエクイティ・デット投資は、前述した評価データの多くが観察不能あるいは不確実性が高いため、通常レベル3に分類されます。

国債、地方債ならびに政府系機関債：日本を含むG7の政府が発行する国債の公正価値は、主に取引所価格、執行可能なブローカーやディーラー気配、あるいはこれらに代替し得る価格情報を用いて決定されております。これらの証券は活発な取引のある市場にて取引されており、したがって公正価値階層においてはレベル1に分類されております。G7以外の政府が発行する国債、政府系機関債および地方債についてはG7国債同様の価格情報を用いて評価されておりますが、これらの債券は取引の活発ではない市場で取引されているため、通常レベル2に分類されております。一部のG7以外の政府が発行する証券については、活発な取引のある市場にて取引されているため、レベル1に分類されることもあります。一部の証券については、取引が頻繁に行われず、比較可能な証券からレベル2に分類するために必要な価格情報が得られないため、レベル3に分類されることがあります。これらの証券は発行体のクレジット・スプレッドなどの有意な観察不能データを含むDCF法によって評価されます。

銀行および事業会社の負債証券：銀行および事業会社の負債証券の公正価値は、主に当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラー気配、直近の取引事例を用いて決定され、DCF法が用いられる場合もあります。ブローカーやディーラー気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。DCF法に用いられる有意な評価データは、利回り曲線、アセット・スワップ・スプレッド、回収率、発行体のクレジット・スプレッドなどがあります。銀行および事業会社の負債証券は通常こうした評価データが観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部の銀行および事業会社の負債証券については、取引が散発的であり、かつ比較可能な証券からレベル2に分類するために必要な情報が得られないこと、ないしはDCF法に使用される発行体のクレジット・スプレッドまたは回収率が観察不能であることから、レベル3に分類されることがあります。

商業用不動産ローン担保証券（CMBS）および住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）：CMBSおよびRMBSの公正価値は、主としてDCF法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラー気配、直近の取引事例を用いて決定されております。ブローカーやディーラー気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。DCF法に用いられる有意な評価データは、利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率などであります。CMBSおよびRMBSは通常こうした評価データが観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部のCMBSおよびRMBSについては取引が散発的であり、かつ比較可能な証券からレベル2に分類するために必要な情報が得られないこと、ないしはDCF法に使用される1つ以上の評価データが観察不能であることから、レベル3に分類されることがあります。

不動産担保証券：不動産担保証券の公正価値はブローカーやディーラー気配、直近の市場取引または比較可能な市場指数を参照して決定されております。ブローカーやディーラー気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。有意なデータがすべて観察可能である場合、当該証券はレベル2に分類されます。一部の証券は直接的な価格のソースや比較可能な証券や指標が利用できません。そのような証券はDCF法を用いて評価されており、利回りまたは損失率などの有意な観察不能な評価データが含まれるため、レベル3に分類されます。

債務担保証券（CDO）等：CDO等は、主としてDCF法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラー気配、直近の取引事例を用いて決定されております。ブローカーやディーラー気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。DCF法に用いられる有意な評価データは、信用格付毎の市場スプレッド、利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率などであります。CDO等はこうした評価データが観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部のCDO等についてはDCF法に使用される1つ以上の有意な評価データが観察不能であるため、レベル3に分類されることがあります。

受益証券等：取引所が公表する価格で評価されている上場投資信託は公正価値階層のレベル1に分類されております。非上場投資信託について、野村が貸借対照表日現在の1株当たり純資産価額で解約可能であり、かつ純資産価額が容易に算定可能である場合はレベル2に分類されます。発行体のクレジット・スプレッドや相関係数のような有意な観察不能データを使って評価されている受益証券への投資はレベル3に分類されます。実務上の便法として一株当たり純資産を時価とみなしている受益証券への投資は、公正価値階層の分類対象から除かれております。

デリバティブ（エクイティ・デリバティブ）：野村はインデックス・オプション、エクイティ・オプション、エクイティ・バスケット・オプション、インデックス・スワップ、エクイティ・スワップ等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。上場エクイティ・デリバティブの公正価値は、活発な市場で取引され、取引所価格が公正価値を表している場合は未調整の取引所価格を用いて決定され、公正価値階層のレベル1に分類されております。取引が活発でない市場で取引される場合、ないしは取引所価格が公正価値を表していない場合の上場エクイティ・デリバティブの公正価値はモデル価格を用いて決定され、レベル2に分類されます。店頭デリバティブの公正価値はブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより決定されております。使用される有意な評価データにはエクイティ価格、配当利回り、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブはすべての有意な評価データおよび調整が観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の流動性の低いバニラ型、ないしはエキゾチック型のエクイティ・デリバティブについて配当利回り、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（金利デリバティブ）：野村は金利スワップ、為替スワップ、金利オプション、金利先渡契約、スワップオプション、キャップ取引、フロア取引等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。上場金利デリバティブの公正価値は、活発な市場で取引され、取引所価格が公正価値を表している場合は未調整の取引所価格を用いて決定され、公正価値階層のレベル1に分類されております。取引が活発でない市場で取引される場合、ないしは取引所価格が公正価値を表していない場合の上場金利デリバティブの公正価値はモデル価格を用いて決定され、レベル2に分類されます。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、先物為替、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブはすべての有意な評価データおよび調整が観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の流動性の低いバニラ型、ないしはエキゾチック型の店頭金利デリバティブについて金利、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（信用デリバティブ）：野村は特定の相手先、指数、複数の相手先を参照するクレジット・デフォルト・スワップ、クレジット・オプション等の店頭デリバティブを取引しております。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、クレジット・スプレッド、回収率、デフォルト確率、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブはすべての有意な評価データおよび調整が観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の流動性の低いバニラ型、ないしはエキゾチック型の店頭信用デリバティブについてクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（為替取引）：野村は為替先物、通貨オプション等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。取引が活発でない市場で取引される場合、ないしは取引所価格が公正価値を表していない場合の上場デリバティブの公正価値はモデル価格を用いて決定され、レベル2に分類されます。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、先物為替、直物為替、ボラティリティが含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブはすべての有意な評価データおよび調整が観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部のデリバティブについて金利、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

野村は、主要な市場における市場参加者が公正価値を算定するために使用するであろう手法に合致させるため、特定の店頭デリバティブ取引の公正価値を見積もる際にファンディングコストに基づく評価の調整を行っております。

貸付金および受取債権：トレーディング資産として、あるいは公正価値オプションの適用により公正価値で計上されている貸付金および受取債権の公正価値は通常は取引価格が利用できないため、主にDCF法により決定されております。評価データには銀行および事業会社の負債証券と同様のデータが用いられております。貸付金および受取債権は通常こうした評価データが観察可能であるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部の貸付金および受取債権については取引が散発的であり、当該貸付金および受取債権と比較可能な負債証券からレベル2に分類するために必要な情報が得られないため、もしくはDCF法に使用する発行体のクレジット・スプレッドあるいは回収率が有意かつ観察不能であるため、レベル3に分類されます。

担保付契約および担保付調達：公正価値で計上されている売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券は公正価値オプションを適用しており、公正価値は主にDCF法により決定されております。評価データには金利、GC取引やSC取引の貸借料を含みます。売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券は通常こうした評価データが観察可能であるため、一般的にはレベル2に分類されます。

トレーディング目的以外の負債証券：トレーディング業務を行わない当社の子会社が保有する負債証券は、前述した国債、地方債ならびに政府系機関債および銀行および事業会社の負債証券と同様の評価手法により公正価値が決定され、公正価値階層に分類されております。

短期および長期借入（仕組債）：仕組債とは野村および連結変動持分事業体によって発行された負債証券で、投資家に対し単純な固定あるいは変動金利に代えて、株価または株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付、またはより複雑な金利等の変数によって決定されるリターンが支払われるという特徴が組み込まれたものを指します。仕組債の公正価値は、活発な取引のある市場における当該債務の取引価格があればそれを用いて評価され、それがない場合は同等債務が資産として取引された場合における取引価格、類似債務の取引価格、類似債務が資産として取引された場合における取引価格、仕組債に組み込まれた特徴に応じたDCF法とオプションモデルによる内部評価モデル等を組み合わせた評価手法により評価されております。内部評価モデルを使用する場合、野村は負債証券部分と組込デリバティブ部分の両方の公正価値を評価しております。仕組債のうち、負債証券部分の公正価値を評価するための有意な評価データには利回り、期中償還率、デフォルト確率、損失率が含まれます。組込デリバティブ部分の公正価値を評価するための評価データには前述した店頭デリバティブと同様のデータが用いられております。仕組債の公正価値には野村の信用リスクを反映するための調整が含まれております。この調整は直近の観察可能な流通市場における売買や野村の負債証券を含む執行可能な水準のブローカー気配に基づいて行われており、一般的にはレベル2として分類されております。仕組債は通常評価データと調整が観察可能であるため、一般的にはレベル2に分類されます。組込デリバティブの公正価値を評価する際に用いられる利回り、期中償還率、デフォルト確率、損失率、ボラティリティおよび相関係数といった観察不能なデータが有意な場合は、レベル3に分類されます。

長期借入（担保付金融取引）：担保付金融取引は、金融資産移転取引が編纂書860「譲渡とサービシング」（以下「編纂書860」）に基づく売却会計処理の要件を満たさず、当該取引が担保付資金調達として会計処理される場合に認識される負債であります。これらの債務は、連結貸借対照表上に残存する移転された金融資産に適用された評価手法と同様の手法を用いて評価されます。したがって、公正価値評価階層も当該資産と同じレベルに分類されます。野村はこれらの債務に対して一般的な遡及義務を負わないことから、評価にあたっては野村の信用リスクを反映する調整は行いません。

レベル3 金融商品

レベル3 金融商品の評価は、市場で観察できない特定の有意なデータに基づいております。活発でない市場は、金融商品の取引量が少ない、価格の見積もりが最新ではない、価格の見積もりが時間の経過やマーケットメーカーにより大幅に変わる、執行可能ではないブローカー気配もしくは情報の公共性がほとんどないという共通する特性を持ちます。

仮にレベル3 金融商品の評価に確定的な根拠が利用できない場合は、公正価値は市場にある他の同等の商品を参考として計算されます。特定のレベル3 金融商品とベンチマークに適用される金融商品の相関の度合いは、観察不能なデータとしてみなされます。市場で観察不能なデータを適切に評価するために使用されるその他の手法では、特定の市場参加者間のコンセンサス・プライス・データ、過去のトレンド、観察可能な市場データからの推定、市場参加者が類似する商品の評価に使用すると野村が想定するその他の情報を考慮します。

レベル3 金融商品の評価のために適当かつ代替可能なデータの仮定を使用した場合、公正価値の決定に重要な影響を与えます。最終的には、前述のデータの仮定に関する不確実性は、レベル3 金融商品の公正価値が主観的な見積もりであることを示します。それぞれの金融商品における特定の評価は、野村の定めている評価方針および手続きに沿った、一般的な市場環境下の経営判断に基づきます。

有意な観察不能なデータに関する定量的および定性的な情報

次の表は、前連結会計年度末および当中間連結会計期間末のレベル3 金融商品の公正価値を決定するのに使用される有意な観察不能なデータに関する定量的および定性的な情報を示しております。レベル3 金融商品は、一般的に公正価値階層のレベル1ないしはレベル2に使用される観察可能な評価データも含んでおりますが、これらの評価データは表に含まれておりません。また、レベル3 金融商品は多くの場合、レベル1ないしはレベル2に分類される金融商品によってヘッジされております。

野村が使用する有意な観察不能のデータの変動は、金融商品に対する公正価値測定に影響を与えます。以下の表には、これらの有意な観察不能なデータが異なる値を取った場合、報告日現在の公正価値測定がより高くまたは低く算定される可能性の情報、および公正価値を決定するのに2つ以上の有意な観察不能なデータが使用されている場合には、そのデータ間の相関についての定性的な情報も記載しております。

前連結会計年度末
(2024年3月31日)

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2) (3)	観察不能なデータ の増加に対する公 正価値の感応度 (4) (5)	観察不能な データ同士の相関 (6)
資産：							
トレーディング資産および プライベートエクイティ・デ ット投資							
エクイティ	8	DCF	流動性ディスカウ ント	75.0%	75.0%	公正価値の減少	—
プライベートエクイティ・デ ット投資	80	DCF	WACC	5.5—17.0%	9.2%	公正価値の減少	
			成長率	0.0—2.0%	0.6%	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			クレジット・スプ レッド	7.9—11.0%	9.6%	公正価値の減少	
			流動性ディスカウ ント	5.0—30.0%	15.2%	公正価値の減少	
		マルチプル	EV/EBITDA	3.4—12.0倍	9.2倍	公正価値の増加	
			株価収益率	11.9—28.7倍	16.0倍	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			流動性ディスカウ ント	5.0—20.0%	10.0%	公正価値の減少	
外国国債・地方債・ 政府系機関債	3	DCF	クレジット・スプ レッド	0.0—1.3%	0.6%	公正価値の減少	予測可能な 相関はありません
			回収率	0.5—12.0%	1.7%	公正価値の増加	
銀行および事業会社の 負債証券・売買目的の貸付金	173	DCF	クレジット・スプ レッド	0.0—29.2%	6.6%	公正価値の減少	予測可能な 相関はありません
			回収率	0.0—100.0%	74.7%	公正価値の増加	
住宅用不動産ローン 担保証券 (RMBS)	35	DCF	利回り	18.3—41.9%	30.9%	公正価値の減少	
			期中償還率	12.0—15.0%	13.4%	公正価値の減少	予測可能な 相関はありません
			損失率	0.0—100.0%	68.3%	公正価値の減少	
不動産担保証券	122	DCF	損失率	0.0—26.1%	3.5%	公正価値の減少	—
債務担保証券 (CDO) 等	46	DCF	利回り	5.5—50.4%	12.4%	公正価値の減少	
			期中償還率	20.0%	20.0%	公正価値の減少	一般的に、デフォ ルト確率は損失率 とは同じ方向に、 期中償還率とは反 対の方向に変動し ます
			デフォルト確率	2.0%	2.0%	公正価値の減少	
			損失率	0.0—100.0%	37.6%	公正価値の減少	
			クレジット・スプ レッド	0.0—0.1%	0.0%	公正価値の減少	
受益証券等	3	DCF	流動性ディスカウ ント	0.0—3.9%	2.7%	公正価値の減少	—

前連結会計年度末 (2024年3月31日)							
金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2) (3)	観察不能なデータ の増加に対する公 正価値の感応度 (4) (5)	観察不能な データ同士の相関 (6)
デリバティブ（純額）：							
エクイティ・ デリバティブ	5	オプション・ モデル	配当利回り	0.0－11.6%	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			ボラティリティ	4.4－140.8%	－	公正価値の増加	
			相関係数	△0.95－0.99	－	公正価値の増加	
金利デリバティブ	32	DCF／ オプション・ モデル	金利	0.6－4.5%	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			ボラティリティ	10.1－13.6%	－	公正価値の増加	
			ボラティリティ	24.3－401.5bp	－	公正価値の増加	
信用デリバティブ	△46	DCF／ オプション・ モデル	クレジット・ スプレッド	0.0－21.0%	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			回収率	15.0－100.0%	－	公正価値の増加	
			ボラティリティ	35.0－47.9%	－	公正価値の増加	
為替取引	3	オプション・ モデル	相関係数	0.24－0.85	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			ボラティリティ	6.5－18.9%	－	公正価値の増加	
			相関係数	0.21－0.70	－	公正価値の増加	

前連結会計年度末 (2024年3月31日)							
金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2) (3)	観察不能データの増加に対する公正価値の感応度 (4) (5)	観察不能データの相関 (6)
貸付金および受取債権	291	DCF	クレジット・スプレッド 回収率	0.0－33.6% 42.1－100.0%	8.1% 90.3%	公正価値の減少 公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
担保付契約	12	DCF	レボレート	3.1%	3.1%	公正価値の減少	－
その他の資産							
トレーディング目的以外の負債証券	21	DCF	クレジット・スプレッド	4.8－6.3%	5.0%	公正価値の減少	－
その他(7)	253	DCF	WACC 成長率	11.1% 3.0%	11.1% 3.0%	公正価値の減少 公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
		マルチプル	EV／EBITDA	4.2－6.9倍	5.2倍	公正価値の増加	収益水準が一定と仮定した場合、一般的にマルチプル法に対する仮定の変動は、公正価値の変動に対して同方向の影響を与えます
			株価収益率	7.9－35.9倍	13.6倍	公正価値の増加	
			株価純資産倍率	0.4－1.5倍	0.9倍	公正価値の増加	
			流動性 ディスカウント	25.0－30.0%	29.7%	公正価値の減少	
負債：							
短期借入	23	DCF／ オプション・モデル	ボラティリティ 相関係数	5.0－63.8% △0.83－0.97	－ －	公正価値の増加 公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
支払債務および受入預金	15	DCF／ オプション・モデル	ボラティリティ 相関係数	10.3－11.0% 0.40－0.98	－ －	公正価値の増加 公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
長期借入	474	DCF	損失率	17.9－99.3%	95.6%	公正価値の減少	－
		DCF／ オプション・モデル	ボラティリティ ボラティリティ 相関係数	5.0－63.8% 37.8－97.6bp △1.00－0.98	－ － －	公正価値の増加 公正価値の増加 公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
その他の負債	44	DCF	回収率	40.0－94.0%	85.5%	公正価値の増加	－

当中間連結会計期間末
(2024年9月30日)

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2) (3)	観察不能データの増加に対する公正価値の感応度 (4) (5)	観察不能データの相関 (6)
資産：							
トレーディング資産および プライベートエクイティ・デット投資							
エクイティ	6	DCF	流動性ディスカウント	75.0%	75.0%	公正価値の減少	—
プライベートエクイティ・デット投資	97	DCF	WACC	5.6—16.7%	9.0%	公正価値の減少	
			成長率	0.0—2.0%	0.8%	公正価値の増加	予測可能な相関はありません
			クレジット・スプレッド	7.9—11.0%	9.5%	公正価値の減少	
			流動性ディスカウント	5.0—30.0%	12.6%	公正価値の減少	
		マルチプル	EV/EBITDA	6.9—12.0倍	10.3倍	公正価値の増加	
			株価収益率	12.0—27.9倍	15.9倍	公正価値の増加	予測可能な相関はありません
			流動性ディスカウント	5.0—20.0%	8.2%	公正価値の減少	
外国国債・地方債・政府系機関債	3	DCF	クレジット・スプレッド	0.0—1.2%	0.5%	公正価値の減少	予測可能な相関はありません
			回収率	3.4—16.0%	12.6%	公正価値の増加	
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	177	DCF	クレジット・スプレッド	0.0—148.6%	10.2%	公正価値の減少	予測可能な相関はありません
			回収率	0.0—100.0%	67.4%	公正価値の増加	
商業用不動産ローン担保証券（CMBS）	11	DCF	利回り	16.1%	16.1%	公正価値の減少	
			損失率	65.0%	65.0%	公正価値の減少	予測可能な相関はありません
			クレジット・スプレッド	0.1—0.3%	0.2%	公正価値の減少	
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）	39	DCF	利回り	20.2—51.2%	36.4%	公正価値の減少	予測可能な相関はありません
			期中償還率	12.0—15.0%	13.4%	公正価値の減少	
			損失率	0.0—100.0%	58.8%	公正価値の減少	
不動産担保証券	168	DCF	損失率	0.0—19.1%	2.6%	公正価値の減少	—
債務担保証券（CDO）等	34	DCF	利回り	3.7—50.0%	15.0%	公正価値の減少	
			期中償還率	20.0%	20.0%	公正価値の減少	
			デフォルト確率	2.0%	2.0%	公正価値の減少	一般的に、デフォルト確率は損失率とは同じ方向に、期中償還率とは反対の方向に変動します
			損失率	0.3—100.0%	44.2%	公正価値の減少	
			クレジット・スプレッド	0.0—0.1%	0.0%	公正価値の減少	
受益証券等	4	DCF	流動性ディスカウント	3.7—50.0%	15.0%	公正価値の減少	—

当中間連結会計期間末
(2024年9月30日)

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2) (3)	観察不能なデータ の増加に対する公 正価値の感応度 (4) (5)	観察不能な データ同士の相関 (6)
デリバティブ（純額）：							
エクイティ・ デリバティブ	4	オプション・ モデル	配当利回り	0.0－16.0%	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			ボラティリティ	5.0－88.5%	－	公正価値の増加	
			相関係数	△0.95－0.99	－	公正価値の増加	
金利デリバティブ	4	DCF／ オプション・ モデル	金利	0.8－4.2%	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			ボラティリティ	10.0－13.2%	－	公正価値の増加	
			ボラティリティ	40.4－258.1bp	－	公正価値の増加	
			相関係数	△1.00－0.98	－	公正価値の増加	
信用デリバティブ	△40	DCF／ オプション・ モデル	クレジット・ スプレッド	0.0－133.4%	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			回収率	1.0－90.0%	－	公正価値の増加	
			ボラティリティ	43.4－43.4%	－	公正価値の増加	
			相関係数	0.30－0.85	－	公正価値の増加	
為替取引	△7	オプション・ モデル	ボラティリティ	5.1－18.9%	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			相関係数	0.30－0.70	－	公正価値の増加	
貸付金および受取債権	408	DCF	クレジット・ スプレッド	0.0－56.0%	7.7%	公正価値の減少	予測可能な 相関はありません
			回収率	36.0－100.0%	92.8%	公正価値の増加	
担保付契約	14	DCF	レボレート	6.2－6.4%	6.3%	公正価値の減少	－
その他の資産							
トレーディング目的以外の負 債証券	17	DCF	クレジット・ スプレッド	4.9－5.2%	5.0%	公正価値の減少	－
その他(7)	279	DCF	WACC	10.6%	10.6%	公正価値の減少	予測可能な 相関はありません
			成長率	3.0%	3.0%	公正価値の増加	
		マルチプル	流動性 ディスカウント	25.0%	25.0%	公正価値の減少	－
		オプション・ モデル	配当利回り	2.0%	2.0%	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			ボラティリティ	19.6%	19.6%	公正価値の増加	

当中間連結会計期間末
(2024年9月30日)

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2) (3)	観察不能データの増加に対する公正価値の感応度 (4) (5)	観察不能データの相関 (6)
負債：							
トレーディング負債							
短期借入	50	DCF／ オプション・ モデル	ボラティリティ 相関係数	5.0－59.8％ △0.86－0.97	－	公正価値の増加 公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
支払債務および受入預金	14	DCF／ オプション・ モデル	ボラティリティ 相関係数	10.0－10.8％ 0.40－0.98	－	公正価値の増加 公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
長期借入	488	DCF	損失率	14.4－99.5％	84.0％	公正価値の減少	－
		DCF／ オプション・ モデル	ボラティリティ ボラティリティ 相関係数	5.0－59.8％ 41.6－88.8bp △1.00－0.98	－	公正価値の増加 公正価値の増加 公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
その他の負債	76	DCF	クレジット・ スプレッド 回収率	0.8－7.0％ 67.6－99.5％	0.9％ 86.4％	公正価値の減少 公正価値の増加	予測可能な 相関はありません

- (1) データ範囲はパーセント、係数、倍の単位で示しており、各金融商品を公正価値評価する有意な観察不能の評価データの最大値および最小値を表しております。データ範囲が広範であることは必ずしも評価データの不確実性や主観性を示すものではなく、性質の異なる金融商品を含んでいることによるものであります。
- (2) 現物取引の金融商品の加重平均数値は、各金融商品の公正価値毎に各評価データを加重平均したものであります。
- (3) 現物取引の金融商品と異なり、デリバティブのリスクは貸借対照表価額とは区別され、ネットティングの影響を受けるため、デリバティブに関する加重平均数値を提供しておりません。
- (4) 観察不能データの増加が公正価値に与える影響のみを記載しています。観察不能データの減少は上記の記載と反対方向の影響を与えます。例えば、ある観察不能データの増加が公正価値を減少させる場合、当該観察不能データの減少は、公正価値を増加させます。
- (5) デリバティブに対する観察不能データの増加による影響は、野村が例えばボラティリティなどのリスクに対しロング・ポジションであることを仮定しています。野村がショート・ポジションを取っている場合、観察不能データの増加は上記と反対方向の影響を与えます。
- (6) 観察不能データの相関は、公正価値を決定するのに2つ以上の観察不能データを使用している場合にのみ適用されます。
- (7) 連結貸借対照表上、その他の資産に含まれる投資持分証券の評価手法および観察不能データを表しております。

有意な観察不能のデータ範囲に関する定性的情報

レベル3 金融商品に使用される有意な観察不能のデータ範囲に関する定性的情報は以下のとおりです。

デリバティブ（エクイティ・デリバティブ）：有意な観察不能のデータは配当利回り、ボラティリティおよび相関係数です。配当利回りは、収益が欠如している、または会社が成長ステージにある間は配当を行わない方針などの理由により、配当を行わず配当利回りがゼロとなる企業を含む一方で、投資家に資金を還元するために多額の配当を支払う企業を含むためにデータの範囲は変動します。ボラティリティは、満期までの期日が短いあるいは単一のエクイティ証券を参照するエクイティ・デリバティブの方が、満期までの期日が長いあるいは指数を参照するものよりもボラティリティが高くなる傾向にあるため、データの範囲は広範になります。相関係数はあるデータと他のデータの関連性（以下「ペア」）を表しており、正の値にも負の値にもなり得ます。相関係数は、ペアによって異なる関係性を有しており、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で変動します。

デリバティブ（金利デリバティブ）：有意な観察不能のデータは金利、ボラティリティおよび相関係数です。金利は国や通貨により金利水準は異なっているためにデータ範囲に幅が生じます。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長いものよりも短い金利デリバティブの方が高いために、データの範囲は広範になります。相関係数は、ペアによって異なる関係性を有しており、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で動きます。すべての有意な観察不能のデータは当該範囲の中に偏りなく分布しています。

デリバティブ（信用デリバティブ）：有意な観察不能のデータはクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティおよび相関係数です。クレジット・スプレッドのデータの範囲は、ポートフォリオに内在する異なるデフォルトの危険性を反映します。デフォルトの危険性がほとんどない参照資産の場合はデータの範囲の下限になり、デフォルトの危険性がより高い参照資産の場合はデータの範囲の上限になります。回収率は、シニアのエクスポージャーの方が劣後エクスポージャーよりも回収率が高くなるため、主に参照資産の優先順位によってデータの範囲は変動します。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長いものよりも短い信用デリバティブの方が高いために、データの範囲は広範になります。相関係数は、一般的にクレジット・スプレッドは同一方向に動くため、データの範囲は正の値となります。強い正の相関係数にある場合、密接に関係して同一方向に動きますが、相関係数が下がると関係は弱くなります。

デリバティブ（為替取引）：有意な観察不能のデータは金利、ボラティリティおよび相関係数です。金利は国や通貨により金利水準は異なっており、絶対的水準が極めて低い国がある一方で、水準が相対的に低くなっている国があるためにデータ範囲に幅が生じます。ボラティリティは、（主に米ドルに対し）狭い範囲で取引される通貨の場合はデータの範囲の下限に近くなり低くなる一方で、新興市場の通貨の場合はデータの範囲の上限に近くなり高くなります。相関係数は、ペアによって異なる関係性を有しており、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で動きます。

短期借入および長期借入：有意な観察不能のデータは、利回り、期中償還率、デフォルト確率、損失率、ボラティリティおよび相関係数です。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長い金融商品よりも短いものの方が高くなるため、データの範囲は広範になります。相関係数は、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で変動します。

レベル3金融商品の推移

次の表は、毎期経常的に公正価値評価されるレベル3金融商品の前中間連結会計期間および当中間連結会計期間の損益と推移を示しております。レベル3金融商品は多くの場合、レベル1または2の金融商品によってリスクヘッジされております。以下の表の損益はこうしたヘッジ資産負債の損益を含んでいません。また、レベル3金融商品の公正価値は、市場で観察不能なデータと観察可能なデータの両方を使用して算定されます。したがって、以下の表は観察不能なデータの変動による実現および未実現損益と観察可能なデータの変動による実現および未実現損益の両方が反映されております。

前中間連結会計期間および当中間連結会計期間において、レベル3金融商品の損益は、野村の流動性と資金調達の管理に重要な影響を及ぼしませんでした。

(単位：十億円)

前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)										
	前中間 連結 会計期間 期首残高	当期 純利益に 含まれる額 (1)	その他の 包括利益に 含まれる額	購入／ 発行 (2)	売却／ 償還 (2)	現金の 授受	為替の変動 による 影響	レベル 3 への 移動(4)(5)	レベル 3 からの 移動(5)	前中間 連結 会計期間 期末残高
資産：										
トレーディング資産										
およびプライベート エクイティ・デット										
投資										
エクイティ	4	0	—	22	△1	—	1	2	0	28
プライベートエク イティ・デット投 資	52	8	—	12	0	—	1	—	—	73
日本地方債・政府 系機関債	2	—	—	—	0	—	—	—	△2	0
外国国債・地方 債・政府系機関債	8	1	—	3	△6	—	0	0	△4	2
銀行および事業会 社の負債証券・売 買目的の貸付金	258	△2	—	230	△263	—	20	38	△31	250
商業用不動産ロー ン担保証券 (CMBS)	0	0	—	0	0	—	—	—	—	0
住宅用不動産ロー ン担保証券 (RMBS)	8	0	—	2	0	—	1	—	△1	10
不動産担保証券	95	△2	—	104	△67	—	11	—	—	141
債務担保証券 (CDO) 等	28	△2	—	52	△63	—	2	13	△3	27
受益証券等	2	0	—	32	△33	—	0	—	0	1
トレーディング資産										
およびプライベート エクイティ・デット	457	3	—	457	△433	—	36	53	△41	532
投資合計										
デリバティブ取引 (純額) (3)										
エクイティ・デリ バティブ	6	△1	—	—	—	△4	1	2	2	6
金利デリバティブ	11	△8	—	—	0	12	0	△22	△1	△8
信用デリバティブ	△32	△4	—	—	—	△2	△3	1	△2	△42
為替取引	19	△3	—	—	—	2	2	△1	0	19
デリバティブ取引 (純額) 合計	4	△16	—	—	0	8	0	△20	△1	△25
小計	461	△13	—	457	△433	8	36	33	△42	507
貸付金および受取債 権	191	9	—	74	△49	—	23	41	△33	256
担保付契約	17	0	—	—	△8	—	3	—	—	12
その他の資産										
トレーディング目的 以外の負債証券	3	0	—	—	0	—	0	20	—	23
その他	196	△3	0	5	△2	—	20	—	—	216
合計	868	△7	0	536	△492	8	82	94	△75	1,014

(単位：十億円)

前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)										
	前中間 連結 会計期間 期首残高	当期 純利益に 含まれる額 (1)	その他の 包括利益に 含まれる額	購入／ 発行 (2)	売却／ 償還 (2)	現金の 授受	為替の変動 による 影響	レベル 3 への 移動(4)(5)	レベル 3 からの 移動(5)	前中間 連結 会計期間 期末残高
負債：										
トレーディング負債										
エクイティ	1	△2	－	6	△8	－	0	0	△1	0
外国国債・地方 債・政府系機関債	0	0	－	－	0	－	0	－	－	0
銀行および事業会 社の負債証券	3	2	－	4	△2	－	0	4	△2	5
債務担保証券 (CDO) 等	－	－	－	0	－	－	－	－	－	0
受益証券等	0	－	－	－	0	－	0	－	－	0
トレーディング負債 合計	4	0	－	10	△10	－	0	4	△3	5
短期借入	30	△1	0	32	△15	－	1	4	△8	45
支払債務および受入 預金	17	1	0	3	－	－	－	3	△6	16
長期借入	493	△6	△2	119	△96	－	7	44	△103	472
その他の負債	21	5	－	18	△2	－	2	0	0	34
合計	565	△1	△2	182	△123	－	10	55	△120	572

(単位：十億円)

当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)										
	当中間 連結 会計期間 期首残高	当期 純利益に 含まれる額 (1)	その他の 包括利益に 含まれる額	購入／ 発行 (2)	売却／ 償還 (2)	現金の 授受	為替の変動 による 影響	レベル 3 への 移動(4)(5)	レベル 3 からの 移動(5)(6)	当中間 連結 会計期間 期末残高
資産：										
トレーディング資産										
およびプライベート エクイティ・デット										
投資										
エクイティ	8	0	—	1	△4	—	0	2	△1	6
プライベートエク イティ・デット投 資	80	2	—	18	△3	—	0	—	—	97
日本地方債・政府 系機関債	0	—	—	—	0	—	—	—	—	0
外国国債・地方 債・政府系機関債	3	0	—	3	△3	—	0	3	△3	3
銀行および事業会 社の負債証券・売 買目的の貸付金	173	△1	—	186	△199	—	△8	31	△5	177
商業用不動産ロー ン担保証券 (CMBS)	0	2	—	4	△2	—	—	7	—	11
住宅用不動産ロー ン担保証券 (RMBS)	35	3	—	10	△5	—	△2	2	△4	39
不動産担保証券 債務担保証券 (CDO) 等	122	5	—	176	△127	—	△8	—	—	168
受益証券等	46	△3	—	42	△35	—	0	—	△16	34
	3	0	—	52	△51	—	0	0	—	4
トレーディング資産										
およびプライベート エクイティ・デット	470	8	—	492	△429	—	△18	45	△29	539
投資合計										
デリバティブ取引 (純額) (3)										
エクイティ・デリ バティブ	5	△1	—	—	—	△1	0	1	0	4
金利デリバティブ	32	△18	—	—	—	△8	△1	△3	2	4
信用デリバティブ	△46	△30	—	—	—	33	3	△3	3	△40
為替取引	3	△5	—	—	—	△3	0	2	△4	△7
デリバティブ取引 (純額) 合計	△6	△54	—	—	—	21	2	△3	1	△39
小計	464	△46	—	492	△429	21	△16	42	△28	500
貸付金および受取債 権	291	8	—	116	△89	—	△27	126	△17	408
担保付契約	12	0	—	2	—	—	△1	—	1	14
その他の資産										
トレーディング目的 以外の負債証券	21	0	—	—	△4	—	0	—	—	17
その他	253	43	—	33	△5	—	△17	0	△28	279
合計	1,041	5	—	643	△527	21	△61	168	△72	1,218

当中間連結会計期間
(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

	当中間 連結 会計期間 期首残高	当期 純利益に 含まれる額 (1)	その他の 包括利益に 含まれる額	購入／ 発行 (2)	売却／ 償還 (2)	現金の 授受	為替の変動 による 影響	レベル 3 への 移動(4)(5)	レベル 3 からの 移動(5)(6)	当中間 連結 会計期間 期末残高
負債：										
トレーディング負債										
エクイティ	0	0	—	0	0	—	0	0	0	0
外国国債・地方 債・政府系機関債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
銀行および事業会 社の負債証券	1	0	—	1	△2	—	0	0	0	0
債務担保証券 (CDO) 等	—	—	—	0	0	—	0	—	0	—
受益証券等	0	0	—	0	0	—	0	—	—	0
トレーディング負債 合計	1	0	—	1	△2	—	0	0	0	0
短期借入	23	0	0	46	△11	—	0	0	△8	50
支払債務および受入 預金	15	0	0	0	—	—	—	2	△3	14
長期借入	474	2	4	150	△112	—	△2	8	△24	488
その他の負債	44	0	—	44	△9	—	△3	0	0	76
合計	557	2	4	241	△134	—	△5	10	△35	628

- (1) 主に中間連結損益計算書のトレーディング損益、プライベートエクイティ・デット投資関連損益に計上されており、投資持分証券関連損益、収益—その他および金融費用以外の費用—その他、金融収益および金融費用に計上されているものも含まれます。
- (2) 「購入／発行」にはトレーディング負債の増加、「売却／償還」にはトレーディング負債の減少を含みます。
- (3) 複数種類のリスクを含むデリバティブ資産および負債は、主要なリスクの種類に基づいて区分されます。
- (4) 前中間連結会計期間および当中間連結会計期間の移動が生じた期間で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。
- (5) 「レベル3への移動」は、関連する評価データが観測不能になったか、もしくは重要になったためです。「レベル3からの移動」は、関連する評価データが観測可能になったか、もしくは重要ではなくなったためです。各金融商品に関連する評価データは、「有意な観測不能なデータに関する定量的および定性的な情報」をご参照ください。
- (6) 「レベル3からの移動」には代替的測定方法を用いて測定された結果、レベル3ではなくなった金融商品の移動を含みます。代替的測定法を用いて測定された金融商品に関連する詳細は「注記6 投資」をご参照ください。

レベル3金融商品に含まれる未実現損益

次の表は、野村が公正価値階層の中でレベル3として分類し、貸借対照表日現在で保有している金融商品に関連する前中間連結会計期間および当中間連結会計期間の未実現損益を示しております。

	(単位：十億円)	
	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
	未実現損益 (1)	
資産：		
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資		
エクイティ	0	0
プライベートエクイティ・デット投資	8	0
外国国債・地方債・政府系機関債	0	0
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	△5	△1
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	0	7
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	1	3
不動産担保証券	△1	5
債務担保証券 (CDO) 等	△1	△3
受益証券等	0	0
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資合計	2	11
デリバティブ取引 (純額) (2)		
エクイティ・デリバティブ	2	△2
金利デリバティブ	△15	△31
信用デリバティブ	△8	△32
為替取引	△7	△5
デリバティブ取引 (純額) 合計	△28	△70
小計	△26	△59
貸付金および受取債権	8	5
担保付契約	0	0
その他の資産		
その他	△3	42
合計	△21	△12
負債：		
トレーディング負債		
エクイティ	△1	0
外国国債・地方債・政府系機関債	0	—
銀行および事業会社の負債証券	1	0
トレーディング負債合計	0	0
短期借入 (3)	0	1
支払債務および受入預金 (3)	1	0
長期借入 (3)	0	13
その他の負債	1	0
合計	2	14

- (1) 中間連結損益計算書のトレーディング損益、プライベートエクイティ・デット投資関連損益、投資持分証券関連損益、収益－その他および金融費用以外の費用－その他、金融収益および金融費用に計上されている損益を含みます。
- (2) 複数種類のリスクを含むデリバティブ資産および負債は、主要なリスクの種類に基づいて区分されます。
- (3) 貸借対照表日現在で保有しているレベル3金融商品に関連する未実現損益でその他の包括利益に計上されるものを含みます。前中間連結会計期間および当中間連結会計期間において、それぞれ△1十億円および5十億円が当該未実現損益としてその他の包括利益に計上されております。

1 株当たりの純資産価額を計算する事業体への投資

通常の営業活動で野村は、公正価値を測定するのが難しい投資会社の定義に該当するもしくは類似する性質を有する非連結の事業体に投資しております。それらの投資の一部は実務上の簡便法として公正価値を1株当たり純資産価額で算定しております。それらの投資のいくつかは1株当たり純資産価額とは異なる価格で償還されます。

次の表は、前連結会計年度末および当中間連結会計期間末の1株当たり純資産価額で計算または注記されている投資についての情報を記載しております。ビジネスの性質やリスクに関連させた主要なカテゴリー別に記載しております。

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (2024年3月31日)				
公正価値	コミットメント 残高(1)	償還頻度(2) (現在償還可能なもののみ)	償還通知 時期(3)	
ヘッジファンド	10	3	月次	当日-30日
ベンチャー・キャピタル・ファンド	15	6	—	—
プライベート・エクイティ・ファンド	33	13	—	—
リアル・エスレート・ファンド	4	0	—	—
合計	62	22		

(単位：十億円)

当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)				
公正価値	コミットメント 残高(1)	償還頻度(2) (現在償還可能なもののみ)	償還通知 時期(3)	
ヘッジファンド	9	2	月次	当日-30日
ベンチャー・キャピタル・ファンド	16	5	—	—
プライベート・エクイティ・ファンド	34	13	—	—
リアル・エスレート・ファンド	4	0	—	—
合計	63	20		

- (1) 投資先に野村が支払わなくてはならない契約上のコミットメント残高を示しております。
- (2) 野村が投資の繰上償還等を受けられる頻度を示しております。
- (3) 償還が可能になる前に義務付けられている通知の時期を示しております。

ヘッジファンド：

これらのファンドには、さまざまな資産クラスに投資するファンド・オブ・ファンズへの投資が含まれております。これらの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて決定されております。大部分のファンドは1ヶ月以内に償還することができますが、契約上の理由、流動性および償還制限などのため1ヶ月以内に償還することができないファンドもあります。なお、償還停止中あるいは清算中のファンドの償還時期は明らかではありません。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

ベンチャー・キャピタル・ファンド：

これらのファンドには、主にスタートアップのファンドが含まれております。これらの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて決定されております。大部分のファンドは6ヶ月以内に償還することができません。償還停止中あるいは清算中のファンドの償還時期は明らかではありません。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

プライベート・エクイティ・ファンド：

これらのファンドは、主に欧州、米国、日本のさまざまな業界に投資をしております。これらの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて決定されております。これらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。償還停止中あるいは清算中のファンドの償還時期は明らかではありません。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

リアル・エステート・ファンド：

これらのファンドには、商業用不動産やその他の不動産への投資が含まれております。これらの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて決定されております。これらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。償還停止中あるいは清算中のファンドの償還時期は明らかではありません。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

金融商品の公正価値オプション

野村は編纂書815「デリバティブとヘッジ」（以下「編纂書815」）および編纂書825「金融商品」で容認された公正価値オプションを選択することにより公正価値で測定された特定の適格の金融資産と金融負債を有しております。野村が適格項目について公正価値オプションを選択した場合、当該項目の公正価値の変動は、損益において認識されます。公正価値オプションの選択は通常、その商品に対する会計上の取り扱いを改定させる事象が生じた場合を除いて、変更することはできません。

野村が公正価値オプションを適用している主な金融資産と金融負債および適用趣旨は以下のとおりであります。

- ・トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資およびその他の資産に計上されている、公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた投資で、恒久的に保有する目的ではなく、値上がり益や配当収入を得る目的で保有され、一般的に出口戦略を有する投資。野村はこれらの投資目的をより忠実に連結財務諸表に反映させるために公正価値オプションを選択しております。
- ・貸付金および受取債権に計上されている、公正価値ベースでリスク管理をしている貸付金、顧客からの受取債権および貸出が実行された際に公正価値オプションが選択される貸出コミットメント。野村は、貸付金とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。
- ・担保付契約および担保付調達に計上されている、公正価値ベースでリスク管理をしている売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券。野村は、売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。
- ・短期借入または長期借入に計上されている、2008年4月1日以後に発行されたすべての仕組債。仕組債および仕組債のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減することを主に目的として公正価値オプションを選択しております。また、同様の目的により連結変動持分事業体が発行した社債や2008年4月1日より前に発行された一部の仕組債に対しても、公正価値オプションを選択しております。一部の子会社にて実行された一部の仕組借入および発行された仕組債以外の社債に対しても、公正価値オプションを選択しております。

- ・受入銀行預金に計上されている、一部の子会社にて実行された仕組預金。野村は、仕組預金および仕組預金のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減することを主に目的として公正価値オプションを選択しております。
- ・長期借入に計上されている、編纂書860の規定上、金融資産の譲渡が担保付金融取引として処理される金融負債。野村は、公正価値オプションを選択しない場合に生じる損益の変動を軽減する目的で、公正価値オプションを選択しております。当該取引にともなう金融資産については、野村のエクスポージャーが通常ない、もしくはほとんどないものの、連結貸借対照表に公正価値で計上され、公正価値の変動は損益で認識されます。
- ・その他の資産に計上されている、再保険契約。野村は、測定基準の差異に起因する価格変動による損益の変動を軽減することを主に目的として公正価値オプションを選択しております。公正価値で評価された再保険契約の公正価値の変動は、連結損益計算書に計上されます。
- ・トレーディング目的の貸付金およびトレーディング目的以外の負債証券のうち、2024年3月31日以前において、非ブローカー・ディーラー会社が保有していたもの。また、2024年4月1日以降に非ブローカー・ディーラー会社によって新たに組成または購入されたトレーディング目的の貸付金および満期保有証券または売却可能証券に分類されなかったトレーディング目的以外の負債証券。野村は、これらの貸付金およびトレーディング目的以外の負債証券については保有目的または公正価値オプションを選択しない場合に生じる損益の変動を軽減する目的のため、公正価値オプションを選択しております。

公正価値オプションを適用した金融商品から生じる利息および配当金は、金融収益、金融費用またはトレーディング損益に計上されます。

次の表は、前中間連結会計期間および当中間連結会計期間において、公正価値オプションを使って公正価値で測定されている金融商品の公正価値変動による損益を表示しております。

(単位：十億円)		
	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
	損益 (1)	
資産：		
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資 (2)		
トレーディング資産	0	5
プライベートエクイティ・デット投資	1	2
貸付金および受取債権	27	23
担保付契約 (3)	3	10
その他の資産 (2) (4)	△1	47
合計	30	87
負債：		
短期借入 (5)	△28	97
支払債務および受入預金	12	△2
担保付調達 (3)	3	△18
長期借入 (5) (6)	146	△112
その他の負債 (7)	△1	△3
合計	132	△38

(1) 主に連結損益計算書のトレーディング損益および収益—その他に計上されております。

(2) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。

(3) 売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券を含んでおります。

- (4) トレーディング目的以外の負債証券を含んでおります。
- (5) 仕組債とその他の金融負債等を含んでおります。
- (6) 金融資産の移転が譲渡に該当しないため、担保付金融取引として取り扱われることにともない認識される負債を含んでおります。
- (7) 貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

野村は前連結会計年度末および当中間連結会計期間末において、アメリカン・センチュリー・カンパニーズInc. への39.57%、40.09%の経済的持分に対して公正価値オプションを適用しており、連結貸借対照表上、その他の資産－その他に含めております。

前中間連結会計期間および当中間連結会計期間において、公正価値オプションを適用した金融資産の商品固有の信用リスクに重要な影響はありませんでした。

野村は公正価値オプションを適用した金融負債に対する自社クレジットの変化による影響額を、観察可能な自社クレジット・スプレッドの変動を反映したレートを用いた評価により計算しております。

その他の包括利益に計上されている自社クレジットの変化に起因する金融負債の公正価値の連結会計年度での変動、前中間連結会計期間および当中間連結会計期間に金融負債の消滅により純損益に組み替えられたその他の包括利益は下記のとおりであります。

(単位：十億円)		
	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
その他包括利益変動額－貸方(△借方)	△64	13
純利益に組み替えられたその他の包括利益－貸方(△借方)	△0	—
中間期末累計その他包括利益変動額－貸方	84	69

前連結会計年度末において、公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して48十億円下回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上延滞が生じたものはありませんでした。また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を444十億円下回っております。

当中間連結会計期間末において、公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して7十億円下回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上延滞が生じたものはありませんでした。また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を378十億円下回っております。

投資会社による投資

野村は、編纂書946「金融サービス—投資会社」に基づく投資会社におけるすべての投資を、公正価値で計上しており、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があります。また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。野村は、日本国政府、米国政府、英国政府（以下「U.K.」）、欧州連合（以下「EU」）加盟各国政府およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して、信用リスクが集中しております。こうした信用リスクの集中は一般的に、トレーディング目的有価証券の保有により発生しており、連結貸借対照表上トレーディング資産に計上されています。担保差入有価証券を含む政府、地方自治体および政府系機関の債券が当社の総資産に占める割合は、前連結会計年度末に15%、当中間連結会計期間末に18%となっております。

次の表は、野村が保有する政府、地方自治体および政府系機関債関連のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。デリバティブ取引の信用リスクの集中については、「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

(単位：十億円)					
前連結会計年度末 (2024年3月31日)					
	日本	米国	EU & U.K.	その他	合計 (1)
政府債・地方債および政府系機関債	2,101	3,139	1,469	1,522	8,231
(単位：十億円)					
当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)					
	日本	米国	EU & U.K.	その他	合計 (1)
政府債・地方債および政府系機関債	3,099	2,903	2,693	1,538	10,233

- (1) 上記金額のほかに、連結貸借対照表上その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債および政府系機関債が前連結会計年度末に248十億円、当中間連結会計期間末に214十億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

公正価値評価されない金融商品の見積公正価値

一部の金融商品はトレーディング目的として保有されず、公正価値オプションが選択されないため、連結貸借対照表上毎期経常的には公正価値評価されておりません。こうした金融商品は一般的に契約上の満期金額、ないしは償却原価で計上されております。

下記に詳述する大部分の金融商品の帳簿価額は、本来短期であり、ごくわずかな信用リスクしか含まないため、公正価値に近似しております。これらの金融商品は連結貸借対照表上、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金として計上される金融資産と短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入として計上される金融負債を含んでおります。

本来長期または少なからず信用リスクを含む可能性があるその他の金融商品の公正価値は、帳簿価額と異なることがあります。このような金融資産は連結貸借対照表上、貸付金に計上され、また金融負債は連結貸借対照表上、長期借入に計上されております。

次の表は、前連結会計年度末および当中間連結会計期間末における、中間連結貸借対照表上、継続的に公正価値で評価されていない特定の金融商品の帳簿価額と公正価値、および特定の金融商品の区分ごとの公正価値階層内の分類を示しております。

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (2024年3月31日) (1)					
	帳簿価額	公正価値	レベル別公正価値		
			レベル 1	レベル 2	レベル 3
資産：					
現金および現金同等物	4,239	4,239	4,239	—	—
定期預金	546	546	—	546	—
取引所預託金およびその他の顧客分別金	370	370	—	370	—
貸付金 (2)	5,467	5,464	—	4,057	1,407
売戻条件付買入有価証券	15,621	15,621	—	15,609	12
借入有価証券担保金	5,374	5,374	—	5,374	—
合計	31,617	31,614	4,239	25,956	1,419
負債：					
短期借入	1,055	1,055	—	1,032	23
受入銀行預金	2,356	2,356	—	2,341	15
買戻条件付売却有価証券	16,870	16,870	—	16,870	—
貸付有価証券担保金	2,133	2,133	—	2,133	—
その他の担保付借入	393	393	—	393	—
長期借入	12,452	12,478	22	11,953	503
合計	35,259	35,285	22	34,722	541

(単位：十億円)

当中間連結会計期間末 (2024年9月30日) (1)					
	帳簿価額	公正価値	レベル別公正価値		
			レベル 1	レベル 2	レベル 3
資産：					
現金および現金同等物	4,827	4,827	4,827	—	—
定期預金	564	564	—	564	—
取引所預託金およびその他の顧客分別金	399	399	—	399	—
貸付金 (2)	5,352	5,351	—	3,042	2,309
売戻条件付買入有価証券	15,256	15,256	—	15,242	14
借入有価証券担保金	4,944	4,944	—	4,944	—
合計	31,342	31,341	4,827	24,191	2,323
負債：					
短期借入	897	897	—	847	50
受入銀行預金	2,847	2,847	—	2,833	14
買戻条件付売却有価証券	17,929	17,929	—	17,929	—
貸付有価証券担保金	1,903	1,903	—	1,903	—
その他の担保付借入	406	406	—	406	—
長期借入	13,048	13,060	21	12,529	510
合計	37,030	37,042	21	36,447	574

(1) 経常的に公正価値評価される金融商品を含みます。

(2) 帳簿価額は貸倒引当金を控除した後の金額です。

非経常的に公正価値評価される資産および負債

野村は毎期経常的に公正価値評価される金融商品に加えて、一義的には公正価値以外の方法で計測され、毎期経常的には公正価値評価されない資産および負債を有しております。公正価値は当初取得時認識の後、減損を認識するなど特定の場合にのみ用いられます。

前連結会計年度末および当中間連結会計期間末において、非経常的に公正価値評価される資産および負債は、重要な金額ではありませんでした。

契約上の売却制限がある持分証券

次の表は、当中間連結会計期間末において、契約上の売却制限がある持分証券の売却制限別の内訳を示しております。これらは主に中間連結貸借対照表上、その他の資産－その他に計上されております。

(単位：百万円)				
当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)				
公正価値	売却制限の残存年限			
	1年以内	1～5年	5年超	
譲渡制限	219,168	3	219,115	50
第三者からの事前合意	12,919	—	—	12,919
その他	1,552	—	—	1,552
合計	233,639	3	219,115	14,521

(1) 上記に開示された売却制限の解除を引き起こす特定の条件は存在しません。

3 デリバティブ商品およびヘッジ活動：

野村は、トレーディング目的およびトレーディング目的以外として先物、先渡、オプションおよびスワップを含む多様なデリバティブ金融商品取引を行っています。

トレーディング目的のデリバティブ

通常の営業活動の中で野村は、顧客ニーズの充足のため、もしくは野村のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により野村に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。

野村は、多様なデリバティブ取引において積極的にトレーディング業務を行っております。野村のトレーディングは、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。野村は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を満たすため多様なデリバティブ取引を活用しております。また野村は、顧客が金利、為替とその他の市場および信用リスクのエクスポージャーによるリスク特性を調整することが可能となるよう、さまざまなデリバティブのトレーディングを行っております。こうした活動を行うにあたり野村は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

先物および先渡取引は、有価証券、外貨またはその他資本市場商品を将来の特定の日に特定の価格で購入または売却する契約であり、差金授受または現物受渡により決済が行われるものであります。外国為替取引は、直物、先渡取引を含み、契約当事者が合意した為替レートでの2つの通貨の交換をとまうものであります。取引相手が取引契約上の義務を履行できない可能性および市場価格の変動からリスクが発生します。先物取引は取引所を通じて行われ、当該取引所が取引の決済および取引相手の契約履行の保証を行うこととなります。したがって、先物取引にかかる信用リスクはごくわずかであると考えられます。対照的に先渡取引は、一般的に当事者間で相対で取り決めるものであるため、該当する取引相手の契約履行の有無に影響されることとなります。

オプション取引は、オプション料の支払を対価として、買い手に対し特定の期間または特定の日に特定の価格で金融商品をオプションの売り手から購入するかまたは当該売り手に売却する権利を付与する契約であります。オプションの売り手は、オプション料を受領し、当該オプションの原商品である金融商品の市場価格が不利な変動をするリスクを引き受けることとなります。

スワップ取引は、合意内容に基づいて当事者が将来の特定の日に一定のキャッシュ・フローを交換することに同意する契約であります。契約によっては、金利と外貨とが組み合わせられたエクスポージャーを含みます。スワップ取引には、取引相手が債務不履行の場合に損失を被るという信用リスクがともなっております。

こうしたデリバティブ金融商品により、野村が保有する金融商品ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた野村の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

野村は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続き、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続きにより最小限にするよう努めております。

トレーディング目的以外のデリバティブ

野村がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、金利リスクを管理し、特定の金融負債にかかる金利の性質を変換し、特定の外貨建負債証券の外国為替リスクを管理し、特定の在外事業体から発生する為替の変動による純投資分の変動を管理し、従業員等に対して付与される株価連動型報酬にかかる株価変動リスクを削減することです。こうしたトレーディング目的以外で行うデリバティブ取引にともなう信用リスクについては、トレーディング目的で行うデリバティブ取引にともなう信用リスクと同様の手法により管理統制しております。

公正価値ヘッジ

野村はデリバティブ金融商品を、特定の金融負債から生じる金利リスク管理および特定の外貨建負債証券から生じる外国為替リスク管理のため、公正価値ヘッジとして指定しております。これらのデリバティブ取引は、当該ヘッジ対象のリスクを減少させる面で有効であり、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象資産負債の公正価値の変動または為替変動と高い相関性を有しております。関連する評価損益はヘッジ対象資産負債にかかる損益とともに中間連結損益計算書上、金融費用または収益－その他として認識しております。

純投資ヘッジ

野村は、日本円以外が機能通貨である特定の海外事業体に対する純投資ヘッジとして、特定のデリバティブを指定しています。純投資ヘッジの有効性判定では、スポット・レートの変動により、デリバティブの公正価値の変動の有効部分が判定されます。ヘッジ手段のデリバティブの公正価値の変動のうちフォワード・レートとスポット・レートの変動の差による差額は有効性の判定から除かれ、中間連結損益計算書上、収益－トレーディング損益に計上されております。その他すべての高い有効性を有するヘッジ手段の公正価値の変動は、当社株主資本の累積的その他の包括利益として認識されております。

デリバティブの信用リスクの集中

野村の金融商品に対するエクスポージャーはさまざまな金融商品、カウンターパーティ、地域にわたり大きく多様化しておりますが、デリバティブの重要な部分は他の金融機関との間で締結したものになります。次の表は、野村の店頭デリバティブ取引における、清算機関で清算される取引を含めた金融機関への重要な信用リスクの集中について示したものであります。デリバティブ資産の公正価値の総額は、取引相手が契約条件に従った債務を履行できず、かつ信用リスクの相殺のために野村が受け入れている担保やその他の有価証券が無価値であったと仮定した場合に被る最大限の損失を示しております。

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (2024年3月31日)				
	デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットィング 契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額
金融機関	17,644	△14,853	△2,173	618

(単位：十億円)

当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)				
	デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットィング 契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額
金融機関	15,631	△13,505	△1,743	383

デリバティブ活動

次の表は、前連結会計年度末および当中間連結会計期間末におけるデリバティブの想定元本と公正価値を示しております。それぞれの金額は、取引相手毎のデリバティブ資産およびデリバティブ負債の相殺前、およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺前の金額となっております。複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブは、金融商品の主要なリスクの種類に基づいて分類されています。デリバティブの公正価値の変動は、デリバティブの使用目的に応じて、連結損益計算書もしくは連結包括利益計算書に計上されております。

(単位：十億円)			
	想定元本 (1)	前連結会計年度末 (2024年 3 月31日)	
		デリバティブ資産	デリバティブ負債
		公正価値	公正価値 (1)
トレーディング目的およびトレーディング目的 以外のデリバティブ取引 (2)			
エクイティ・デリバティブ	78,829	3,239	3,827
金利デリバティブ	3,810,866	12,929	12,014
信用デリバティブ	42,965	284	383
為替取引	420,052	4,881	4,664
商品デリバティブ	325	3	5
合計	4,353,037	21,336	20,893
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引			
金利デリバティブ	3,291	0	219
為替取引	190	3	—
合計	3,481	3	219
デリバティブ取引合計	4,356,518	21,339	21,112
(単位：十億円)			
	想定元本 (1)	当中間連結会計期間末 (2024年 9 月30日)	
		デリバティブ資産	デリバティブ負債
		公正価値	公正価値 (1)
トレーディング目的およびトレーディング目的 以外のデリバティブ取引 (2)			
エクイティ・デリバティブ	85,484	3,298	4,129
金利デリバティブ	4,243,703	11,249	10,581
信用デリバティブ	49,275	258	343
為替取引	454,259	5,315	5,096
商品デリバティブ	393	7	11
合計	4,833,114	20,127	20,160
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引			
金利デリバティブ	3,273	14	131
為替取引	179	0	3
合計	3,452	14	134
デリバティブ取引合計	4,836,566	20,141	20,294

- (1) 編纂書815に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。
- (2) トレーディング目的以外のデリバティブで、公正価値ヘッジないし純投資ヘッジを適用していないものの金額を含んでおります。前連結会計年度末および当中間連結会計期間末現在において、これらの金額は重要ではありませんでした。

デリバティブ取引の相殺

野村は、デリバティブ金融商品から生じる取引相手のクレジットリスクを与信審査、リスク上限の設定およびモニタリングによって管理しております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。場合により、野村は、取引相手の債務不履行時に野村による担保管理を可能とする契約のもと、当該担保の外部コストディアンへの差入りに同意することがあります。野村は、経済的観点から関連する担保を考慮した上で債務不履行時のリスクの評価を行っております。さらに、店頭デリバティブについては通常、野村の取引相手に対するクレジット・エクスポージャーを軽減するために、業界標準のマスター・ネットティング契約を交しております。マスター・ネットティング契約とは、取引相手がデフォルトした場合に、当該契約の対象となる取引金額および担保金額の一括清算および相殺を認める契約です。

特定の清算機関で清算される店頭デリバティブ取引および取引所で取引されるデリバティブ取引についても、清算機関または取引所がデフォルトした場合に同様の権利が認められる清算契約または参加者契約を結んでおります。野村では通常、前述した契約に含まれている取引の一括清算および相殺の法的有効性を裏付けるための法律意見書を外部より取得しております。

特定の取引相手および特定の地域において、野村は、マスター・ネットティング契約を交わさずにデリバティブ取引を行うことがあります。また、マスター・ネットティング契約を交わしている場合でも、野村は、一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手または入手できないことがあります。このような状況は、各国の法律が一括清算および相殺を明確に禁止している場合や、相殺の法的有効性に関する法律が複雑、不明確または存在しない場合に起こり得ます。また、当該状況は、特定の政府、政府系機関、地方自治体、清算機関、取引所または年金ファンドとのデリバティブ取引について生じる可能性があります。

野村は、マスター・ネットティング契約の法的有効性を考慮して、特定の取引相手との取引から生じる信用リスクのヘッジ方法、取引相手のクレジット・エクスポージャーの算定方法およびリスク上限の設定方法、ならびに取引相手に徴求する担保の量および質を決定しております。

連結貸借対照表上では、法的有効性のあるマスター・ネットティング契約を締結している同一の取引相手とのデリバティブ資産および負債、現金担保の請求権（債権）および現金担保の返還義務（債務）は、編纂書210-20「貸借対照表-相殺」（以下「編纂書210-20」）および編纂書815に定義された特定の条件に合致する場合は相殺して表示しております。

次の表は、連結貸借対照表に計上されるデリバティブ商品および関連する現金担保の相殺に関する情報を、デリバティブ契約の種類別に表しています。また、編纂書210-20および編纂書815に定義された条件に合致せず、連結貸借対照表上は相殺されないものの、法的有効性のあるマスター・ネットティング契約や清算機関または取引所のルールによって、取引相手がデフォルトした場合に野村が相殺することが認められている追加的な金額に関する情報も含んでおります。なお、マスター・ネットティング契約下でない、または一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠がないマスター・ネットティング契約下にあるデリバティブ取引は、次表の中で相殺されておられません。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)		当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)	
	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債 (1)	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債 (1)
エクイティ・デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	2,397	2,609	1,704	2,113
取引所で取引されるデリバティブ取引	842	1,218	1,594	2,016
金利デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	11,575	10,889	9,758	9,207
清算機関で清算されるデリバティブ取引	1,339	1,329	1,484	1,478
取引所で取引されるデリバティブ取引	15	16	21	27
信用デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	240	341	209	299
清算機関で清算されるデリバティブ取引	43	41	48	44
取引所で取引されるデリバティブ取引	1	1	1	0
為替取引				
相対で決済されるデリバティブ取引	4,884	4,664	5,315	5,099
商品デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	3	5	4	10
取引所で取引されるデリバティブ取引	0	0	3	1
デリバティブ取引総額合計 (2)	21,339	21,113	20,141	20,294
(控除) 連結貸借対照表上相殺されている金額 (3)	△19,815	△19,166	△18,463	△17,990
連結貸借対照表上に表示されている取引純額 (4)	1,524	1,947	1,678	2,304
(控除) 連結貸借対照表上相殺されていない金額 (5)				
非現金担保	△567	△394	△426	△416
純額合計	957	1,553	1,252	1,888

- (1) 編纂書815に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。
- (2) マスター・ネットティング契約締結の有無、または当該契約の法的有効性を裏付ける十分な証拠の入手の有無に関わらず、すべてのデリバティブ資産総額およびデリバティブ負債総額を含んでおります。前連結会計年度末において、マスター・ネットティング契約下でない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットティング契約下にあるデリバティブ資産総額およびデリバティブ負債総額はそれぞれ402十億円および730十億円です。当中間連結会計期間末において、同様のデリバティブ資産総額およびデリバティブ負債総額はそれぞれ616十億円および864十億円です。
- (3) 編纂書210-20および編纂書815に基づき、野村が法的有効性について十分な証拠を入手しているマスター・ネットティング契約あるいは同等の内容の契約により、同一の取引相手とのデリバティブ資産と負債の相殺および相殺されたデリバティブ取引純額と現金担保との相殺を表します。前連結会計年度末において、野村はデリバティブ負債に対する差入現金担保を1,902十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受入現金担保を2,551十億円相殺いたしました。また当中間連結会計期間末において、野村はデリバティブ負債に対する差入現金担保を1,613十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受入現金担保を2,086十億円相殺いたしました。
- (4) 相殺されたデリバティブ資産および負債は連結貸借対照表上それぞれ、トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資-トレーディング資産とトレーディング負債に計上されております。区分処理された組込デリバティブは参照している原契約の満期に応じて、短期借入ないしは長期借入に計上されております。
- (5) 編纂書210-20および編纂書815に基づいた連結貸借対照表上の相殺表示が認められていないものの、取引相手がデフォルトした場合は法的に有効性のある相殺権を有する金額を表しております。相殺の法的有効性について十分な証拠を未入手のデリバティブおよび担保契約にかかる金額は含まれておりません。なお、前連結会計年度末において、デリバティブ取引純額と相殺されなかった差入現金担保および受入現金担保はそれぞれ240十億円および938十億円です。当中間連結会計期間末において、デリバティブ取引純額と相殺されなかった差入現金担保および受入現金担保はそれぞれ299十億円および980十億円です。

なお、担保付取引の相殺については「注記5 担保付取引」をご参照ください。

トレーディング目的のデリバティブ取引

区分処理された組込デリバティブを含むトレーディング目的のデリバティブ金融商品は公正価値で計上され、公正価値の変動は中間連結損益計算書の収益－トレーディング損益に計上されます。

次の表は、中間連結損益計算書に含まれるトレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ関連の損益を、基となるデリバティブ取引の種類に応じて表しております。複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブは、商品の主要なリスクの種類に基づいて分類されています。

(単位：十億円)		
	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
トレーディング目的およびトレーディング目的以 外のデリバティブ取引 (1)		
エクイティ・デリバティブ	△42	△24
金利デリバティブ	303	△95
信用デリバティブ	△56	20
為替取引	168	1
商品デリバティブ	27	△6
合計	400	△104

- (1) トレーディング目的以外のデリバティブで、公正価値ヘッジないし純投資ヘッジを適用していないものの損益を含んでおります。前中間連結会計期間および当中間連結会計期間のこれらの損益は重要ではありません。

公正価値ヘッジ

野村は日本円もしくは外国通貨建ての固定ならびに変動金利債を発行しており、通常、発行社債にかかる固定金利の支払義務についてスワップ契約を締結することにより変動金利の支払義務に変換しております。このような取引に対しては、公正価値ヘッジを適用して会計処理を行っております。

次の表は、ヘッジ関係に指定されたヘッジ対象負債の帳簿価額、それらに含まれる公正価値ヘッジの累積損益調整額、ヘッジ会計を中止したヘッジ対象負債に残存する公正価値ヘッジの累積損益調整額を貸借対照表の科目ごとに表しております。

(単位：十億円)

ヘッジ対象が 含まれる連結 貸借対照表項目	ヘッジ対象負債の帳簿価額		ヘッジ対象負債の帳簿価額に含まれる 公正価値ヘッジの累積損益調整 (△損失)		ヘッジ会計を中止したヘッジ対象負債に ついて残存する公正価値ヘッジの累積損 益調整額	
	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間連結 会計期間末 (2024年9月30日)	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間連結 会計期間末 (2024年9月30日)	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間連結 会計期間末 (2024年9月30日)
長期借入	3,087	3,171	201	98	3	3
合計	3,087	3,171	201	98	3	3

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ取引は公正価値で計上され、ヘッジ対象負債にかかる損益と共に中間連結損益計算書の金融費用または収益—その他に計上されています。また、公正価値ヘッジとして指定された金利デリバティブから生じるキャッシュ・フローは、ヘッジ対象である長期借入に関する支払利息と同様に、連結キャッシュ・フロー計算書において営業活動によるキャッシュ・フローに含めて表示しております。

次の表は、中間連結損益計算書に含まれる公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ関連の利益（△損失）を、元となるデリバティブ取引の種類とヘッジ対象の性質に応じて表しております。

(単位：十億円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引		
金利デリバティブ	98	102
合計	98	102
ヘッジ対象の損益		
長期借入	△98	△102
合計	△98	△102

純投資ヘッジ

野村は一部の重要な為替リスクをもつ在外事業体に対して、外国為替デリバティブ取引を利用した為替ヘッジを行っており、これにヘッジ会計を適用しております。ヘッジ手段として指定されたデリバティブ取引およびデリバティブ取引以外の金融商品から発生する為替換算差額については、有効性評価から除外した部分を除いて、連結包括利益計算書のその他の包括利益－為替換算調整額に計上されています。これは当該在外事業体を連結する際に発生する為替換算差額と相殺されております。

次の表は、中間連結包括利益計算書に含まれる純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ取引から発生した損益を表しております。

	(単位：十億円)	
	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
ヘッジ手段		
為替取引	5	△8
合計	5	△8

ヘッジの非有効部分の損益およびヘッジの有効性評価から除外した部分は、中間連結損益計算書の収益－トレーディング損益に含まれております。前中間連結会計期間および当中間連結会計期間の損益は重要な金額ではありませんでした。

信用リスクに関する偶発事象に関する要項を含んだデリバティブ

野村は信用リスクに関する偶発事象についての要項を含んだ店頭デリバティブやその他の契約を結んでいます。これらの契約は、最も一般的には当社の長期信用格付の引き下げといった信用リスクに関わる事象が発生した場合に追加担保やポジションの決済を求めることがあります。

前連結会計年度末の負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は755十億円となり、619十億円の担保を差し入れております。前連結会計年度末時点における長期格付が1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入れもしくは取引を決済するために求められる金額は27十億円です。

当中間連結会計期間末の負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は749十億円となり、575十億円の担保を差し入れております。当中間連結会計期間末時点における長期信用格付が1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入れもしくは取引を決済するために求められる金額は8十億円です。

クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブとは、その原商品の1つあるいは複数が、ある特定（もしくは複数）の参照企業の信用リスク、もしくは企業群の信用リスクに基づく指数に関連するデリバティブ商品であり、契約に特定されている信用事由が発生するとクレジット・プロテクションの売り手は損失を被るリスクがあります。

野村が売り手となるクレジット・デリバティブは野村が保証型の契約の保証者として、あるいはオプション型の契約やクレジット・デフォルト・スワップ、あるいはその他のクレジット・デリバティブ契約の形態においてクレジット・プロテクションを提供するものとして、第三者の信用リスクを引き受ける契約やそうした契約を内包するものであります。

野村は通常のトレーディング業務の一環として、信用リスク回避目的、自己勘定取引および顧客ニーズに対応する取引目的でクレジット・デリバティブを取引しており、クレジット・プロテクションの買い手もしくは売り手となっております。

野村が主として使用するクレジット・デリバティブの種類は特定の企業または負債の信用リスクに基づき決済が行われる個別クレジット・デフォルト・スワップです。また、野村はクレジット・デフォルト指数に連動するものの販売やその他の信用リスク関連ポートフォリオ商品の発行を行っております。

契約で特定された信用事由が発生した場合、野村はクレジット・デリバティブ契約の履行をしなければなりません。信用事由の典型的な例には、参照企業の破産、債務不履行や参照資産の条件変更などがあります。

野村が売り手となるクレジット・デリバティブ契約は現金決済あるいは現物決済の契約となっております。現金決済の契約では、参照債務の不履行など信用事由の発生により支払いがなされた後は契約終了となり、野村による更なる支払い義務はなくなります。この場合、野村は通常支払いの対価としてカウンターパーティの参照資産を受け取る権利は有しておりませんし、参照資産の実際の発行体に対して直接支払い金額を請求する権利も有しません。現物決済の契約では、信用事由発生により契約額全額が支払われた場合に対価として参照資産を受け取ります。

野村は継続的にクレジット・デリバティブのエクスポージャーをモニターし管理しています。野村がプロテクションの売り手となった場合、プロテクションの対象と同一の参照資産、あるいはプロテクションの対象となる参照資産と発行体が同一であり、かつ当該資産と高い相関を有する価値変動を示すだろうと予想される資産を対象としたクレジット・プロテクションを第三者から購入することでリスクを軽減することができます。したがって、野村が売り手となったクレジット・デリバティブの支払い額を第三者からの支払いによって補填するために用いられるリコース条項としては、当該デリバティブ契約によってというよりむしろ、同一あるいは高い相関を有する参照資産を対象としたクレジット・プロテクションを別途購入することによる場合が最も一般的です。

野村は、購入したクレジット・デリバティブの想定元本を、次の表中に「クレジット・プロテクション買付額」として表示しています。これらの数値は売建クレジット・デリバティブの参照資産と同一の資産に対し、第三者から購入したクレジット・プロテクションの購入額であり、野村のエクスポージャーをヘッジするものです。野村が売り手であるクレジット・デリバティブに基づいて支払いを履行しなければならない場合には、通常、その金額に近い金額を購入したクレジット・プロテクションから受け取る権利が発生します。

クレジット・デリバティブで明記される想定元本額は、契約に基づき野村が支払いをしなければならない場合の最大限の金額となります。しかしながら、支払いが起きる可能性や支払額に影響する下記の要素があるため、想定元本額は通常野村が実際に支払う金額を正確に表すものではありません。

信用事由の発生可能性：野村はクレジット・デリバティブの公正価値評価をする際に、参照資産に信用事由が発生し、野村が支払いをしなければならない可能性を考慮しています。野村のこれまでの経験と野村によるマーケットの現状分析に基づきますと、野村がプロテクションを提供している参照資産のすべてについて1つの会計期間において同時に信用事由が発生する可能性はほとんどないと考えています。したがって、開示されている想定元本額は、こうしたデリバティブ契約にかかる野村の実質的なエクスポージャーとしては、相当に過大な表示となっております。

参照資産からの回収価額：ある信用事由が発生した場合に、野村の契約に基づく債務額は、想定元本額と参照資産からの回収価額の差額に限定されます。信用事由が発生した参照資産からの回収価額がわずかであるにしても、回収価額はこれらの契約に基づいて支払う金額を減少させます。

前連結会計年度末および当中間連結会計期間末の野村が売り手となるクレジット・デリバティブの残高および同一参照資産のクレジット・プロテクションの買付金額の残高は次のとおりであります。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)						
	帳簿価額 (1) (△資産) ／負債	潜在的な最大支払額または想定元本額					想定元本額
		計	満期年限				クレジット・ プロテクション 買付額
			1年以内	1～3年	3～5年	5年超	
クレジット・デフォルト・スワップ（個別）	△138	9,746	1,849	3,125	3,251	1,521	6,994
クレジット・デフォルト・スワップ（指数）	△126	9,223	2,271	2,558	3,232	1,162	6,040
その他のクレジット・リスク 関連ポートフォリオ商品	19	1,011	142	256	580	33	755
クレジット・リスク関連オペ ションおよびスワップション	0	49	—	—	20	29	10
合計	△245	20,029	4,262	5,939	7,083	2,745	13,799

(単位：十億円)

	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)						
	帳簿価額 (1) (△資産) ／負債	潜在的な最大支払額または想定元本額					想定元本額
		計	満期年限				クレジット・ プロテクション 買付額
			1年以内	1～3年	3～5年	5年超	
クレジット・デフォルト・スワップ（個別）	△150	10,291	2,029	2,719	3,830	1,713	3,284
クレジット・デフォルト・スワップ（指数）	△173	10,932	1,944	2,404	5,253	1,331	△1,829
その他のクレジット・リスク 関連ポートフォリオ商品	14	970	133	225	563	49	△8,084
クレジット・リスク関連オペ ションおよびスワップション	0	87	—	8	79	—	32
合計	△309	22,280	4,106	5,356	9,725	3,093	△6,597

(1) 帳簿価額は、取引相手毎または現金担保との相殺前のデリバティブ取引の公正価値であります。なお、資産残高は参照資産のクレジット・スプレッドが取引開始時よりタイトニングしたことによるものです。

次の表は、野村が売り手となるクレジット・デリバティブの参照資産の外部格付ごとの情報を表しております。格付は、S&P Global Ratingsによる格付、同社による格付がない場合はMoody's Investors Serviceによる格付、両社による格付がない場合にはFitch Ratings Ltd.または株式会社日本格付研究所による格付を使用しております。クレジット・デフォルト・スワップ（指数）についてはポートフォリオまたは指数に含まれる参照企業の外部格付の加重平均を使用しております。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他 (1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ（個別）	156	1,485	2,938	3,489	925	753	9,746
クレジット・デフォルト・スワップ（指数）	38	40	3,257	5,251	265	372	9,223
その他のクレジット・リスク関連 ポートフォリオ商品	—	—	19	631	18	343	1,011
クレジット・リスク関連オプション およびスワップション	—	—	16	16	17	—	49
合計	194	1,525	6,230	9,387	1,225	1,468	20,029

(単位：十億円)

	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他 (1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ（個別）	381	1,597	2,943	3,562	877	931	10,291
クレジット・デフォルト・スワップ（指数）	32	23	3,418	6,831	283	345	10,932
その他のクレジット・リスク関連 ポートフォリオ商品	—	—	19	569	17	365	970
クレジット・リスク関連オプション およびスワップション	—	—	—	79	—	8	87
合計	413	1,620	6,380	11,041	1,177	1,649	22,280

(1) その他には、参照資産の外部格付が投資不適格であるものおよび参照資産の外部格付がないものが含まれております。

金融資産の売却にともない取引されるデリバティブ

野村は取引相手への金融資産の譲渡にともない別個の契約を同一相手先と結ぶことで、取引期間中における当該金融資産の実質的にすべての経済的リターンに対するエクスポージャーを野村が保持する取引を行うことがあります。これらの取引は主として相対のトータルリターンスワップまたは実質的なトータルリターンスワップであるデリバティブをともなう有価証券の売却取引により行われます。

これらの取引は、編纂書860における金融資産の消滅の要件を満たした場合には有価証券の売却およびデリバティブとして別々に会計処理されます。金融資産の消滅の要件を満たさない場合、金融資産の譲渡とデリバティブは単一の担保付資金調達取引として会計処理され、連結貸借対照表上、長期借入として計上されます。

野村は、売却として会計処理される有価証券の譲渡を含む特定の同時取引を締結しました。この場合譲渡した有価証券に対する実質的にすべての経済的エクスポージャーはトータルリターンズスワップを通じて保持されますが、譲渡した資産に対する支配は保持されません。なお、当中間連結会計期間において新たに締結された契約はありませんでした。次の表は前連結会計年度末および当中間連結会計期間末の関連取引残高に関する情報を示しています。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)
譲渡日時点における現金受取額	69,383	64,315
譲渡日時点における有価証券の公正価値	69,253	64,185
会計年度末における譲渡した有価証券の公正価値	54,627	47,286
会計年度末におけるデリバティブ負債残高の総額 (1)	14,434	16,813

- (1) 金額は相殺前の総額ベースで表示され、前連結会計年度末および当中間連結会計期間末において連結貸借対照表のトレーディング負債に含まれております。このうち「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」で開示されているトレーディング目的の金利デリバティブに前連結会計年度末および当中間連結会計期間末においてそれぞれ14,434百万円および16,813百万円が含まれております。

4 顧客に提供したサービスから得た収益：

サービスの種類ごとの収益

次の表は、前中間連結会計期間および当中間連結会計期間の連結損益計算書において関連する項目ごとに、野村が顧客に提供したサービスから得た収益の内訳を表しております。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
委託・投信募集手数料	171,692	204,113
投資銀行業務手数料	69,750	94,586
アセットマネジメント業務手数料	148,473	184,181
その他	20,653	30,472
合計	410,568	513,352

委託・投信募集手数料に計上される金額は主に、顧客への取引執行・清算および投資信託募集サービスから発生しており、主にウェルス・マネジメント部門（2024年4月1日付けで、ビジネスの実態に合わせて「営業部門」を「ウェルス・マネジメント部門」に改称いたしました。）に含まれ、ホールセール部門にも含まれます。

次の表は、前中間連結会計期間および当中間連結会計期間の委託・投信募集手数料の内訳を表しております。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
株式委託手数料	113,548	131,886
投資信託募集手数料	27,389	34,762
その他手数料	30,755	37,465
合計	171,692	204,113

投資銀行業務手数料は、財務アドバイザリーサービス、引受および売出業務サービスから発生しており、多くはホールセール部門に含まれ、残りは主にウェルス・マネジメント部門に含まれます。

次の表は、前中間連結会計期間および当中間連結会計期間の投資銀行業務手数料の内訳を表しております。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
引受および売出手数料 - 株式	17,627	26,669
引受および売出手数料 - 債券	10,555	20,212
財務アドバイザリーサービス	23,615	31,912
その他	17,953	15,793
合計	69,750	94,586

アセットマネジメント業務手数料は、アセット・マネジメント業務サービスから発生しており、多くはインベストメント・マネジメント部門に含まれ、残りは主にウェルス・マネジメント部門に含まれます。

次の表は、前中間連結会計期間および当中間連結会計期間のアセットマネジメント業務手数料の内訳を表しております。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
アセットマネジメントフィー	92,865	114,136
事務手数料	42,005	53,765
カストディアルフィー	13,603	16,280
合計	148,473	184,181

以下の表は、顧客に対して提供した主要なサービスごとの収益認識基準、仮定や重要な判断についての要約情報を示すもので、それぞれのサービスに含まれる履行義務の性質、それらの履行義務が一時点で充足されるか一定期間で充足されるかを含んでいます。一定期間に履行義務が充足されるものについては、収益認識を行うためのインプット、アウトプット法の説明を行っています。

サービスの種類	サービスの概要	主要な収益認識基準、仮定および判断
取引執行・清算および投資信託募集サービス	顧客の有価証券の委託売買	取引執行および清算手数料は、一時点、つまり約定日に認識されます
	ファンドの販売	ファンドの販売報酬は、当該ファンドの投資持分が第三者に販売された時点で認識されます
	顧客の有価証券およびデリバティブの清算代行	野村が、投資情報調査やこれに類するサービスを代理人として提供する場合の手数料は、ソフトウェアの金額を差し引いた純額で認識されます
財務アドバイザーサービス	M&Aの仲介など、特定の取引に関連する顧客に対する財務的助言の提供	成功報酬は変動対価であり、重要な戻し入れが発生しないと判断された時点、つまり通常は取引が完了した時点で認識されます
	特定の取引以外や全般的企業情報および同種の調査に関する財務的助言の提供	着手金やマイルストーン報酬は、関連する履行義務が一定期間に従い充足されるか、または一時点に充足されるかの判断に基づき、関連する期間にわたり認識される、または関連する取引が完了するまで繰り延べられた上で認識されることとなります
	フェアネスオピニオンの発行	
	顧客のための複雑な金融商品の組成業務	収益が一時点で認識されるか、一定期間に認識されるかの判断は、報酬が（事業買収もしくは売却のように）顧客のための特定の取引または成果に影響を受けるか否か、当該特定の取引の実施前に顧客に提供された便益の性質と程度、および、それらの取引または成果の契約全体に占める重要性に基づいて決定されます
引受および売出業務サービス		関連する履行義務が一定期間に従い充足される着手金やマイルストーン報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます
	負債性、資本性その他の金融商品の引受業務	引受や、募集に関する収益は、当該業務の完了時点で認識されます
	売出業務	融資の実行が見込まれないコミットメントフィーは、時間の経過に基づきファシリティの期間に応じて均等に認識されます
	顧客向け貸付金のアレンジ業務	引受および募集に関するコストは、野村が当事者または代理人として行動しているかどうかによって収益の控除または総額で認識されます
	顧客向けローンシンジケート業務	

サービスの種類	サービスの概要	主要な収益認識基準、仮定および判断
アセット・マネジメント業務サービス	ファンド、投資信託やその他の投資ビークルの運用	ファンド、投資信託、その他の事業体のマネジメント業務手数料は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます
	投資助言サービスの提供	
	カストディや事務サービスの提供	成果に基づく報酬は一時点で認識される変動対価であり、履行状況に基づき重要な戻し入れがないと判断された場合に認識されます
		カストディや事務手数料は時間に応じて均等に認識されます

一時点で認識される収益に関して、報酬の支払いは、通常、履行義務の充足と同時、または、履行義務を充足して以降の、数日または数か月間内で受領されます。一定期間を通じて認識される収益に関する報酬の支払いは、通常、毎月、3か月ごと、もしくは6か月ごとに受領されます。

上述の、野村が提供する金融サービスの提供契約は、通常、金額的に重要な金融要素を含みません。このような要素が契約に含まれていれば、金融要素が実質的に1年以内である重要な金融要素の効果を調整しないとする、編纂書606「顧客との契約から生じる収益」（以下「編纂書606」）で許容される経理規則を適用しています。また、このような契約は返還権や顧客への同様の要素を含みません。

顧客との契約資産・負債残高

顧客との契約に沿って野村または顧客が行動した際に、顧客との契約資産、受取債権、契約負債は、野村の貸借対照表に計上されます。

顧客との契約資産は、野村により全部または部分的な履行義務の充足が完了することにより認識する未収収益、つまり、野村が顧客に対してサービスを提供して受け取った、時の経過以外の条件付き対価の受領権を示しています。顧客との契約から生じた受取債権は、野村が提供したサービスと交換に対価を受け取る無条件の権利です。野村の連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた受取債権と契約資産は、顧客に対する受取債権に表示されます。契約負債は、受領済みまたは受領予定の対価に対する将来のサービスの提供義務を含み、顧客との契約に認識される負債です。契約負債は、野村の連結貸借対照表の顧客に対する支払債務に表示されます。

以下の表は、編纂書606の対象範囲に含まれる顧客との契約から生じた受取債権および契約負債に関する残高を示しています。前連結会計年度末および当中間連結会計期間末における契約資産は、重要ではありません。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)
顧客との契約から生じた受取債権	101,668	111,990
契約負債 (1)	6,073	5,253

(1) 契約負債は、主に投資助言サービスの提供から発生し、期間の経過に関連して認識されます。

2023年3月期末の契約負債の残高は2024年3月期に、2024年3月期末の契約負債の残高は2025年3月期に、それぞれ収益として認識されています。

過年度に充足済みの履行義務に基づき、前中間連結会計期間に2,248百万円の収益を認識しています。また、過年度に充足済みの履行義務に基づき、当中間連結会計期間に2,151百万円の収益を認識しています。

残存する履行義務に配分された取引価格

野村は通常、期末日において履行義務の全部または一部が満たされない顧客との契約を行うことがあります。これらの契約における残存する履行義務に配分した取引価格の合計は、前連結会計年度末において1,135百万円、当中間連結会計期間末において785百万円です。なお、編纂書606の容認規定に基づき、当初から1年以内と見込まれる履行義務の残存部分に関する開示は行っておりません。また、取引価格に含まれていない顧客との契約から生じる重要な対価はありません。

契約コスト

編纂書340「その他の資産と繰延費用」の容認規定に基づき、資産化した場合の償却期間が1年以内となる契約獲得に関する増加コストを発生時に費用として認識しております。結果として、前連結会計年度末および当中間連結会計期間末における契約コストから認識される資産は重要ではありません。

5 担保付取引：

野村は、主に顧客のニーズを満たす、トレーディング商品在庫を利用して資金調達を行う、および決済のために有価証券を調達するという目的で、売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引ならびにその他の担保付借入を含む担保付取引を行っております。

売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引は通常、業界標準のマスター・ネットティング契約を交わしており、クレジット・エクスポージャーは軽減されております。特定の清算機関で清算される売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引についても、清算機関がデフォルトした場合に同様の権利を認める清算契約または参加者契約を結んでおります。野村では通常、前述した契約に含まれている取引の一括清算および相殺の法的有効性を裏付けるための法律意見書を外部より取得しております。

特定の取引相手および特定の地域において、野村は、マスター・ネットティング契約を交わさずに売戻条件付有価証券買入取引、買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引を行うことがあります。また、マスター・ネットティング契約を交わしている場合でも、野村は、一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手または入手できないことがあります。このような状況は、各国の法律が一括清算および相殺を明確に禁止している場合や、相殺の法的有効性に関する法律が複雑、不明確または存在しない場合に起こり得ます。また、当該状況は、特定の政府、政府系機関、地方自治体、清算機関、取引所または年金ファンドとの売戻条件付有価証券買入取引、買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引について生じる可能性があります。

野村は、マスター・ネットティング契約の法的有効性を考慮して、特定の取引相手との取引から生じる信用リスクのヘッジ方法、取引相手のクレジット・エクスポージャーの算定方法およびリスク上限の設定方法、ならびに取引相手に徴求する担保の量および質を決定しております。

こうした取引において野村は、日本および海外の国債、地方債および政府系機関債、不動産ローン担保证券、銀行および事業会社の負債証券ならびに投資持分証券を含む担保の受入れまたは差入れを行っております。ほとんどの場合、担保を受け取った側は、受け入れた有価証券について、買戻契約の担保として提供すること、有価証券貸付契約を締結することまたは売建有価証券の精算のために取引相手へ引渡しを行うことが認められております。売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引では、一般的に受け渡される担保は有価証券であり、担保価値は受け渡される現金の金額よりも通常大きくなります。野村が有価証券を借り入れる場合、通常担保金もしくは代用有価証券を差し入れる必要があります。また逆に野村が有価証券を貸し付ける場合、通常野村は担保金もしくは代用有価証券を受け入れます。野村は取引期間を通じて受け入れまたは差し入れている有価証券の市場価額を把握し、必要な場合には取引が十分に保全されるよう追加の担保金もしくは代用有価証券を徴求しております。

担保付取引の相殺

連結貸借対照表上では、マスター・ネットティング契約を締結している同一の取引相手との売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引は、編纂書210-20に定義された特定の条件に合致する場合は相殺して表示しております。特定の条件には、取引の満期、担保が決済される振替機関、関連する銀行取決め、マスター・ネットティング契約における一括清算および相殺の法的有効性などに関する要件が含まれます。

次の表は、連結貸借対照表上のこうした担保付取引の相殺に関する情報を表しております。取引相手がデフォルトした場合に追加的に相殺が認められるマスター・ネットティング契約を締結している取引に関する情報も含んでおります。なお、マスター・ネットティング契約下でない、または一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠がないマスター・ネットティング契約下にある取引は、下表の中で相殺されておられません。

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (2024年3月31日)				
	売戻条件付 有価証券買入 取引	担保付 有価証券借入 取引	買戻条件付 有価証券売却 取引	担保付 有価証券貸付 取引
取引総額 (1)	41,288	5,371	42,537	2,465
(控除) 連結貸借対照表上相殺されている金額 (2)	△25,667	—	△25,667	—
連結貸借対照表上に表示されている取引純額 (3)	15,621	5,371	16,870	2,465
(控除) 連結貸借対照表上相殺されていない額 (4)				
非現金担保	△13,228	△3,572	△13,817	△2,324
現金担保	△9	—	△2	—
純額合計	2,384	1,799	3,051	141

(単位：十億円)

当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)				
	売戻条件付 有価証券買入 取引	担保付 有価証券借入 取引	買戻条件付 有価証券売却 取引	担保付 有価証券貸付 取引
取引総額 (1)	44,085	4,941	46,758	2,313
(控除) 連結貸借対照表上相殺されている金額 (2)	△28,829	—	△28,829	—
連結貸借対照表上に表示されている取引純額 (3)	15,256	4,941	17,929	2,313
(控除) 連結貸借対照表上相殺されていない額 (4)				
非現金担保	△14,966	△3,181	△15,183	△2,192
現金担保	△7	—	△4	—
純額合計	283	1,760	2,742	121

- (1) マスター・ネットティング契約締結の有無、または当該契約の法的有効性を裏付ける十分な証拠の入手の有無に関わらず、すべての取引残高を含んでおります。公正価値オプションの選択により公正価値で計上されている取引を含んでおります。前連結会計年度末において、マスター・ネットティング契約下でない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットティング契約下にある売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引の総額はそれぞれ1,161十億円および2,574十億円です。前連結会計年度末において、マスター・ネットティング契約下でない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットティング契約下にある担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引の総額はそれぞれ1,512十億円および69十億円です。当中間連結会計期間末において、マスター・ネットティング契約下でない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットティング契約下にある売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引の総額はそれぞれ143十億円および2,369十億円です。当中間連結会計期間末において、マスター・ネットティング契約下でない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットティング契約下にある担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引の総額はそれぞれ1,599十億円および89十億円です。
- (2) 編纂書210-20に基づき、野村が法的有効性について十分な証拠を入手しているマスター・ネットティング契約あるいは同等の契約により、取引相手ごとに相殺した金額を表します。相殺した金額には、公正価値オプションの選択により公正価値で計上されている取引を含みます。
- (3) 売戻条件付有価証券買入取引および担保付有価証券借入取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付契約—売戻条件付買入有価証券と担保付契約—借入有価証券担保金に計上されております。買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付調達—買戻条件付売却有価証券と担保付調達—貸付有価証券担保金に計上されております。また、担保付有価証券貸付取引には、野村が貸し出した有価証券の担保として、売却または担保差入可能な有価証券を受け入れる取引を含んでおります。野村は受け入れた有価証券を公正価値で認識しており、同額を返還義務のある有価証券として負債に計上しております。当該受け入れた有価証券および負債は連結貸借対照表上、それぞれその他の資産—その他とその他の負債に計上されております。

す。

- (4) 編纂書210-20に基づいた連結貸借対照表上の相殺表示が認められていないものの、取引相手のデフォルト発生時には法的に有効性のある相殺権を有する金額を表しております。相殺の法的有効性について十分な証拠を未入手の取引にかかる金額は含まれておりません。

なお、デリバティブ取引の相殺については「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の残存契約期間別内訳

次の表は、前連結会計年度末および当中間連結会計期間末において、連結貸借対照表上、負債として計上されている買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の編纂書210-20に基づく相殺表示前の残存契約期間別の内訳を示しております。

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (2024年3月31日)						
残存契約期間						
	オーバー ナイトまたは オープン・ エンド (1)	30日以内	30～90日	90日～1年	1年以上	合計
買戻条件付有価証券売却取引	18,513	17,317	3,747	2,024	936	42,537
担保付有価証券貸付取引	1,337	299	43	786	—	2,465
取引総額 (2)	19,850	17,616	3,790	2,810	936	45,002

(単位：十億円)

当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)						
残存契約期間						
	オーバー ナイトまたは オープン・ エンド (1)	30日以内	30～90日	90日～1年	1年以上	合計
買戻条件付有価証券売却取引	18,906	22,141	3,298	1,323	1,090	46,758
担保付有価証券貸付取引	1,280	225	1	338	469	2,313
取引総額 (2)	20,186	22,366	3,299	1,661	1,559	49,071

- (1) オープン・エンド取引とは、取引の明確な契約満期日を定めずに、野村または取引相手の要求に基づいて取引を終了する取引であります。
- (2) 買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付調達－買戻条件付売却有価証券と担保付調達－貸付有価証券担保金に計上されております。また、担保付有価証券貸付取引には、野村が貸し出した有価証券の担保として、売却または担保差入可能な有価証券を受け入れる取引を含んでおります。野村は受け入れた有価証券を公正価値で認識しており、同額を返還義務のある有価証券として負債に計上しております。当該受け入れた有価証券および負債は連結貸借対照表上、それぞれその他の資産－その他とその他の負債に計上されております。買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の取引総額は、上述の担保付取引の相殺にかかる開示の取引総額と一致いたします。

買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引における担保提供資産

次の表は、前連結会計年度末および当中間連結会計期間末において、連結貸借対照表上、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券担保金として計上されている買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の編纂書210-20に基づく相殺表示前の担保提供資産別の内訳を示しております。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)		
	買戻条件付 有価証券売却取引	担保付有価証券 貸付取引	合計
エクイティおよび転換社債	234	2,228	2,462
日本国債・地方債・政府系機関債	2,506	0	2,506
外国国債・地方債・政府系機関債	31,355	72	31,427
銀行および事業会社の負債証券	3,636	94	3,730
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	17	—	17
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS) (1)	4,598	—	4,598
債務担保証券 (CDO) 等	190	—	190
受益証券等	1	71	72
取引総額 (2)	42,537	2,465	45,002

(単位：十億円)

	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)		
	買戻条件付 有価証券売却取引	担保付有価証券 貸付取引	合計
エクイティおよび転換社債	543	1,884	2,427
日本国債・地方債・政府系機関債	2,167	33	2,200
外国国債・地方債・政府系機関債	35,766	55	35,821
銀行および事業会社の負債証券	3,684	289	3,973
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	20	—	20
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS) (1)	4,361	—	4,361
債務担保証券 (CDO) 等	217	—	217
受益証券等	—	52	52
取引総額 (2)	46,758	2,313	49,071

(1) RMBSにはパス・スルー証券および米国政府保証が付されたCMO (Collateralized Mortgage Obligations) を前連結会計年度末に3,842十億円、当中間連結会計期間末に3,397十億円含んでおります。

(2) 買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付調達－買戻条件付売却有価証券と担保付調達－貸付有価証券担保金に計上されております。また、担保付有価証券貸付取引には、野村が貸し出した有価証券の担保として、売却または担保差入可能な有価証券を受け入れる取引を含んでおります。野村は受け入れた有価証券を公正価値で認識しており、同額を返還義務のある有価証券として負債に計上しております。当該受け入れた有価証券および負債は連結貸借対照表上、それぞれその他の資産－その他とその他の負債に計上されております。買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の取引総額は、上述の担保付取引の相殺にかかる開示の取引総額と一致いたします。

担保として受け入れた資産

野村が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち野村が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値、ならびにそのうちすでに売却されもしくは再担保に提供されている額はそれぞれ以下のとおりであります。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)
担保として受け入れた資産の公正価値	62,456	68,180
上記のうちすでに売却され（連結貸借対照表上の トレーディング負債のショート・ポジションに含 まれる）もしくは再担保に提供されている額	45,389	51,987

担保は通常、売戻条件付有価証券買入取引、有価証券借入取引、担保付貸付金およびデリバティブ取引を通じて受け入れられます。また、担保は自己所有の有価証券およびその他の資産と共に、ショート・ポジションの補填や買戻条件付有価証券売却取引、その他の担保付資金調達取引およびデリバティブ契約を担保するために使用されます。

担保として差し入れた資産

野村は、買戻契約およびその他の担保付資金調達取引の担保として、自己所有の有価証券やその他の資産を差し入れております。担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）は、連結貸借対照表上、トレーディング資産、トレーディング目的以外の負債証券、投資持分証券および関連会社に対する投資および貸付金に担保差入有価証券として括弧書きで記載されております。野村が所有する資産であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられているものの概要は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)
トレーディング資産：		
エクイティおよび転換社債	212,165	289,755
政府および政府系機関債	1,238,863	1,121,297
銀行および事業会社の負債証券	151,454	1,457,736
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）	2,360,053	2,665,556
債務担保証券（CDO）等（1）	12,959	11,692
受益証券等	570	128
合計	3,976,064	5,546,164

トレーディング目的以外の負債証券（2）	94,421	16,153
関連会社に対する投資および貸付金（3）	14,976	15,490

(1) ローン担保証券（CLO）、資産担保証券（ABS）（クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン等）を含みます。

(2) 主に日本の都道府県や政令指定都市発行の地方債です。

(3) 株式会社野村総合研究所の株式です。

上記で開示されているものを除く担保提供資産は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)
貸付金および受取債権	409,145	366,664
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資	1,818,795	1,935,647
建物、土地、器具備品および設備	7,591	3,031
トレーディング目的以外の負債証券	94,471	98,941
関連会社に対する投資および貸付金	2	2
その他	1,084	1,611
合計	2,331,088	2,405,896

上記の資産は主にその他の担保付借入および連結変動持分事業体の担保付社債、トレーディング目的担保付借入を含む担保付借入ならびにデリバティブ取引に関して差し入れられているものであります。また、上記の資産は編纂書860に基づく売却会計処理の要件を満たさないために連結貸借対照表に認識され続ける金融資産を含んでおります。当該取引にかかる負債は長期借入において、トレーディング目的担保付借入として計上されます。

6 投資：

売却可能負債証券

野村は「注記1 会計処理の原則：自発的な会計方針の変更」に記載のとおり、2024年4月1日より、当社およびブローカー・ディーラーではない連結子会社（以下「非ブローカー・ディーラー会社」）は編纂書940「金融サービス—ブローカー・ディーラー」を適用しないことにしました。この会計方針の変更により非ブローカー・ディーラー会社が2024年4月1日以降に購入するトレーディング目的以外の負債証券を、編纂書320「投資—負債証券」において定義される売却可能負債証券および満期保有目的負債証券として分類することが可能となりました。

売却可能負債証券として分類したトレーディング目的以外の負債証券およびこれらに分類した負債証券にかかる未収利息は、連結貸借対照表上それぞれトレーディング目的以外の負債証券および顧客以外に対する受取債権に表示されます。なお、当中間連結会計期間末において満期保有目的負債証券は計上されませんでした。

次の表は、当中間連結会計期間末における売却可能負債証券の種類別の償却原価、未実現評価益、未実現評価損および公正価値の内訳を示しております。

(単位：百万円)				
当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)				
	償却原価(1)	未実現評価益	未実現評価損	公正価値
日本国債	20,017	3	△20	20,000
日本地方債・政府系機関債	29,713	21	△43	29,691
合計	49,730	24	△63	49,691

(1) 信用損失引当金控除後

売却可能負債証券の満期年限

次の表は、当中間連結会計期間末における売却可能負債証券の償却原価と公正価値を、満期年限別に示しております。

(単位：百万円)		
当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)		
	償却原価(1)	公正価値
日本国債		
1～5年	20,017	20,000
小計	20,017	20,000
日本地方債・政府系機関債		
1～5年	29,713	29,691
小計	29,713	29,691
合計	49,730	49,691

(1) 信用損失引当金控除後

未実現評価損を計上している売却可能負債証券

次の表は、当中間連結会計期間末における未実現評価損を計上している売却可能負債証券の内訳を、未実現評価損継続期間に基づいて示しております。

(単位：百万円)		
当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)		
	公正価値	未実現評価損
日本国債		
12か月未満	9,994	△20
小計	9,994	△20
日本地方債・政府系機関債		
12か月未満	11,344	△43
小計	11,344	△43
合計	21,338	△63

売却可能負債証券の公正価値が償却原価を下回る場合、当該負債証券は未実現評価損が発生していると判断します。

野村が負債証券を売却する意思を有する場合、または負債証券の公正価値が償却原価まで回復する前に負債証券を売却せざるを得ないと予想される場合、償却原価（引当金がある場合は控除後）と当該負債証券の公正価値との差額は、減損損失として認識されます。当中間連結会計期間における減損損失の金額はありません。

野村が保有する意思および能力を有する売却可能負債証券で、未実現評価損が発生しているものは、信用損失引当金の計上が必要か判定を行います。判定においては、市場環境や発行体の信用格付、未実現評価損の深刻度など、さまざまな要因を考慮します。当中間連結会計期間においてこれらの負債証券に対する信用損失引当金は計上されませんでした。

また、野村は利息が回収不能と判断されたタイミングで未収利息の戻しを行う方法により償却を行っているため、引当金の計上にあたって未収利息を考慮しておりません。当中間連結会計期間末における未収利息の金額は重要ではありませんでした。また、当中間連結会計期間において未収利息の償却はありませんでした。

売却可能負債証券の売却および振替による実現損益

売却可能負債証券の売却およびトレーディング資産への振替により発生した実現損益は、累積的その他の包括利益から、連結損益計算書の収益－その他に組み替えられます。野村は、売却したそれらの負債証券の原価や、累積的その他の包括利益からの組替調整額を決定する際に移動平均法を使用しております。当中間連結会計期間において、売却可能負債証券の売却およびトレーディング資産への振替はありませんでした。

持分証券にかかる未実現損益

当中間連結会計期間末において、投資会社以外の非ブローカー・ディーラー会社が保有している持分証券にかかる未実現損失として3,475百万円を計上しております。当該持分証券には公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含めておりません。公正価値オプションを選択している持分証券の未実現損益については、「注記2 公正価値測定」をご参照ください。

持分証券の代替的測定法

野村は容易に決定可能な公正価値を持たず、かつ公正価値を見積もるための実務上の簡便法の要件を満たさない持分証券について、金融商品ごとに代替的測定方法を用いて測定しております。この代替的測定法において持分証券は、その発行者の同一または類似の証券の秩序ある取引における観察可能な価格変動から生じる変化を加味したコストで計上されます。さらに、野村はこれらの持分証券が減損しているかどうかを評価します。

代替的測定法を用いて評価を行った持分証券の帳簿価格は前連結会計年度末において65,365百万円、当中間連結会計期間末において95,603百万円です。前連結会計年度末および当中間連結会計期間末における減損損失累計額および秩序ある取引における観察可能な価格変動の金額に重要性はありません。

7 証券化および変動持分事業体：

証券化業務

野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は金融資産の譲渡について、編纂書860の規定に基づき処理しております。編纂書860は、野村の金融資産の譲渡について、野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達のためのためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の所有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。野村は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。野村の連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益－トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については野村は、最善の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、期限前償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、野村は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。野村が前中間連結会計期間および当中間連結会計期間において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価として得たキャッシュ・インフローはそれぞれ235十億円、305十億円であり、野村からの資産の譲渡により認識した利益は重要な金額ではありませんでした。さらに前中間連結会計期間および当中間連結会計期間において、譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値はそれぞれ92十億円、270十億円であり、当該負債証券の第三者への売却により得たキャッシュ・インフローはそれぞれ78十億円、330十億円となっております。前連結会計年度末および当中間連結会計期間末において、継続的関与を持つ特別目的事業体に、野村が売却処理した譲渡金融資産の累計残高はそれぞれ6,747十億円、5,195十億円となっており、これらの大半は国債・地方債、および政府系機関債です。また、前連結会計年度末および当中間連結会計期間末において、野村はこれらの特別目的事業体に対してそれぞれ160十億円、151十億円の持分を当初から継続的に保有しております。前中間連結会計期間および当中間連結会計期間において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額はいずれも13十億円となっております。

野村は前連結会計年度末および当中間連結会計期間末において、これらの特別目的事業体との間に、契約外の財務支援は行っておりません。

次の表は、野村が継続的関与を持つ特別目的事業体に対する持分を保有するものの公正価値、およびその公正価値のレベル別の内訳を当該特別目的事業体に譲渡した資産の種類別に表しております。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	うち、 投資格付が 適格なもの	それ以外
国債・地方債、および政府系機 関債	—	152	—	152	152	—
事業債	—	—	—	—	—	—
モーゲージ関連商品	—	—	8	8	2	6
合計	—	152	8	160	154	6

(単位：十億円)

	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	うち、 投資格付が 適格なもの	それ以外
国債・地方債、および政府系機 関債	—	145	—	145	145	—
事業債	—	—	—	—	—	—
モーゲージ関連商品	—	—	6	6	2	4
合計	—	145	6	151	147	4

2024年3月31日および2024年9月30日現在、野村が当初から継続して保有する持分の大半は、有意な観察可能なデータに基づいて公正価値を算定しております。また、これらの継続して保有する持分の当初の公正価値は、大半がレベル2に該当します。

次の表は、金融資産を特別目的事業体に譲渡したが、編纂書860上は譲渡の要件を満たさず引き続きトレーディング資産および貸付金として計上されることとなったもの、また、それにより担保付金融取引として会計処理されたために借入とされたものの金額およびその区分を表しています。なお、表上の資産はすべて同負債の担保となるもので、野村が資産を自由に処分することも、遡及されることもありません。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)
資産		
トレーディング資産		
日本国債	1	1
売買目的の貸付金	69	73
貸付金	539	500
合計	609	574
負債		
借入	609	574

変動持分事業体

野村は通常の証券化およびエクイティ・デリバティブ業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。野村はマーケット・メーカー業務、投資業務および組成業務に関連し、変動持分事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。

野村が変動持分事業体の経済活動に最も重要な影響を及ぼす活動を決断するパワーを持ち、事業体の持分を通じて、その事業体にとって潜在的に重要な便益を享受する権利または損失を被る義務が野村に生じる場合、かつ野村が他の投資家の受託者たる要件を満たせない場合、野村は主たる受益者でありその事業体を連結しなければなりません。野村の連結変動持分事業体には、事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージおよびモーゲージ担保証券をリパッケージした仕組債を、投資家に販売するために組成されたものが含まれます。航空機のリース事業や、その他のビジネスに関連する変動持分事業体も連結しております。野村はまた、投資ファンド等、野村が主たる受益者となる場合は連結しております。

最も重要な活動を決断するパワーには、変動持分事業体のタイプによりさまざまな形態があります。証券化、投資ファンド、CDO等の取引においては通常、担保資産の管理やサービシングが受託業務に該当しない場合、最も重要な決断を下すパワーであると野村は考えます。したがって、野村が担保資産の管理者やサービサーではなく、担保資産管理者やサービサーを交替させる権利や事業体を清算する一方的な権利を持たない限り、そのような変動持分事業体を連結いたしません。

変動持分事業体が利用される住宅不動産ローン担保証券の再証券化等の多くの取引において、取引期間中に重要な経済的意思決定が行われず、どの投資家も変動持分事業体を清算する一方的な力を持たない場合があります。そのような場合、野村は取引開始前になされた変動持分事業体の仕組みに単一的意思決定権を有した者を分析し、変動持分事業体が保有する原資産の性質、変動持分事業体の仕組みへの第三者投資家の関与の程度、第三者投資家の当初投資額、野村や第三者投資家が保有する変動持分事業体が発行した受益持分の金額と劣後構造といったさまざまな要素を考慮します。野村はこれまで、数多くの再証券化に出資しており、そのうちの多くの場合、事業体にとって最も重要な活動を決断するパワーを第三者の投資家と共有していることから、野村は主たる受益者ではないと判断してきました。しかしながら、第三者投資家の当初投資額が重要ではない等、投資家が変動持分事業体の仕組みに関与していないと判断される場合は、野村はそのような変動持分事業体を連結しております。

次の表は、連結財務諸表上の連結変動持分事業体の資産および負債の金額、その区分を表しております。これらの資産および負債の大部分は事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージ、モーゲージ担保証券を証券化するための連結変動持分事業体に関するものであります。なお、連結変動持分事業体の資産はその債権者に対する支払義務の履行にのみ使用され、連結変動持分事業体の債権者は、通常、野村に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)
中間連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産		
現金および現金同等物	73	17
トレーディング資産		
株式関連商品	539	527
債券関連商品	613	643
モーゲージ関連商品	94	156
デリバティブ取引	1	1
プライベートエクイティ・デット投資	49	67
建物、土地、器具備品および設備	15	32
その他	84	44
合計	1,468	1,487
中間連結貸借対照表上の変動持分事業体の負債		
トレーディング負債		
デリバティブ取引	0	0
借入		
短期借入	220	211
長期借入	886	975
その他	6	49
合計	1,112	1,235

野村は四半期毎に変動持分事業体との関与を見直し、最新の資料および野村や他社が保有する変動持分事業体の持分の変化の影響を評価しております。

野村が主たる受益者ではない場合でも変動持分事業体に対し変動持分を保有することがあります。そのような変動持分事業体に対し、野村が保有する変動持分には、商業用および居住用不動産を担保とした証券化やストラクチャード・ファイナンスに関連した優先債、劣後債、残余持分、エクイティ持分、主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付けの低いローン等を購入するために設立された変動持分事業体に対するエクイティ持分、変動持分事業体を利用した航空機のオペレーティング・リースの取引に関する残余受益権、また事業会社の取得に関わる変動持分事業体への貸付や投資が含まれます。

次の表は非連結の変動持分事業体に対する変動持分の金額と区分、および最大損失のエクスポージャーを表しております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したもので、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものでもありません。変動持分事業体に対する野村の関与にかかわるリスクは帳簿価額、以下に記載されておりますコミットメントの未実行残高および債務保証の金額に限定されます。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)			当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)		
	連結貸借対照表上 の変動持分		最大損失の エク スポージャー	中間連結貸借対照表上 の変動持分		最大損失の エク スポージャー
	資産	負債		資産	負債	
トレーディング資産および負債						
株式関連商品	26	—	26	24	—	24
債券関連商品	83	—	83	68	—	68
モーゲージ関連商品	2,996	—	2,996	3,518	—	3,518
受益証券等	147	—	147	125	—	125
プライベートエクイティ・デット投資	23	—	23	20	—	20
貸付金	1,512	—	1,512	1,347	—	1,347
その他	22	—	22	24	—	24
貸出コミットメント、その他債務保証	—	—	224	—	—	192
合計	4,809	—	5,033	5,126	—	5,318

第三者および野村が組成した変動持分事業体に提供した一定のレポ契約による資金調達取引は含んでおりません。

8 金融債権：

通常の営業活動の中で野村は、顧客に対して主に貸付契約、受取債権、貸出コミットメントおよび売戻条件付買入有価証券取引や有価証券借入取引といった担保付契約の形で融資を行っております。これらの金融債権は野村の連結貸借対照表において公正価値あるいは償却原価にて資産として認識されており、要求払いまたは将来の確定日もしくは特定できる決済日に資金を受け取る契約上の権利をもたらすものです。

償却原価法で測定される金融債権の帳簿価額は、編纂書326「金融商品－信用損失」（以下「編纂書326」）において定義された現在予想信用損失引当金に応じて調整されます。認識された金融商品に対する現在予想信用損失引当金は連結貸借対照表上の貸倒引当金に計上しております。

担保付契約

担保付契約は、連結貸借対照表上、売戻条件付買入有価証券に計上される売戻条件付買入有価証券取引および借入有価証券担保金に計上される有価証券借入取引から構成されており、この中には現先レポ取引が含まれております。売戻条件付買入有価証券取引および有価証券貸借取引は、主に国債あるいは政府系機関債を顧客との間において売戻条件付で購入する、または現金および非現金担保付で借り入れる取引です。野村は、原資産である有価証券の価値を関連する受取債権（未収利息を含みます）とともに日々把握し、適宜追加担保の徴求または返還を行っております。売戻条件付買入有価証券取引は、公正価値オプションを適用しているものを除いて、通常買受金額に未収利息を加味した金額で連結貸借対照表に計上されております。有価証券借入取引は、通常現金担保付の取引であり、差入担保の金額が連結貸借対照表に計上されております。担保要件および担保水準の継続的な監視に基づく編纂書326で認められている実務上の簡便法を適用あるいは金融商品の予想残存期間が短いことから、現在予想信用損失引当金は一般的に重要ではありません。

これらの金融商品については「注記5 担保付取引」をご参照ください。

貸付金

野村が有する貸付金は、主に銀行業務貸付金、有担保短期顧客貸付金、インターバンク短期金融市場貸付金、および企業向貸付金から構成されております。

銀行業務貸付金は、主に野村信託銀行株式会社によって実行された、個人向けおよび商業向けの有担保および無担保の伝統的な貸付金です。不動産ないしは有価証券により担保されている個人向けおよび商業向けの貸付金に対して、野村は担保価値が下落するリスクを負うことになります。銀行業務貸付金には、関係を維持する目的で投資銀行業務の取引先に対して提供する無担保の商業向け貸付金も含まれます。通常、投資銀行業務の一環として提供している無担保の商業向け貸付金については相手先の信用力が高いことがほとんどですが、野村は相手先の債務不履行リスクを負うことになります。保証付き貸付金については、保証人により保証が履行されないリスクを負うことになります。

有担保短期顧客貸付金は、野村のウェルス・マネジメント部門（2024年4月1日付けで、ビジネスの実態に合わせて「営業部門」を「ウェルス・マネジメント部門」に改称いたしました。）が提供している証券仲介業務に関連した顧客に対する貸付金です。このような貸付金は顧客が有価証券を購入するための資金として提供しております。取引の開始にあたっては一定の委託保証金（担保適格有価証券または現金）の差入れが必要であり、また購入有価証券を取引期間中担保として預かっております。さらに当該有価証券の一定以上の公正価値の下落にあたっては、貸付金に対して担保価値が特定の割合を維持するように適宜委託保証金の追加差入れを徴求することができ、当該顧客は、継続的に担保を補充することを要求かつ合理的に期待されています。そのため、有担保短期顧客貸付金に対する現在予想信用損失引当金は重要ではありません。

インターバンク短期金融市場貸付金は、短資会社を経由する短期（翌日および日中決済）取引が行われるコール市場において実行される、金融機関に対する貸付金です。コール市場の参加者は特定の金融機関に限定されており、かつこれらの貸付金は翌日決済またはきわめて期間が短いものであるため、インターバンク短期金融市場貸付金に対する現在予想信用損失引当金は重要ではありません。

企業向貸付金は、銀行業務貸付金を除く、主に法人顧客に対する商業向け貸付金です。企業向貸付金には、不動産または有価証券により担保されている有担保貸付金と、関係を維持する目的で投資銀行業務の取引先に対して提供する無担保の商業向け貸付金が含まれます。これらの貸付金に対して、野村は上記の銀行業務貸付金に含まれる、商業向け貸付金によって生じるリスクと同様のリスクを負うことになります。

連結貸借対照表上、貸付金または関連会社に対する投資および貸付金に計上されている貸付金の種類別残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)		
	償却原価	公正価値(1)	合計
貸付金			
銀行業務貸付金	915,962	—	915,962
有担保短期顧客貸付金	608,332	—	608,332
インターバンク短期金融市場貸付金	—	—	—
企業向貸付金	1,870,316	2,074,585	3,944,901
貸付金合計	3,394,610	2,074,585	5,469,195
関連会社に対する貸付金	8,066	1,514	9,580
合計	3,402,676	2,076,099	5,478,775

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)		
	償却原価	公正価値(1)	合計
貸付金			
銀行業務貸付金	975,225	—	975,225
有担保短期顧客貸付金	725,420	—	725,420
インターバンク短期金融市場貸付金	—	—	—
企業向貸付金	1,608,372	2,045,084	3,653,456
貸付金合計	3,309,017	2,045,084	5,354,101
関連会社に対する貸付金	7,803	2,268	10,071
合計	3,316,820	2,047,352	5,364,172

(1) 公正価値オプションを選択した貸付金および貸出コミットメントであります。

前中間連結会計期間において、貸付金の購入金額および売却金額は重要な金額ではありません。また、同期間において、トレーディング資産に組み替えられた貸付金およびトレーディング資産から組み入れられた貸付金は重要な金額ではありません。

当中間連結会計期間において、貸付金の購入金額および売却金額は重要な金額ではありません。また、同期間において、トレーディング資産に組み替えられた貸付金およびトレーディング資産から組み入れられた貸付金は重要な金額ではありません。

償却原価により計上されている貸付金に関する繰延貸出手数料、繰延貸出費用、未償却プレミアムおよび未償却ディスカウントの純額は前連結会計年度末および当中間連結会計期間末において重要ではありませんでした。

現在予想信用損失引当金

野村は、回収見込みがある金額を除き、継続的に公正価値評価されない金融債権を含む以下の種類の金融商品について、現在予想信用損失減損モデル（CECL減損モデル）を使用して現在予想信用損失に対する引当金を設定しています。

- ・貸付金
- ・コミットメントライン未実行残高およびその他の貸借対照表に計上されていない金融商品
- ・現金預金
- ・リバース・レポ取引や証券貸借取引などの担保付契約
- ・顧客契約資産および債権
- ・その他の債権（信用取引未収金、保証金、中央清算機関へのデフォルト拠出金、再保険金、ファイナンス・リースへの純投資を含む）

個別の金融商品または金融商品のポートフォリオについての現在予想信用損失は、当該金融商品の予想残存期間にわたる予想信用損失に基づき、報告日において測定され、過去の事象、現在の状況および将来の予測に関する情報を含む情報を考慮しています。将来の予測については今後3年間にわたる複数のシナリオを加重平均しており、それらへの重要なマクロ経済インプットは、GDPおよびクレジット・スプレッドを含んでおります。損失のリスクは、そのリスクがわずかである場合も考慮されております。野村は入手可能な最善の情報に基づいて現在予想信用損失の引当金の見積もりを行っていますが、経済環境の変化または実際の結果と当初の仮定との差異を考慮して、将来の引当金の調整が必要となる場合があります。

野村は、予想信用損失の測定に用いられる金融商品の償却原価から未収利息を控除しております。未収利息の金額は前連結会計年度末において13,653百万円、当中間連結会計期間末現在において10,533百万円です。

CECL減損モデルに準拠した現在予想信用損失引当金を決定するにあたり野村が使用する方法は、主に金融商品の性質や編纂書326で認められている実務上の簡便法が適用されているかどうかによって依拠しております。

CECL減損モデルの対象となる金融商品は、野村が貸出金を回収不能と判断し、将来の実質的なキャッシュ・フローを回収する合理的な見込みがなく、未回収の元本および利息を回収する現実的な手段がすべて尽くされた場合に償却されます。

以下の表は、当中間連結会計期間末におけるCECL減損モデルの対象となる重要な金融商品の種類ごとに使用されている方法論を要約したものであり、現在予想信用損失の測定に影響を与える前提条件を示しております。

金融商品	現在予想信用損失の算定方法
貸付金、コミットメントライン契約、その他の貸借対照表に計上されない金融商品および特定の預金	・リスク部門が開発した完全損失率モデル ・デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）、デフォルト時エクスポージャー（EAD）の各入力に基づいて予想信用損失を測定しております。 ・PDインプットには、内部リスク管理および自己資本の目的のために野村が使用している将来予想のシナリオが含まれております。 ・合理的なサポート可能な予測ができない期間には、即時復帰法が使用されます。 ・債務不履行に陥った金融商品、または債務不履行の可能性のある金融商品については、割引キャッシュ・フロー分析を用いて予想信用損失を測定しております。 ・金融商品が担保に依存している場合には担保の公正価値の不足に基づいて予想信用損失を測定しております。
担保付契約、有担保短期顧客貸付金およびプライム・ブローカレッジ貸付金	・リバース・レポ取引、有担保短期顧客貸付金およびプライム・ブローカレッジ貸付金においては、頻繁な証拠金が要求され、カウンターパーティが証拠金を補充する能力を有するため、編纂書326で許容される実務上の簡便法により予想信用損失はリバース・レポ取引もしくはマージン・ローンの帳簿価額と当該担保の公正価額との差額に基づいております。 ・有価証券貸借取引は、一般的に非常に短い予想残存期間かつ担保保証されるため、過去の経験および一貫したモニタリングに基づき予想信用損失が一般的に重要でないと質的に判断されます。
顧客契約資産および債権	・予想信用損失は、通常、過去の経験、現在の経済状況、顧客の支払能力に関する特定の情報に基づく帳簿価額に損失率が適用される経年分析に基づいております。

次の表は、編纂書326で定義されたCECL減損モデルを使用して算定された、前中間連結会計期間および当中間連結会計期間における、現在予想信用損失引当金の推移を示しております。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)					
	貸付金に対する現在予想信用損失引当金				貸付金以外の 債権に対する 現在予想信用損 失引当金(1)	合計
	銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	企業向 貸付金	小計		
期首残高	1,126	—	2,930	4,056	1,776	5,832
繰入	—	—	537	537	14	551
貸倒償却	—	—	△386	△386	—	△386
その他(2)	△377	—	226	△151	△65	△216
期末残高	749	—	3,307	4,056	1,725	5,781

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)					
	貸付金に対する現在予想信用損失引当金				貸付金以外の 債権に対する 現在予想信用損 失引当金(1)	合計
	銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	企業向 貸付金	小計		
期首残高	785	—	1,631	2,416	15,631	18,047
繰入	49	—	△165	△116	13	△103
貸倒償却	—	—	—	—	—	—
その他(2)	—	—	△89	△89	△1,231	△1,320
期末残高	834	—	1,377	2,211	14,413	16,624

(1) 担保付契約、顧客契約資産および債権、およびその他の受取債権に対して認識された引当金の金額を含んでおります。

(2) 回収額および外国為替の変動による影響額を含んでおります。

財政的な困難にある債務者に対する貸付金の条件変更

通常の営業活動の中で野村は、トレーディング目的以外で保有する貸付金を、債務者の財政難、市場環境の変化ないしは取引維持などの理由により、条件変更を行う場合があります。2023年4月1日からASU第2022-02号「金融商品－信用損失：不良債権のリストラクチャリングおよび年度別開示」を適用しました。当該ASUの適用により、不良債権のリストラクチャリング（以下「TDR」）の認識と測定についての規定および関連する開示要件が廃止され、財政的な困難にある債務者に対する貸付金の条件変更について財政的効果と条件変更後の債務履行状況に関する開示が新たに強化されました。

これらの条件変更は債務者の財政難に関連する経済的または法的な理由により、債権者である野村が債務者に対して、当初の契約条件では要求されていなかった金利引下げ、期間延長、軽微でない支払遅延および元本免除を含めた譲歩を与えた場合に発生します。なお、譲歩は上述のものを含みますがこれらに限定されません。

資産による貸付金の全額または一部の弁済ではなく、単なる条件変更によって財政的な困難にある債務者に対する貸付金の条件変更に該当することとなった貸付金に対する予想信用損失は、通常、割引キャッシュ・フロー分析を用いて決定されております。財政的な困難にある債務者に対する貸付金の条件変更に際し、貸付金の全額または一部の弁済として受け取った資産は公正価値で認識されます。

当中間連結会計期間において発生した財政的な困難にある債務者に対する貸付金の条件変更は重要な金額ではありません。

利息計上中止ならびに延滞貸付金

利息が回収不能とみなされた場合、貸付金の利息計上を中止しております。借り手が経営難に陥っていると判断された場合、または利息や元本の支払いが90日以上遅延している場合、利息は回収不能としております。

貸付金の利息計上を中止している場合、未収利息の戻しが行われ追加の利息計上は認められません。受取利息は、現金主義に基づいて支払いを受けた時点で認識されます。

利息計上の再開は、原則、貸付金が契約条件に則って履行されるようになったと認められる場合、すなわち延滞した元利金が全額返済された場合に限り行われます。貸付金の支払いが契約条件に則って履行されていない場合でも、元利金を合理的な期間内に全額回収できると合理的に見込める場合、または債務者が一定の期間継続して返済を行っている場合など特別な状況下においては利息の計上を再開する場合があります。

前連結会計年度末現在で利息計上を中止している貸付金の残高は重要な金額ではありません。未収利息の計上が続いており、90日以上延滞が発生している貸付金の残高は重要な金額ではありません。

当中間連結会計期間末現在で利息計上を中止している貸付金の残高は重要な金額ではありません。未収利息の計上が続いており、90日以上延滞が発生している貸付金の残高は重要な金額ではありません。

信用の質の指標

野村は、債務者の信用力の低下または破綻等による債権の価値の下落や債務不履行といった信用リスクに晒されておりますが、貸付等に関する信用リスク管理は、内部格付に基づく与信管理を基礎として、融資実行時の個別案件ごとの綿密な審査と融資実行後の債務者の信用力の継続的なモニタリングを通じて行われております。

次の表は、公正価値で評価されたものを除く貸付金について、野村の内部格付またはそれに類する子会社の審査基準および年限別の区分により貸付金を種類別に表示しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)							合計
	2024年	2023年	2022年	2021年	2020年	2019年 以前	リボルビ ング	
有担保銀行業務貸付金								
AAA-BBB	122,946	213,785	12,000	5,660	2,650	27,115	—	384,156
BB-CCC	108,558	215,226	5,086	—	995	283	—	330,148
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他(1)	—	139,104	—	—	—	—	—	139,104
有担保銀行業務貸付金合 計	231,504	568,115	17,086	5,660	3,645	27,398	—	853,408
無担保銀行業務貸付金								
AAA-BBB	4,075	9,904	2,844	8,449	6,352	25,099	—	56,723
BB-CCC	900	756	—	1,000	875	2,300	—	5,831
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
無担保銀行業務貸付金合 計	4,975	10,660	2,844	9,449	7,227	27,399	—	62,554

(単位：百万円)

前連結会計年度末 (2024年3月31日)								
	2024年	2023年	2022年	2021年	2020年	2019年 以前	リボルビ ング	合計
有担保短期顧客貸付金								
AAA-BBB	—	—	—	—	—	—	—	—
BB-CCC	—	—	—	—	—	—	—	—
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他(1)	285,209	19,038	—	—	—	—	304,085	608,332
有担保短期顧客貸付金合計	285,209	19,038	—	—	—	—	304,085	608,332
有担保企業向貸付金								
AAA-BBB	32,362	217,440	177,557	113,559	84,442	103,995	685,608	1,414,963
BB-CCC	—	25,759	17,018	12,591	32,187	8,204	161,371	257,130
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他(1)	8,203	302	—	—	—	—	252	8,757
有担保企業向貸付金合計	40,565	243,501	194,575	126,150	116,629	112,199	847,231	1,680,850
無担保企業向貸付金								
AAA-BBB	—	—	—	—	—	—	—	—
BB-CCC	36,329	8,376	—	—	—	—	—	44,705
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	150	122	—	537	—	143,952	—	144,761
無担保企業向貸付金合計	36,479	8,498	—	537	—	143,952	—	189,466
関連会社に対する貸付金								
AAA-BBB	—	4,066	3,000	1,000	—	—	—	8,066
BB-CCC	—	—	—	—	—	—	—	—
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
関連会社に対する貸付金合計	—	4,066	3,000	1,000	—	—	—	8,066
合計	598,732	853,878	217,505	142,796	127,501	310,948	1,151,316	3,402,676

(1) 主に所定の担保率が維持されている貸付金であります。

(2) 前連結会計年度末における貸付金の貸倒償却額は重要な金額ではありません。

(単位：百万円)

当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)								
	2024年	2023年	2022年	2021年	2020年	2019年 以前	リボルビ ング	合計
有担保銀行業務貸付金								
AAA-BBB	284,167	73,126	7,000	5,150	2,600	24,784	—	396,827
BB-CCC	274,315	77,042	8,464	—	970	266	—	361,057
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他(1)	160,827	—	—	—	—	—	—	160,827
有担保銀行業務貸付金合 計	719,309	150,168	15,464	5,150	3,570	25,050	—	918,711
無担保銀行業務貸付金								
AAA-BBB	5,405	9,367	2,506	8,055	3,950	21,725	—	51,008
BB-CCC	1,000	756	—	—	1,550	2,200	—	5,506
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
無担保銀行業務貸付金合 計	6,405	10,123	2,506	8,055	5,500	23,925	—	56,514

(単位：百万円)

当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)								
	2024年	2023年	2022年	2021年	2020年	2019年 以前	リボルビ ング	合計
有担保短期顧客貸付金								
AAA-BBB	—	—	—	—	—	—	—	—
BB-CCC	—	—	—	—	—	—	—	—
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他(1)	409,370	2,785	—	—	—	—	313,265	725,420
有担保短期顧客貸付金合計	409,370	2,785	—	—	—	—	313,265	725,420
有担保企業向貸付金								
AAA-BBB	229,053	237,408	141,224	59,940	61,724	82,337	280,143	1,091,829
BB-CCC	37,480	57,005	22,832	4,022	34,636	2,372	154,391	312,738
CC-D	—	—	—	—	—	—	189	189
その他(1)	67,640	—	—	—	257	—	132	68,029
有担保企業向貸付金合計	334,173	294,413	164,056	63,962	96,617	84,709	434,855	1,472,785
無担保企業向貸付金								
AAA-BBB	—	—	—	—	—	—	—	—
BB-CCC	—	—	—	—	—	—	—	—
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	184	113	—	503	—	134,787	—	135,587
無担保企業向貸付金合計	184	113	—	503	—	134,787	—	135,587
関連会社に対する貸付金								
AAA-BBB	—	3,803	3,000	1,000	—	—	—	7,803
BB-CCC	—	—	—	—	—	—	—	—
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
関連会社に対する貸付金合計	—	3,803	3,000	1,000	—	—	—	7,803
合計	1,469,441	461,405	185,026	78,670	105,687	268,471	748,120	3,316,820

(1) 主に所定の担保率が維持されている貸付金であります。

(2) 当中間連結会計期間末における貸付金の貸倒償却額は重要な金額ではありません。

野村で使用する内部格付の定義は以下の表に記載のとおりです。

格付 レンジ	定 義
AAA	最上位の信用力。債務者又は案件の債務を履行する能力は極めて高い。「AAA格」はクレジット部署が付与する最上位の格付である。デフォルト確率は極めて低い。
AA	非常に高い信用力。債務者又は案件の債務を履行する能力は非常に高い。デフォルト確率は非常に低いが、「AAA格」のデフォルト確率を上回る。
A	高い信用力。債務者又は案件の債務を履行する能力は高いが、上位の格付に比べ、事業環境や経済状況の悪化からやや影響を受けやすい。デフォルト確率は低いが、「AA格」のデフォルト確率を上回る。
BBB	良好な信用力。債務者又は案件の債務を履行する能力は適切であるが、上位の格付に比べ、事業環境や経済状況の悪化によって、債務履行能力が低下する可能性がより高い。デフォルト確率は中位にあるが、「A格」のデフォルト確率を上回る。
BB	投機的な信用力。債務者又は案件は、より低い格付ほど短期的には脆弱ではないが、事業環境、財務状況、又は経済状況の悪化に対して大きな不確実性、脆弱性を有しており、状況によっては債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。デフォルト確率は中位から高めで、「BBB格」のデフォルト確率を上回る。
B	極めて投機的な信用力。債務者又は案件は、「BB格」が付与される場合よりも脆弱である。現時点では債務を履行する能力を有しているが、事業環境、財務状況、又は経済状況が悪化した場合には債務を履行する能力や意思が損なわれ易い。デフォルト確率は高く、「BB格」のデフォルト確率を上回る。
CCC	相当程度の信用リスク。債務者又は案件は、現時点で脆弱であり、その債務の履行は、良好な事業環境、財務状況、及び経済状況に依存している。デフォルト確率は非常に高く、「B格」のデフォルト確率を上回る。
CC	債務者は、財務破綻の懸念があるか債務の再編状況にある。破綻懸念や支払遅延により、取引完了通知が送られたか取引終了手続が開始されている。また債務弁済余力はあるが、支払いを3か月以上延滞している債務者を含む。債務者の事業は継続している。
C	債務者は、近い将来、破綻申請（米国Chapter 11又は同等の申請）が見込まれる。劇的な改善事項が無い限り、債務者の事業継続は困難な状況にある。
D	債務者は、破産・会社更生・民事再生等の手続きの開始、管財人の選任、その他清算、事業停止に相当する事実の発生、又はこれらに相当する状態。「D格」が付与される場合には、30%以上の損失を伴う資産（ローン）売却、債務者が外部格付業者から「D格」を付与された時を含む。

野村は、債務者および債権に関する財務情報ならびにその他の情報に基づき、最低年1回、内部格付の見直しを行っております。また、リスクが高いまたは問題がある債務者については、より頻繁に内部格付の見直しを行うとともに、債務者の信用力に関する重大な事実が明らかになった際には、すみやかに内部格付の見直しを行うこととしております。

9 リース：

貸主側

野村は、主にオペレーティング・リースにより、国内外で不動産および航空機の賃貸を行っております。賃貸にかかる資産については、土地を除き取得価額から減価償却累計額を控除した金額で、また、土地については取得価額で、連結貸借対照表上のその他の資産－建物、土地、器具備品および設備に計上しております。

次の表は、オペレーティング・リースにより賃貸している資産を種類別に表示しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)			当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)		
	取得価額	減価償却 累計額	帳簿価額 (純額)	取得価額	減価償却 累計額	帳簿価額 (純額)
不動産 (1)	21	—	21	21	—	21
航空機	13,259	△184	13,075	32,470	△272	32,198
合計	13,280	△184	13,096	32,491	△272	32,219

(1) 不動産の取得価額、減価償却累計額、帳簿価額（純額）の金額は、自社利用分を含んでおります。

オペレーティング・リースにかかる資産の受取リース料として前中間連結会計期間に1,400百万円、当中間連結会計期間に684百万円を計上しております。これらは、中間連結損益計算書上の収益－その他に計上しております。

当中間連結会計期間末における解約不能オペレーティング・リースにかかる将来受け取る最低受取リース料の金額は、受取年限別に集計すると、以下のとおりであります。ファイナンス・リースにかかる受取リース料は重要な金額ではありませんでした。

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)
	最低受取リース料
受取年限	
1年以内	2,519
1～2年	2,519
2～3年	2,519
3～4年	2,519
4～5年	2,519
5年超	4,606
合計	17,201

10 その他の資産－その他およびその他の負債：

連結貸借対照表上のその他の資産－その他、およびその他の負債には、以下のものが含まれております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)
その他の資産－その他：		
受入担保有価証券	332,363	409,896
のれんおよびその他の無形資産	38,387	30,878
繰延税金資産（純額）（1）	24,254	24,810
営業目的以外の投資持分証券（2）	299,638	322,471
差入保証金（3）	316,570	246,484
前払費用	22,811	27,142
その他	121,598	103,283
合計	1,155,621	1,164,964
その他の負債：		
受入担保有価証券返還義務	332,363	409,896
未払法人所得税	81,585	58,493
繰延税金負債（純額）（1）	85,301	101,509
その他の未払費用および引当金	596,684	469,366
オペレーティング・リース負債	189,814	168,503
その他	128,799	107,978
合計	1,414,546	1,315,745

(1) 繰延税金資産（純額）は、繰延税金資産のうち特定の税務管轄地域内における同一納税主体に関連するものを相殺しております。繰延税金負債（純額）は、繰延税金負債のうち特定の税務管轄地域内における同一納税主体に関連するものを相殺しております。

(2) 容易に公正価値を算定できない持分証券が含まれております。詳細については、「注記6 投資」をご参照ください。

(3) 差入保証金には、日本証券クリアリング機構の清算基金等が含まれております。

11 1株当たり中間純利益：

基本および希薄化後1株当たり当社株主に帰属する中間純利益の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

	(単位：百万円) (1株当たり情報 単位：円)	
	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
基本－		
当社株主に帰属する中間純利益	58,563	167,325
加重平均株式数	3,028,036,425	2,954,723,390
1株当たり当社株主に帰属する中間純利益	19.34	56.63
希薄化後－		
当社株主に帰属する中間純利益	58,468	167,209
加重平均株式数	3,140,207,716	3,063,523,353
1株当たり当社株主に帰属する中間純利益	18.62	54.58

前中間連結会計期間および当中間連結会計期間の当社株主に帰属する中間純利益に対する希薄化は、連結子会社および関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の当社に帰属する持分の減少により生じます。

前中間連結会計期間および当中間連結会計期間の希薄化後1株当たり当社株主に帰属する中間純利益の計算に用いられる加重平均株式数は、新株予約権および譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を発行する株式報酬制度による潜在株式数を考慮した結果増加しましたが、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する中間純利益に与える影響は僅少です。

前中間連結会計期間における6,940,000株を購入する権利を有する新株予約権は、逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する中間純利益の計算から除いております。

12 従業員給付制度：

野村は、世界各地でさまざまな退職給付制度を提供しております。加えて、野村証券健康保険組合を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行っております。

期間退職・年金費用

国内会社における確定給付型の退職給付制度にかかる期間退職・年金費用（純額）の主な内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
勤務費用	3,014	2,884
利息費用	1,742	2,020
年金資産の期待収益	△2,829	△2,833
年金数理上の損失の償却	1,403	922
過去勤務費用の償却	△802	△230
期間退職・年金費用（純額）	2,528	2,763

上記の国内会社の制度以外にも期間退職・年金費用を計上しておりますが、重要な金額ではありません。

13 法人所得税等：

前中間連結会計期間の法人所得税等の負担税率は、益金に算入されない収益項目などが減少要因となった一方で、損金に算入されない費用項目などが増加要因となった結果、法定実効税率31%に対して、40.3%となりました。

当中間連結会計期間の法人所得税等の負担税率は、損金に算入されない費用項目などが増加要因となった一方で、評価性引当金の減少などが減少要因となった結果、法定実効税率31%に対して、28.3%となりました。

14 その他の包括利益：

前中間連結会計期間における累積的その他の包括利益の変動は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)					
	期首残高	組替調整前 その他の 包括利益	累積的 その他の 包括利益 からの組替 調整額(1)	当期 純変動額	中間期末 残高
為替換算調整額	242,767	171,562	6	171,568	414,335
年金債務調整額	△32,174	348	421	769	△31,405
自己クレジット調整額	107,861	△48,033	△196	△48,229	59,632
累積的その他の包括利益	318,454	123,877	231	124,108	442,562

(1) 累積的その他の包括利益からの組替調整額のうち、重要なものはありません。

当中間連結会計期間における累積的その他の包括利益の変動は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)					
	期首残高	組替調整前 その他の 包括利益	累積的 その他の 包括利益 からの組替 調整額(1)	当期 純変動額	中間期末 残高
為替換算調整額	444,071	△95,531	—	△95,531	348,540
年金債務調整額	△19,512	△1,507	552	△955	△20,467
トレーディング目的以外の負債	—	△27	—	△27	△27
証券の未実現損益	—	—	—	—	—
自己クレジット調整額	35,425	9,439	△181	9,258	44,683
累積的その他の包括利益	459,984	△87,626	371	△87,255	372,729

(1) 累積的その他の包括利益からの組替調整額のうち、重要なものはありません。

15 コミットメント、偶発事象および債務保証：

コミットメント

信用および投資関連コミットメント

野村は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、野村は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。中央清算機関の会員として、野村は他の会員が債務不履行に陥った際に、国債および政府系機関債を裏付けとしたリバース・レポの取引相手になり、流動性資金の提供を行う確約をしております。これらの契約のもとでのコミットメント残高はすべて下記、貸出コミットメントに含まれております。

また野村は、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高は投資コミットメントに含まれております。

上記の各コミットメントの残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)
貸出コミットメント		
中央清算機関への流動性提供	1,724,901	2,287,712
その他の貸出コミットメント	1,380,710	1,287,614
合計	3,105,611	3,575,326
投資コミットメント	31,989	26,996

当中間連結会計期間末の上記コミットメントの満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	契約総額	満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
貸出コミットメント					
中央清算機関への流動性提供	2,287,712	2,287,712	—	—	—
その他の貸出コミットメント	1,287,614	227,388	433,019	376,031	251,176
合計	3,575,326	2,515,100	433,019	376,031	251,176
投資コミットメント	26,996	3,341	2,500	400	20,755

貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、野村の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、当該信用関連コミットメントの契約金額は必ずしも将来の現金所要額を表わしているわけではありません。契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なるものになります。野村は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に野村が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

偶発事象

訴訟およびその他の法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金および訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上で個々の法的手続きおよび請求について定期的に評価を行い、これらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」（以下「編纂書450」）に従い、個々の事案について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失が発生する合理的な可能性がある場合、当社はその法的手続きまたは請求の詳細を以下において開示します。編纂書450において合理的な可能性がある場合とは当社に対する損失の発生は高くはないが、その可能性が低いとまではいえない場合であると定義されております。2024年3月31日および2024年9月30日現在、未解決の訴訟その他の法的手続きのうち、損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能であるものについて認識した負債はそれぞれ21,177百万円、16,780百万円であり、連結貸借対照表上、その他の負債に計上しております。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき、当社は、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重大な影響を与えるものではないと考えています。しかしながら、これらの事案の結果が、特定の半期または事業年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの一部について、当社は、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額または合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができません。これらの見積もりは、各事案において野村に対して主張されている特定の損害額や請求等の連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき算出されています。2024年11月14日現在、当社は、合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができるこれらの事案において、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額の合計は、約370億円であると見積もっています。

その他の主要な訴訟および法的手続きについて、当社は合理的に発生する可能性のある損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ①法的手続きが初期段階にあり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分でないこと、②相手方が損害を明らかにしていないこと、③損害に根拠がないこと、または損害が誇張されていること、④係属中の控訴または申立ての結果が不確かであること、⑤時効の適用等を含め、請求の却下にもつながる重要な法律問題が解決されていないこと、⑥請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われていること、または⑦野村に対し金銭の支払を求める判決等がなされたが、その理由や金額の算定の背景等の詳細を受領していないこと等が挙げられます。

野村は、引き続き、野村に対する関係当局等による調査手続き等において適切に対応するとともに、これらの訴訟や法的手続きにおいてその正当性を主張してまいります。

2010年10月および2012年6月に、Fairfield Sentry およびFairfield Sigmaの2つのファンド（共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」）が過去にノムラ・インターナショナル PLC（以下「NIP」）に支払った償還金の返還を求めて、2件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC（米国証券投資者保護法に基づき2008年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」）を主たる運用先としていました。1件目の訴訟は2010年10月5日にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所に移送されました。2件目の訴訟はBLMISの破産管財人（以下「Madoff管財人」）がニューヨーク南部地区米国破産裁判所に提起した訴訟で、2012年6月に、NIPが被告として追加されたものです。これら2件の訴訟

は、同じ約34百万米ドルの償還金および金利の返還を請求するものです。

2011年11月、NIPは、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所において、Madoff管財人からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィーダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を2008年12月11日（BLMISに対して破産手続きが開始された日）以前の6年間に受け取ったと主張し、連邦破産法およびニューヨーク州法に基づき、約24.4百万米ドルおよび金利の返還を請求しています。

当社の米国子会社では、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者（以下「オリジネーター」）から不動産担保付ローンを購入することで、住宅用不動産担保ローンを住宅用不動産ローン担保証券（以下「RMBS」）とする証券化を行っておりました。これらの子会社では、借り手の特性や物件の状況（信用状態やガイドライン、法律への準拠を含む）などローンに関する表明保証（representations）をオリジネーターから受け入れ、証券化に際し信託受託者に対して提供していました。2005年から2007年の間に発行されたRMBSに関して、これらの子会社は合計3,203百万米ドルの買戻請求を受けましたが、表明違反請求に適用される時効成立後の請求には応じていません。一部の投資家は2011年から2014年にかけて、受託者を通じて契約違反の訴訟を提起しています。契約違反に関する請求に適用される6年の時効成立前に提起された訴訟については、却下されることなく係属中であり、証拠調べ手続きが終了しました。当社は裁判外でこれらの和解の可能性を模索してきました。5信託に関する訴訟について和解契約を締結し、訴訟は終結しました。残る2信託については、証券保有者による和解契約の決議が完了しており、裁判所による和解契約の承認手続きが行われております。

NIPは2009年にモンテパスキ銀行（以下「MPS」）との間で締結したデリバティブ取引に関して、以下に記載のイタリアでの2件の民事訴訟手続きおよび行政手続きに関与しています。当該デリバティブ取引については刑事手続きの審理も行われましたが、NIPおよびNIPの元従業員2名の無罪判決が確定しています。また、その他の民事訴訟も終結しています。

2018年1月、Alken Fund Sicav（ルクセンブルク籍のファンドAlken Fund European Opportunities、Alken Fund Absolute Return Europeの代理人）およびファンド管理会社Virmont S.A.（旧Alken Luxembourg S.A.）（以下総称して「Alken」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役合計5名ならびにNIPに対して提起されたもので、Alkenは約434百万ユーロおよび金利の損害賠償等を請求しています。2021年7月、裁判所はAlkenの請求をすべて棄却しました。2022年2月、Alkenは当該判決について、ミラノ控訴裁判所に控訴しました。2023年11月、ミラノ控訴裁判所はAlkenからの控訴を棄却しました。2024年1月、Alkenは当該判決について、イタリア最高裁判所に上告しました。

2019年5月、York Global Finance Offshore BDH (Luxembourg) Sarlおよびそれに関連すると思われる多くのファンド（以下総称して「York」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役合計3名ならびにNIPに対して提起されたもので、Yorkは約186.7百万ユーロおよび金利の損害賠償等を請求しています。2024年5月、裁判所はYorkの請求をすべて棄却しました。2024年6月、Yorkは当該判決について、ミラノ控訴裁判所に控訴しました。

また、NIPはイタリア金融規制当局（以下「CONSOB」）より、当該デリバティブ取引に関する虚偽情報の市場への流布について課徴金調査手続きを開始する旨の送達を受けました。受領した通知では、当該デリバティブ取引に関連して、MPS、MPSの元役員3名、NIPの元役職員2名が被審人として挙げられており、NIPは当該元役職員に課せられる罰金の支払いに対して雇用者として連帯責任を負う者として挙げられておりました。2018年5月22日、CONSOBは、NIPの元役職員2名それぞれに対し、10万ユーロの罰金を命じる決定を下し、また、それらの元役職員が、それぞれ3か月間および6か月間、イタリア法に基づき必要となる上級職務資格の要件を満たさないとの決定を下しました。NIPは当該罰金の支払いに対して連帯責任を負うことから、これら罰金の支払いを行い、当該決定についてミラノ控訴裁判所に対し不服申立てを行いました。2020年12月、ミラノ控訴裁判所はCONSOBの決定を覆しました。CONSOBはイタリア最高裁判所に対し上訴しています。

2021年5月20日、欧州委員会は、NIP、当社および他の複数の銀行に対し、欧州国債の発行および流通市場における取引に関連して欧州競争法に違反する行為があったとする決定を発出しました。欧州委員会は、欧州国債市場における反競争的な合意形成や協調的行動による欧州競争法違反を認定し、NIPおよび当社に対し、約129.6百万ユーロの課徴金の支払いを命じました。2021年8月、NIPおよび当社は、この決定に対し不服申立を行いました。当該課徴金については不服申立を行う場合でも支払が求められることから、暫定的に支払を行っております。

NIPは、欧州国債の発行市場および流通市場における価格操作により米国独占禁止法違反があったとして、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起された集団訴訟の被告となっていました。NIPおよびその他の被告らは、原告との和解に合意し、裁判所により、和解の承認手続きが行われております。

野村は、債券発行に関連する金利スワップ取引に関連して、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」）からの情報提供の要請に対応しました。2021年2月1日、CFTCは、2015年に行われた金利スワップ取引に関連して、野村の社員1名に対し、米国商品取引所法の詐欺・価格操作および不実陳述規制に違反したとして、民事訴追手続きを開始しました。

2017年9月および2017年11月、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（以下「NIHK」）およびノムラ・スペシャル・インベストメンツ・シンガポール Pte Limited（以下「NSIS」）はそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSIS、その関係会社、China Firstextile (Holdings) Limited（以下「FT」）および関係する個人に対して First Commercial Bank, Ltd.、Land Bank of Taiwan Co., Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taishin International Bank、E.Sun Commercial Bank, Ltd.、CTBC Bank Co., Ltd.、Hwatai Bank, Ltd. およびBank of Taiwan（以下総称して「FTシンジケート団銀行」）から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務め、NSISを含めたFTシンジケート団銀行によって実行されたFTに対する100百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。FTシンジケート団銀行は、台湾法の不法行為等を根拠として約68百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めました。台北地方裁判所は2023年10月13日付判決において、FTシンジケート団銀行の請求を全面的に棄却しました。2023年11月、FTシンジケート団銀行8行のうち7行（First Commercial Bank, Ltd.、Land Bank of Taiwan Co., Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taishin International Bank、E.Sun Commercial Bank, Ltd.、CTBC Bank Co., Ltd. およびBank of Taiwan）は台湾高等法院（高等裁判所）に控訴し、当該訴訟は2024年2月から同裁判所にて係属中です。約63百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。

2017年8月、NIPは、ドイツのケルン検察より、野村グループの元社員らによる脱税行為への関与につき捜査を行っている旨の連絡を受けました。本件捜査は、2007年から2012年における特定のドイツ株について配当基準日前後に行われた取引の計画および実施、また税還付申告に関するものであり、元社員らの一部がドイツにおける捜査手続きの対象となっております。これにともない、NIPおよび野村グループの該当会社は、取引データその他関連資料の提出等の検察の要請に対応しております。2023年4月、野村グループのフランクフルトのオフィスに対し、検察による捜査が実施されました。特定のドイツ株について、上記以外の取引も捜査対象となっているものと思料されます。今後野村グループおよび元社員らに対する捜査が裁判に移行されるに至った場合には、判決により元社員らに刑事罰が科され、また該当会社に対して行政罰としての課徴金および利益没収等の処分が科される可能性があります。

2022年8月以降、当社のインド子会社であるNomura Financial Advisory and Securities (India) Private Limited（以下「NFASI」）は、ボンベイ高等裁判所に同社を含む複数の被告とともに提起された3件の訴訟について送達を受けました。いずれの訴訟も同じ株式売却に関するものであり、原告らの株式売却について、NFASIがファイナンシャル・アドバイザーを務めていました。原告らは、NFASIがファイナンシャル・アドバイザーとしての義務を履行しなかった等と主張しています。請求額は、合計約28億インドルピーおよび金利です。

2024年10月、NIPは、イタリアの会計検査院の検察官より、NIPがイタリアの地方公共団体との間で2005年に締結したアドバイザー契約に関連して、民事訴訟を提起されました。検察官は、NIPが顧客に対し損害を生じさせたと主張し、約1億2,280万ユーロの損害賠償を請求しています。

野村は、上記の主な訴訟その他の法的手続きに加えて、トレーディング、ファイナンス、プライム・ブローカレッジ、マーケットメイキング、アドバイザーサービス、投資運用サービス、財務報告を含む野村が行う業務に関し、取引先等の第三者から訴訟等による請求を受け、または規制当局、税務当局、およびその他の政府機関による公式および非公式の検査、情報提供要請、監査、査定、調査等を受ける場合があります。そのうちの一部は野村に不利な判決、和解、罰金、制裁、差止命令、または一部の業務の停止等の結果につながる可能性があります。これらは、現時点では重要なものとは認められず、個別には主な訴訟その他の法的手続きとして開示しておりません。

債務保証

野村は、通常の業務の一環として、スタンバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、野村は債務保証の会計上の定義に該当する一定のデリバティブ契約を行っております。こうしたデリバティブ契約は、被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動にともなって債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるような契約であります。野村は顧客がこれらのデリバティブ契約を投機目的で行っているのかまたはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、債務保証の定義に該当すると考えられるデリバティブ契約に関して以下のとおり情報を開示しております。

これらのデリバティブ契約によって野村が将来支払う可能性がある潜在的な最大金額の情報として、契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ契約に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。

想定元本額は、これらのデリバティブ契約から生じる予想損失額を表しているわけではありません。デリバティブ取引は公正価値で認識されているため、帳簿価額が個々の取引に対する支払可能性、履行リスクを最も適切に表すものと考えております。野村は反対取引や市場リスクをヘッジする契約を行うことで、これらの一定のデリバティブ取引に対するネットエクスポージャーを軽減することがあります。

債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引、スタンバイ信用状およびその他の債務保証は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	前連結会計年度末 (2024年3月31日)		当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)	
	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額
デリバティブ取引 (1) (2)	11,286,872	613,663,415	10,113,360	567,680,462
スタンバイ信用状およびその他の債務保証 (3)	—	3,561,640	—	4,751,427

- (1) クレジット・デリバティブは「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」で開示されており、上記には含まれておりません。
- (2) 主にエクイティ・デリバティブ、金利デリバティブおよび為替取引で構成されております。
- (3) 主に特定のスポンサード・レポプログラムに関連して野村が清算機関に対して行う顧客の支払義務に関する保証を含んでおります。野村は当該保証の潜在的な最大支払額に対して、概ね同額の担保を顧客に要求することで、野村のエクスポージャーを最小化しています。

当中間連結会計期間末の債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引、スタンバイ信用状およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)					
	帳簿価額	潜在的な最大支払額または契約額				
		計	満期年限			
			1年以内	1～3年	3～5年	5年超
デリバティブ取引	10,113,360	567,680,462	139,096,343	206,106,027	45,013,686	177,464,406
スタンバイ信用状およびその他の債務保証	—	4,751,427	4,713,119	21,074	17,225	9

16 セグメントおよび地域別情報：

事業別セグメント

野村の業務運営および経営成績の報告は、ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われております。野村の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。各事業別セグメントの収益と対応するサービスおよび商品については「注記4 顧客に提供したサービスから得た収益」をご参照ください。野村は、2024年4月1日付で「営業部門」を「ウェルス・マネジメント部門」に改称しました。

セグメント情報の会計方針は、米国会計原則に基づいております。ただし、営業目的で保有する投資持分証券のうち一定のものから生じる評価損益の影響は、米国会計原則では税引前中間純利益（△損失）に含まれていますが、セグメント情報からは除外しております。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定セグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる野村の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示されております。

次の表は、前中間連結会計期間および当中間連結会計期間における事業別セグメントの業績を示したものであります。経営者は経営の意思決定上、金融費用控除後の金融収益を利用しているため、純金融収益が開示されております。総資産についての事業別セグメント情報は、経営者が経営の意思決定上当該情報を利用していないため経営者に報告されていないことから、開示しておりません。

(単位：百万円)

	ウェルス・ マネジメント 部門	インベストメ ント・ マネジメント 部門	ホールセール 部門	その他 (消去分を 含む)	計
前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)					
金融収益以外の収益	188,301	76,357	387,061	47,815	699,534
純金融収益	2,681	△4,721	7,876	12,893	18,729
収益合計（金融費用控除後）	190,982	71,636	394,937	60,708	718,263
金融費用以外の費用	138,990	44,794	384,572	45,272	613,628
税引前中間純利益	51,992	26,842	10,365	15,436	104,635
当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)					
金融収益以外の収益	225,535	105,150	493,208	86,043	909,936
純金融収益	5,132	△1,393	15,019	11,068	29,826
収益合計（金融費用控除後）	230,667	103,757	508,227	97,111	939,762
金融費用以外の費用	143,120	48,643	441,812	68,253	701,828
税引前中間純利益	87,547	55,114	66,415	28,858	237,934

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行われております。

次の表は、その他の欄の税引前中間純利益（△損失）の主要構成要素を示したものであります。

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経済的ヘッジ取引に関連する損益	△5,511	△1,027
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	8,217	496
関連会社損益の持分額	22,731	26,351
本社勘定	3,322	187
その他 (1)	△13,323	2,851
計	15,436	28,858

(1) その他には、自社の信用リスクによる影響額等が含まれております。

次の表は、前出の表に含まれる合算セグメント情報の、野村の中間連結損益計算書上の収益合計（金融費用控除後）、金融費用以外の費用計ならびに税引前中間純利益に対する調整計算を示したものであります。

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
収益合計（金融費用控除後）	718,263	939,762
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	△1,590	△1,993
連結収益合計（金融費用控除後）	716,673	937,769
金融費用以外の費用計	613,628	701,828
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	—	—
連結金融費用以外の費用計	613,628	701,828
税引前中間純利益	104,635	237,934
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	△1,590	△1,993
連結税引前中間純利益	103,045	235,941

地域別情報

野村の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行われております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて野村の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をおいております。

次の表は、地域別業務ごとの収益合計（金融費用控除後）および税引前中間純利益（△損失）ならびに野村の事業にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計（金融費用控除後）は、主にそれぞれ米国および英国における野村の事業から構成されております。なお、地域別配分方法において、収益合計（金融費用控除後）および長期性資産については外部顧客との取引高を基準とし、税引前中間純利益（△損失）については、地域間の内部取引を含む取引高を基準としております。

(単位：百万円)		
	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
収益合計（金融費用控除後）(1)：		
米 州	202,420	292,423
欧 州	109,768	177,770
アジア・オセアニア	24,030	23,467
小計	336,218	493,660
日 本	380,455	444,109
連 結	716,673	937,769
税引前中間純利益（△損失）：		
米 州	△6,776	33,120
欧 州	△15,125	△1,804
アジア・オセアニア	4,459	25,398
小計	△17,442	56,714
日 本	120,487	179,227
連 結	103,045	235,941

(1) 単独で重要とみなされる外部の顧客との取引から生ずる収益はありません。

(単位：百万円)		
	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間末 (2024年9月30日)
長期性資産：		
米 州	121,633	107,408
欧 州	62,063	57,318
アジア・オセアニア	33,820	31,424
小計	217,516	196,150
日 本	270,924	280,210
連 結	488,440	476,360

2【その他】

(1) 期末配当

2024年4月26日開催の取締役会において、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり2024年3月末日を基準日とする配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ① 2024年3月末日を基準日とする配当金の総額 | 44,567百万円 |
| ② 1株当たりの2024年3月末日を基準日とする配当金 | 15円 |

(2) 中間配当

2024年11月1日開催の取締役会において、2024年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり2024年9月末日を基準日とする配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ① 2024年9月末日を基準日とする配当金の総額 | 67,974百万円 |
| ② 1株当たりの2024年9月末日を基準日とする配当金 | 23円 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月14日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深田	豊大
--------------------	-------	----	----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林	慎一
--------------------	-------	---	----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長尾	充洋
--------------------	-------	----	----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗田	俊郎
--------------------	-------	----	----

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結資本勘定変動表、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間連結財務諸表注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第320条の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（中間連結財務諸表注記1参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績並びに中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（中間連結財務諸表注記1参照）に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（中間連結財務諸表注記1参照）に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（中間連結財務諸表注記 1 参照）に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（中間連結財務諸表注記 1 参照）に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月14日
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 グループCEO 奥田 健太郎
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役 財務統括責任者(CFO) 北村 巧
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の代表執行役社長 グループＣＥＯである奥田健太郎および執行役 財務統括責任者（ＣＦＯ）である北村巧は、当社の第121期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。